新旧対照表

理由欄の区分について

①【時点更新（改定理由）】

　内容や趣旨は変えず、記載されている年度・期間・データ等を最新の時点に合わせるものです（令和◯年度 → 令和△年度へ更新、最新統計値への置き換えなど）。

②【軽微な修正】

　文章の意味内容は変えず、表現・言い回しを分かりやすくするものです（表現の明確化、読みやすさ向上など）。

③上記以外については、改定理由を記載しております。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
1	第１章　資産マネジメント第３期実施方針の位置づけ等 １　背景 （１）これまでの取組	本市では、学校施設や市営住宅、庁舎などの公共建築物、道路・橋りょうなどのインフラ施設（以下「公共施設」といいます。）を保有しており、公共施設の最適な維持管理や活用等を行うため、平成23(2011)年２月には「川崎版ＰＲＥ戦略　かわさき資産マネジメントプラン（第１期取組期間の実施方針）」（以下「かわさき資産マネジメントプラン」といいます。）を、また、平成26(2014)年３月には、「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第２期取組期間の実施方針）」（以下「かわさき資産マネジメントカルテ」といいます。）を策定し、３つの戦略による資産マネジメントの取組を進めてきたところです。	本市では、学校施設や市営住宅施設、庁舎施設などの公共建築物、道路施設・橋りょう施設などのインフラ施設（以下「公共施設」という。）を保有しており、公共施設の最適な維持管理や活用等を行うため、平成23(2011)年２月には「川崎版ＰＲＥ戦略　かわさき資産マネジメントプラン（第１期取組期間の実施方針）」（以下「かわさき資産マネジメントプラン」という。）を、また、平成26(2014)年３月には、「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第２期取組期間の実施方針）」（以下「かわさき資産マネジメントカルテ」という。）を策定し、３つの戦略による資産マネジメントの取組を進めてきたところです。	軽微な修正
1	第１章　資産マネジメント第３期実施方針の位置づけ等 １　背景 （１）これまでの取組	一方、資産マネジメント第３期実施方針（以下「第３期実施方針」といいます。）策定に向け、平成31(2019)年２月に　「『資産マネジメントの第３期取組期間の実施方針』の策定に向けた考え方について」（以下「第３期実施方針の考え方」といいます。）を公表しました。	一方、資産マネジメント第３期実施方針（以下「第３期実施方針」という。）策定に向け、平成31(2019)年２月に　「『資産マネジメントの第３期取組期間の実施方針』の策定に向けた考え方について」（以下「第３期実施方針の考え方」という。）を公表しました。	軽微な修正
2	第１章　資産マネジメント第３期実施方針の位置づけ等 １　背景 （１）これまでの取組	この間、公共施設に関する利用状況やコスト情報など、本市公共施設の状況を市民の皆様に広く知っていただくための情報を明らかにするとともに、その利用状況やコスト情報などを分析することにより、施設分類別の現状と課題を把握し、第３期実施方針の検討を進めるための資料とすることなどを目的とし、令和３(2021)年２月に「川崎市公共施設白書」（以下「白書」といいます。）を作成しました。 加えて、第３期実施方針の考え方に基づく取組や、第２期取組期間における取組の検証等を踏まえ、次の第３期取組期間（令和４(2022)年度から令和13(2031)年度）において取り組むべき資産マネジメントの方向性を、令和３(2021)年８月に、「資産マネジメント第３期実施方針の方向性」（以下「第３期実施方針の方向性」といいます。）として取りまとめました。	この間、公共施設に関する利用状況やコスト情報など、本市公共施設の状況を市民の皆様に広く知っていただくための情報を明らかにするとともに、その利用状況やコスト情報などを分析することにより、施設分類別の現状と課題を把握し、第３期実施方針の検討を進めるための資料とすることなどを目的とし、令和３(2021)年２月に「川崎市公共施設白書」（以下「白書」という。）を作成しました。 加えて、第３期実施方針の考え方に基づく取組や、第２期取組期間における取組の検証等を踏まえ、次の第３期取組期間（令和４(2022)年度から令和13(2031)年度）において取り組むべき資産マネジメントの方向性を、令和３(2021)年８月に、「資産マネジメント第３期実施方針の方向性」（以下「第３期実施方針の方向性」という。）として取りまとめました。	軽微な修正
2	第１章　資産マネジメント第３期実施方針の位置づけ等 １　背景 （１）これまでの取組	こうした第２期取組期間の検証や、第２章「本市公共施設を取り巻く現状と課題」を総合的に踏まえると、中長期的な視点からの３つの戦略に基づく資産マネジメントの取組や、資産保有の最適化への重点的な取組が必要といえます。 これらの取組推進を目的とし、第３期実施方針を策定いたします。	こうした第２期取組期間の検証や、第２章「本市公共施設を取り巻く現状と課題」を総合的に踏まえると、中長期的な視点からの３つの戦略に基づく資産マネジメントの取組や、資産保有の最適化への重点的な取組が必要といえます。 これらの取組推進を目的とし、第３期実施方針を策定いたしました。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
2	第１章　資産マネジメント第３期実施方針の位置づけ等 １　背景 （２）第３期実施方針見直しの趣旨	（２）第３期実施方針策定の趣旨	（２）第３期実施方針見直しの趣旨	軽微な修正
2	第１章　資産マネジメント第３期実施方針の位置づけ等 １　背景 （２）第３期実施方針見直しの趣旨	―	第３期実施方針は、第３期取組期間の中間である５年間の短期的期間の終了に合わせ、中間見直しを検討することとしております。 このたび、令和７年度の庁内会議及び附属機関での議論や、社会状況の変化などを踏まえ、次の２点を検討の主なポイントとし、中間見直しを実施しました。 ①第３期取組期間（10年間）における公共建築物全体の床面積（以下「保有総量」という。）について ・第３期実施方針策定時と比較し本市を取り巻く社会状況に大きな変化はなく、引き続き、将来世代の負担に配慮した取組を行うことが求められることから、第３期取組期間に保有総量（企業会計分を除く。）を基準から増やさない目標を維持することとし、第３期実施方針に基づく取組を継続してまいります。 ②人口減少期を踏まえた削減目標について ・第３期実施方針策定時は、令和12（2030）年に人口ピークを迎え、その後人口減少期へ移行することが見込まれたことから、第３期取組期間中に削減目標を設定するものとしています。 ・近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少過程への転換などを踏まえると、第３期取組期間中に削減目標を設定することの必要性について変更はありませんが、近年では、社会情勢の変化や市民ニーズの複雑化が生じており、削減目標の設定にあたっては、最新の人口推計などを適切に反映する必要があることから、第３期取組期間中の令和13（2031）年度に策定予定の「（仮称）第４期実施方針案」の中で設定することを基本とします。	中間見直しの趣旨を新たに掲載しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
4	第１章　資産マネジメント第３期実施方針の位置づけ等 ２　位置づけ（１）国の計画との関係	本市においては、国からの要請を踏まえ、かわさき資産マネジメントカルテを公共施設等総合管理計画に位置づけるとともに、個別施設計画の整備に向けた取組を進めてきました。 第３期取組期間においては、第３期実施方針を公共施設等総合管理計画として位置づけます。	公共施設等総合管理計画とは、更新・統廃合・長寿命化等、長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための基本計画であり、本市においては、国からの要請を踏まえ、かわさき資産マネジメントカルテを公共施設等総合管理計画に位置づけるとともに、個別施設計画の整備に向けた取組を進めてきました。 第３期取組期間においては、第３期実施方針を公共施設等総合管理計画として位置づけます。	公共施設等総合管理計画の定義を追加しました。
4	第１章　資産マネジメント第３期実施方針の位置づけ等 ２　位置づけ（１）国の計画との関係	図表１－２－１　国の計画と第３期実施方針・個別施設計画との関係 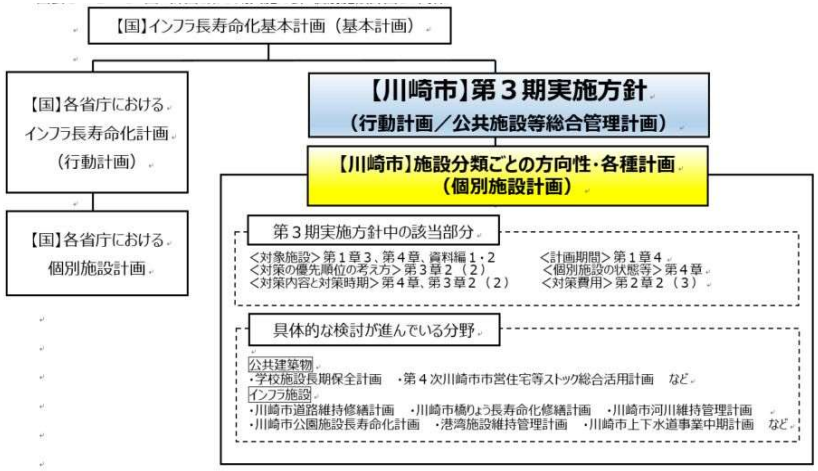	図表１－２－１　国の計画と第３期実施方針・個別施設計画との関係 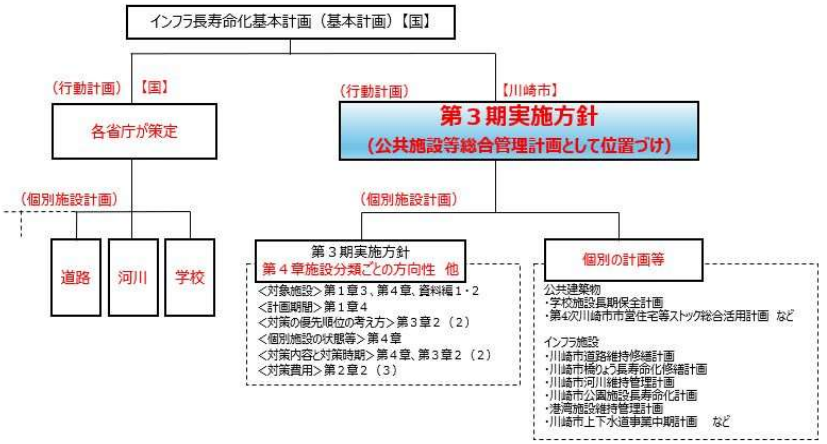 ※「インフラ長寿命化基本計画」において、国や地方公共団体は「インフラ長寿命化計画（行動計画）」、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」の策定が求められている。地方公共団体は、行動計画として、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）」の策定が求められている。	図表について、公共施設等総合管理計画を踏まえた計画体系の整理・明確化を図りました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
5	第１章　資産マネジメント第３期実施方針の位置づけ等 ２　位置づけ（２）本市総合計画、行財政改革プログラムとの関係等	本市の資産マネジメントの取組については、「川崎市総合計画第３期実施計画」（令和４(2022)年３月策定）の「かわさき10年戦略」において、まちの「成長」と「成熟」を支える「基盤」づくりの主な取組として、「戦略７『チャレンジを続け、いつまでも活力あふれるまち』をめざす」に位置づけられているとともに、「川崎市行財政改革第３期プログラム」（令和４(2022)年３月策定）において、「取組２　市役所の経営資源の最適化」の改革項目「戦略的な資産マネジメント」として位置づけられています。 一方、資産マネジメントの取組に関する具体的な内容・取組を推進する上での手段については、第３期実施方針にて位置づけるとともに、第３期取組期間において公共施設の所管局が分野別計画を策定・更新する際は、第３期実施方針を踏まえ実施することとなります。 図表１－２－２　本市総合計画、行財政改革プログラムとの関係等 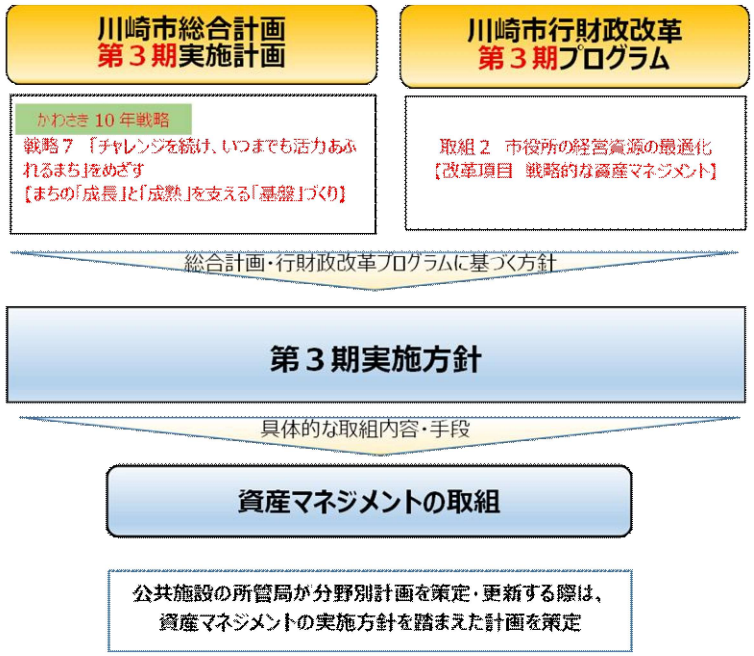 	本市の資産マネジメントの取組については、「川崎市総合計画第４期実施計画」（令和８(2026)年３月策定）の序章「（２）　川崎市を取り巻く環境変化と主な課題等」において、「都市インフラの老朽化と有効活用」として課題が挙げられているとともに、「川崎市行財政改革第４期プログラム」（令和８(2026)年３月策定）において、「取組の柱２　戦略的な経営意識に基づく持続可能な行財政運営の推進」の改革項目「戦略的な資産マネジメント」として位置づけられています。 一方、資産マネジメントの取組に関する具体的な内容・取組を推進する上での手段については、第３期実施方針にて位置づけるとともに、第３期取組期間において公共施設の所管局が個別の計画等を策定・更新する際は、第３期実施方針を踏まえ実施することとなります。 図表１－２－２　本市総合計画、行財政改革プログラムとの関係等 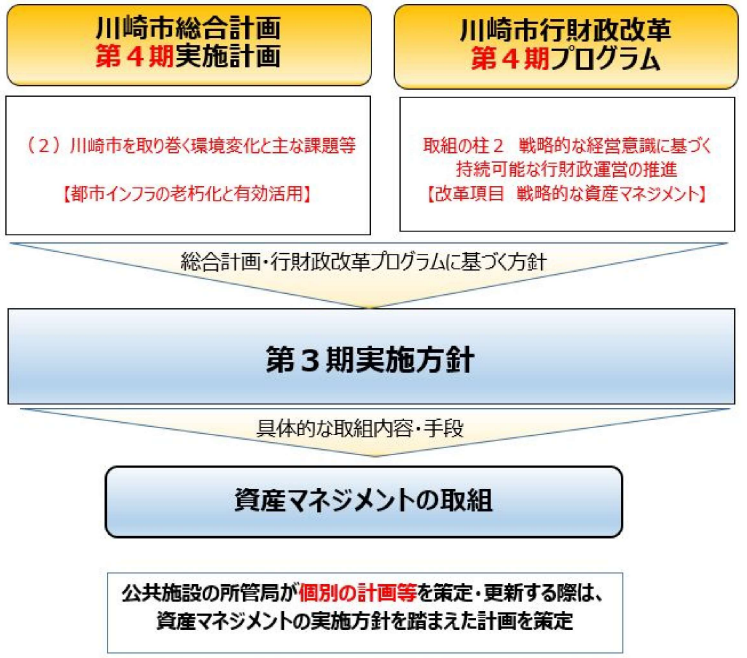 	本市総合計画及び行財政改革プログラムの更新内容を反映しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
6	第１章　資産マネジメント第３期実施方針の位置づけ等 ３　対象施設	白書における「公共施設」を対象とします。 なお、白書においては、以下のとおり本市の保有する財産等について整理しており、第３期実施方針においても、当該整理を踏まえたものとします。 ●本市の保有する財産（物品、債券、基金を除く。）は、地方自治法に基づき「公有財産」に分類され、「公有財産」は「行政財産」と「普通財産」に分類 ●「公有財産」（企業会計で管理する施設も含む。）及び本市で民間企業などから借り受けている「借受施設」を「公共施設」として整理 ●「行政財産」について、庁舎施設・消防施設・学校施設などの「公共建築物」と、道路・橋りょう・公園などの「インフラ施設」に分類 ●施設の用途別に、公共建築物について大分類（13分類）、中分類（53分類）に分類し、インフラ施設について「道路施設」「橋りょう施設」等に分類 図表１－３　第３期実施方針の対象とする公共施設 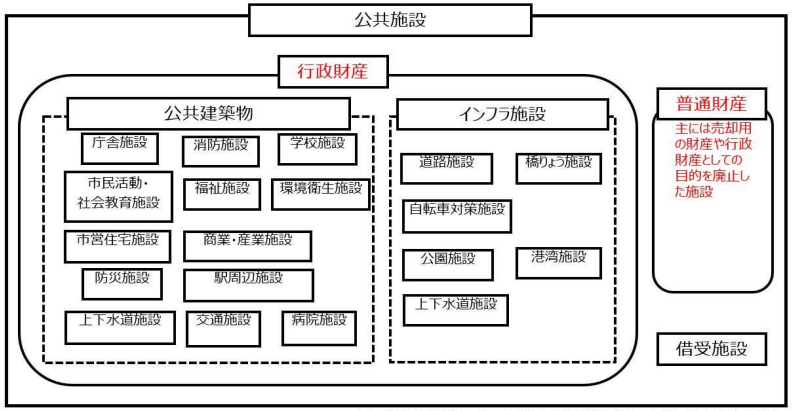 ※上記公共建築物・インフラ施設における施設名は、白書における名称を使用	第３期実施方針においては、白書における「公共施設」を対象とします。 「公共施設」とは、本市が保有する建築物その他の工作物をいい、具体的には、いわゆるハコモノの公共建築物、道路施設・橋りょう施設等のインフラ施設のほか、借受施設を含みます。 ●庁舎施設・消防施設・学校施設などの「公共建築物」と、道路施設・橋りょう施設・公園施設などの「インフラ施設」に分類 ●施設の用途別に、公共建築物について大分類（13分類）、中分類（53分類）に分類し、インフラ施設について「道路施設」「橋りょう施設」等に分類 ●「公共建築物」のうち、「学校施設」・「市営住宅施設」以外の施設を「庁舎等建築物」と定義 図表１－３　第３期実施方針の対象とする公共施設 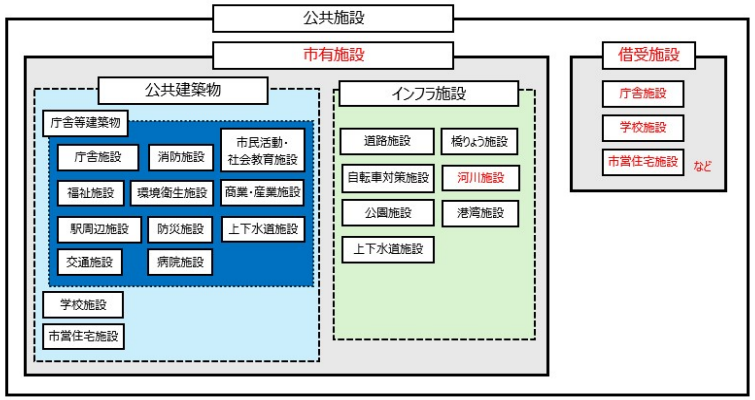 ※上記公共建築物・インフラ施設における施設名は、白書における名称を使用している。該当する施設の詳細は、「第４章施設分類ごとの方向性」、「資料編１　公共建築物等の内訳」及び「資料編２　インフラ施設の内訳」を参照のこと。 ※「市有施設」は地方自治法上、「行政財産」と「普通財産」に分類される。	公共施設の定義を記載しました。公共施設の分類体系の整理・明確化を図りました。
6	第１章　資産マネジメント第３期実施方針の位置づけ等 ４　第３期実施方針の取組期間	令和４(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。 ただし、今後の社会経済情勢や第３期取組期間における資産マネジメントの取組状況等も踏まえ、取組期間の中間である５年を目途に、第３期実施方針の見直しについて検討します。	令和４(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。 なお、今後の社会経済情勢や第３期取組期間における資産マネジメントの取組状況等も踏まえ、取組期間の中間である令和８年度に、第３期実施方針の見直しを実施しました。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
7	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（１）人口	本市の人口は、高度経済成長期における大幅な人口増加期や、その後の逓増期等を経て、平成27(2015)年には147.5万人に達し、令和４(2022)年３月１日現在、153.6万人の人口規模となり現在も増加を続けています。 しかしながら、令和３(2021)年度に行った本市の将来人口推計(更新版)によると、総人口は令和12(2030)年頃における約160.5万人をピークとして、その後は減少過程に移行することが想定されています。 また、年齢３区分別人口では、年少人口（15歳未満）は令和２(2020)年頃を境に減少過程に移行していると想定され、生産年齢人口（15～64歳）は令和７(2025)年頃まで増加を続け、約106.0万人をピークとしてその後は減少に転じること、老年人口（65歳以上）は今後も増加を続け、令和32(2050)年頃には約47.5万人となり総人口のおおむね３分の１が高齢者となることが見込まれています。	全国的に人口減少が進む中、本市では人口増加が続いています。令和２（2020）年国勢調査によると、本市は大都市（指定都市及び東京都区部）の中で平均年齢が最も若く、高齢化率（65歳以上の人口割合）が最も低くなっています。 しかしながら、令和７(2025)年度に行った本市の将来人口推計(更新版)によると、本市の人口は、令和17(2035)年頃に約159.3万人となりピークを迎え、以降、自然減が社会増を上回るかたちで人口減少への転換が想定されます。 また、年齢３区分別人口では、年少人口（０～14歳）は既に減少傾向に転じており、生産年齢人口（15～64歳）もまもなくピークを迎え、近い将来、急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換が見込まれます。	時点更新（最新の将来人口推計を踏まえ、人口動向を更新しました。）
7	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（１）人口	図表２－１－１　年齢３区分別将来人口の推計結果（令和３(2021)年度） 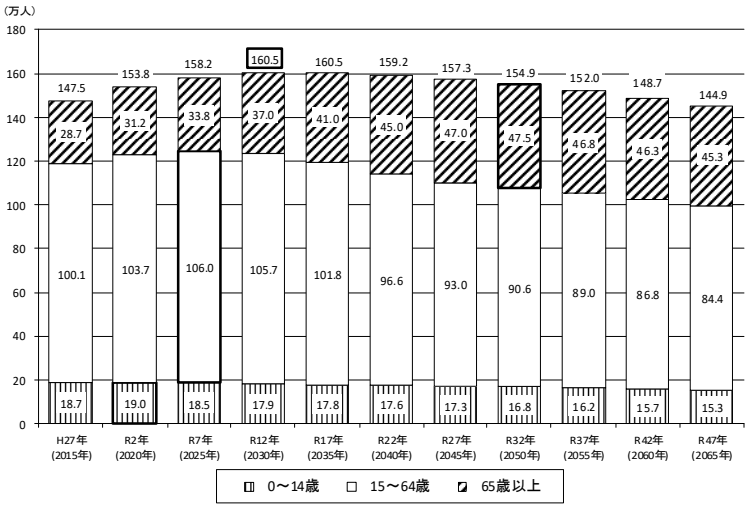 ※平成27年及び令和2年の人口は、国が「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」による。 ※各年10月1日現在。四捨五入のため合計が合わない場合があります。 **第３期取組期間中**に人口は増加する一方、少子高齢化が進展するとともに、**生産年齢人口が令和７(2025)年頃から減少過程に移行**する見込	図表２－１－１　年齢３区分別人口と将来人口推計（令和７(2025)年度） 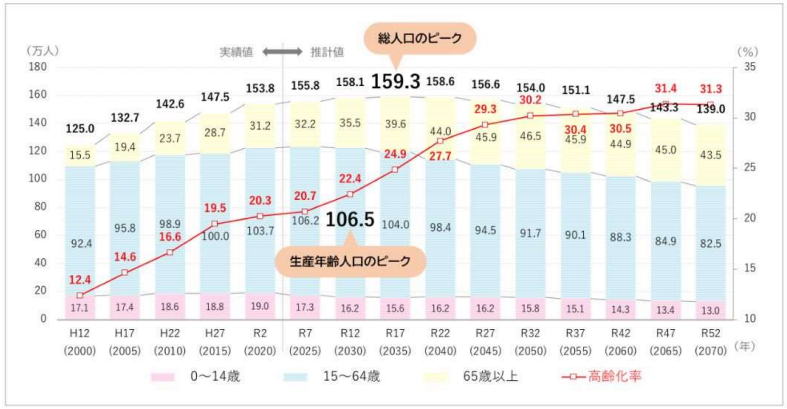 **第３期取組期間中**に人口は増加する一方、少子高齢化が進展するとともに、**生産年齢人口が令和12(2030)年頃から減少過程に移行**する見込み	時点更新（最新の将来人口推計を踏まえ、人口動向を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
8	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（１）人口	なお、区別の人口動向では、最も人口の増加が著しい中原区ではピークが令和22(2040)年頃となる一方、川崎区、多摩区、麻生区では令和12(2030)年頃にピークを迎えることが想定されており、区によって異なる人口動向を示しています。 図表２－１－２　区別将来人口推計結果（令和３(2021)年度） 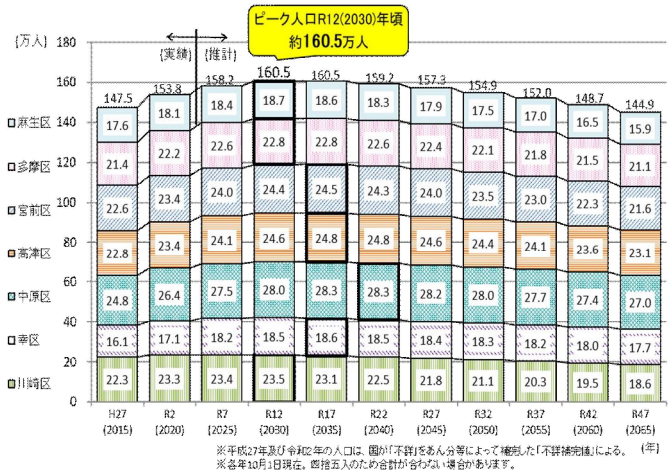 	なお、区別の人口動向では、麻生区が令和２(2020)年頃に人口のピークを迎えており、次いで川崎区が令和12(2030)年頃、宮前区・多摩区が令和17(2035)年頃にピークを迎え、最も遅いのは幸区の令和32(2050)年頃と想定されます。 図表２－１－２　区別将来人口推計結果（令和７(2025)年度）  	時点更新（最新の将来人口推計を踏まえ、人口動向を更新しました。）
8	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（１）人口	よって、各区の状況も踏まえ、令和12(2030)年まで引き続き見込まれる人口増加により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応しつつ、人口減少への転換や少子高齢化の更なる進展を見据えた対応を図っていく必要があります。	よって、各区の状況も踏まえ、令和17(2035)年まで引き続き見込まれる人口増加により多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応しつつ、人口減少への転換や少子高齢化の更なる進展を見据えた対応を図っていく必要があります。	時点更新（最新の将来人口推計を踏まえ、人口ピーク動向を更新するとともに、用語の整理を図りました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
9	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題　１　本市の現状及び課題（１）人口	図表２－１－３　人口・市域面積の指定都市間比較（令和３(2021)年） 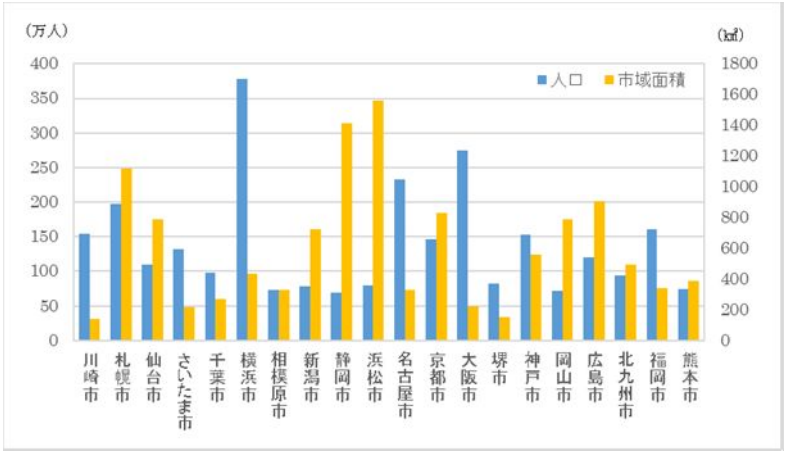 出典：「令和２年国勢調査結果（確定値）による大都市比較（川崎市）」	図表２－１－３　人口・市域面積の指定都市間比較（令和７(2025)年） 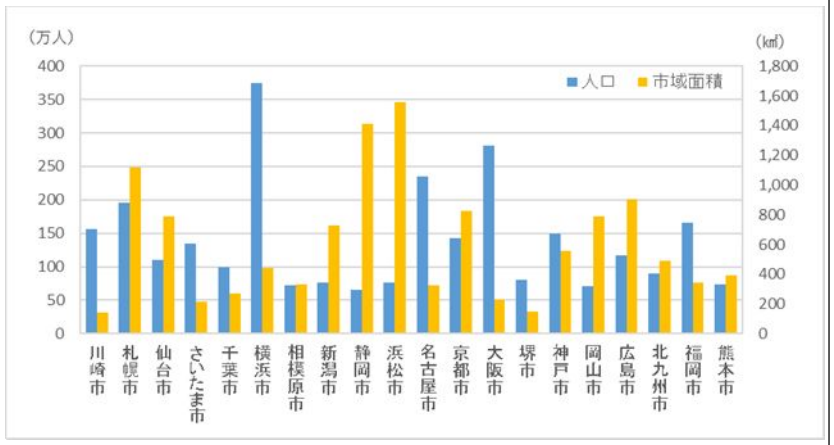 出典：「令和７年国勢調査結果（確定値）による大都市比較（川崎市）」	時点更新（最新の国勢調査結果を踏まえ、指定都市間比較を更新しました。）
9	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題　１　本市の現状及び課題（１）人口	図表２－１－４　人口密度の指定都市間比較 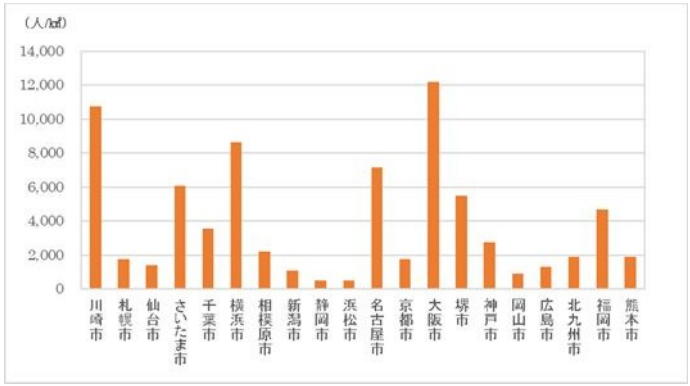 出典：「令和２年国勢調査結果（確定値）による大都市比較（川崎市）」	図表２－１－４　人口密度の指定都市間比較 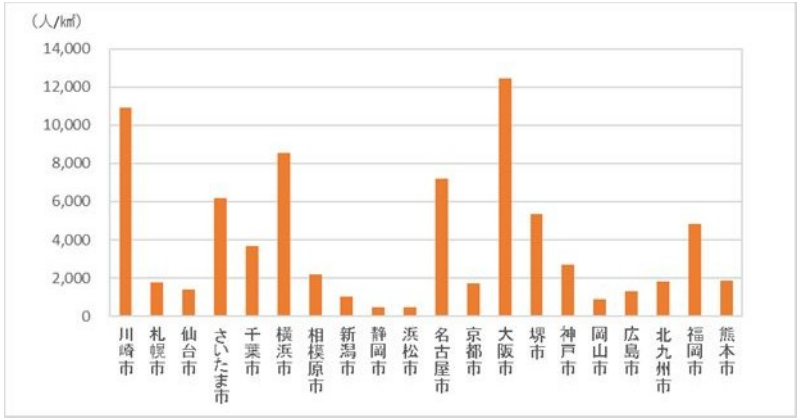 出典：「令和７年国勢調査結果（確定値）による大都市比較（川崎市）」	時点更新（最新の国勢調査結果を踏まえ、指定都市間比較を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
10	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（２）財政環境	本市歳出に占める義務的経費（※）の割合は、平成29(2017)年度の県費負担教職員の市費移管に伴う職員数の増や会計年度任用職員制度の導入などによる人件費の増、待機児童対策の継続的な推進や障害福祉サービス利用者の増による扶助費の増などにより増加傾向にあり、令和４（2022)年度予算では51.8%となっています。地方公共団体全体では、義務的経費の歳出総額に占める割合は令和元(2019)年度決算で49.7%（川崎市は56.5%）となっており、本市は高い水準にあるといえます。 （※）支出が義務的で任意では削減できない経費（人件費、公債費、扶助費）。割合が小さいほど財政の弾力性がある一方、大きいほど財政の硬直度は高まるとされており、義務的経費が一定水準以上になると、新しい行政需要に対応することが困難になるとされています。 図表２－１－５　義務的経費の性質別推移と歳出予算に占める割合 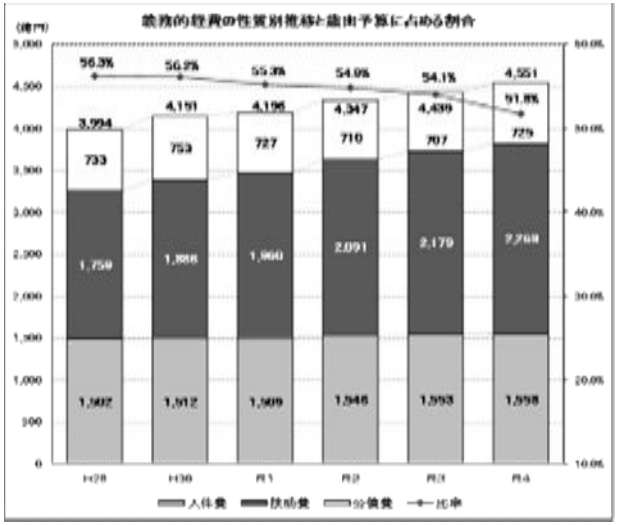 	本市の一般会計の歳出は、近年、国による新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応などの影響により、増加傾向にあります。また、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）（※）の割合が、年々高くなっています。 （※）支出が義務的で任意では削減できない経費（人件費、公債費、扶助費）。割合が小さいほど財政の弾力性がある一方、大きいほど財政の硬直度は高まるとされており、義務的経費が一定水準以上になると、新しい行政需要に対応することが困難になるとされています。 図表２－１－５　歳出（性質別）の推移 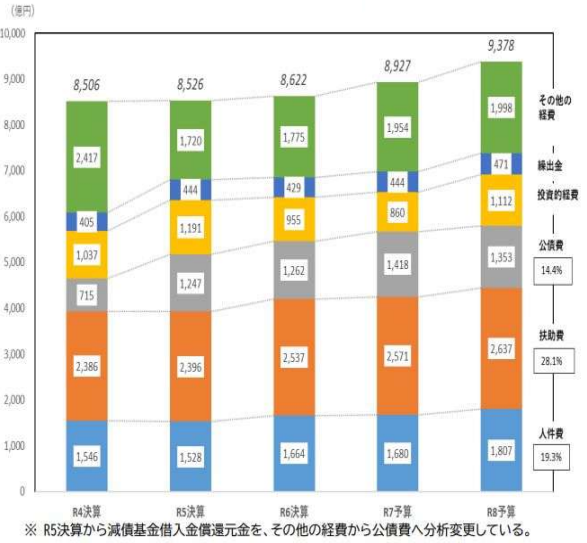 ※ R5決算から減債基金借入金償還元金を、その他の経費から公債費へ分析変更している。	時点更新（今後の財政運営の基本的な考え方（令和８年３月改定）の内容を反映しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
11	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（２）財政環境	高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込まれています。このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況に加え、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に深刻な影響を及ぼしています。 令和2（2020）年度決算においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、歳出が減少したことなどにより、収支不足は発生しなかったものの、減債基金からの借入残高は527億円に達しています。 また、令和3（2021）年度以降、当面の間、市税において、新型コロナウイルス感染症に伴う景気の落込みによる影響を受けることが見込まれます。 さらに、ふるさと納税による減収の拡大や法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないなど、厳しい財政環境が続くことが見込まれており、令和4（2022）年度予算においては、減債基金から239億円の新規借入を計上し、借入残高は895億円に達しています。 図表２－１－６　減債基金からの借入残高の推移 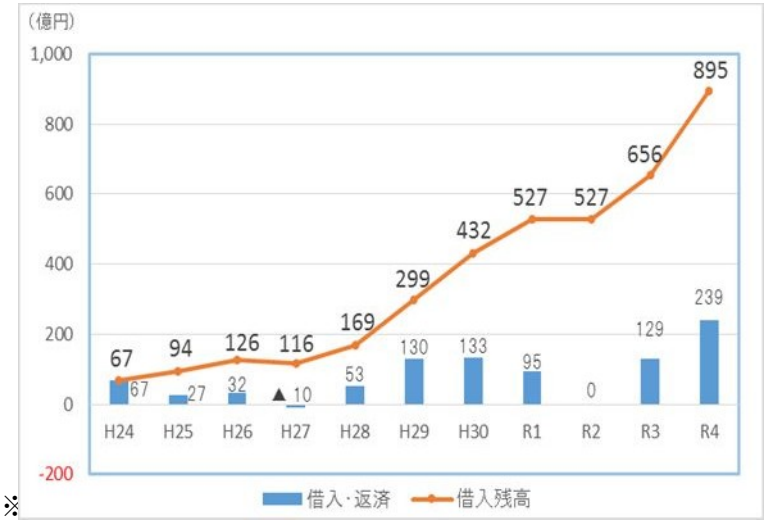 ※	減債基金からの借入状況については、令和７年度決算では借入を行わず、過去の借入金を10億円返済しました。収支改善の主な理由は、予算に対する市税や交付金の増収や、保育所の利用児童数や生活扶助等の単価が見込みを下回ったことに伴う歳出の減によるものです。 図表２－１－６　減債基金及び減債基金借入額の推移  減債基金借入額の推移　(億円) 年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 新規借入額 | 67 | 27 | 32 | ▲10 | 53 | 130 | 133 | 95 | 0 | 0 | 0 | ▲10 | ▲10 | ▲10 借入累計額 | 67 | 94 | 126 | 116 | 169 | 299 | 432 | 527 | 527 | 527 | 527 | 517 | 507 | 497	時点更新（令和７年度決算見込及び令和９年度予算編成方針の内容を反映しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
11	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（２）財政環境	令和４(2022)年３月に公表した収支フレームでは、令和７(2025)年度まで収支不足が生じ、当面の措置として、減債基金からの新規借入が想定されています。令和８(2026)年度には、収支均衡が見込まれますが、経済成長等により歳入が現在の見込を上回るなど堅調に推移した場合でも、当面は、収支不足への対応として減債基金からの借入が想定されること、社会経済環境の変化が市税等の歳入にも大きな影響を及ぼすことなどから、本市の財政は、決して楽観視できる状況にはありません。	こうした中、令和９年度においては、令和８年３月に改定した「収支フレーム」では46億円の収支不足が見込まれており、さらに、歳出面では、物価上昇や賃金上昇、国の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」や「全世代型社会保障の構築」などの取組に的確に対応する必要があり、歳入面では、中東をはじめとした世界情勢の影響、新たに生じた行政需要に対する十分ではない国の財政措置に加え、「責任ある積極財政」の下で行われる国の各種制度変更やふるさと納税による減収の拡大など、先行きが不透明な財政環境が続くことが見込まれます。令和９年度予算編成方針においては、予算編成に際しての留意点として、上昇局面にある金利の動向、物価・賃金上昇や事業の効果やコスト把握を十分に行った上で、施策・事業の優先順位の明確化を図るとしています。	時点更新（令和９年度予算編成方針の内容を反映しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
11	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（２）財政環境	図表２－１－７　収支フレーム＜概略版＞	図表２－１－７　収支フレーム（令和８年３月改定）	時点更新（令和９年度予算編成方針の内容を反映しました。）

（単位　億円）

	収支フレーム					
	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）
歳　入	4,155	4,321	4,382	4,393	4,460	4,504
減債基金借入金　返済	0	0	0	0	0	0
投資的経費	238	315	295	251	241	240
未定枠	0	0	0	0	0	0
大規模な投資的経費（新規分）	1	2	5	7	7	8
大規模な投資的経費（継続分）	69	153	110	58	41	40
基礎的な投資的経費	168	160	180	186	193	192
一部の社会保障関連経費	1,062	1,100	1,132	1,149	1,175	1,195
公債費（諸費を除く）	680	691	698	695	685	666
管理的経費・政策的経費	2,461	2,454	2,463	2,418	2,408	2,393
歳　出	4,441	4,560	4,588	4,513	4,509	4,494
収　支	▲ 286	▲ 239	▲ 206	▲ 120	▲ 49	10

※事業費ベース（単位：億円）

項　目	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）
市税	4,272	4,377	4,424	4,489
地方消費税交付金	419	412	417	421
地方譲与税・その他の県交付金	175	172	172	173
普通交付税・臨時財政対策債	0	0	0	0
その他一般財源	168	179	188	198
退職手当債	0	0	0	0
行政改革推進債	60	60	60	60
国庫支出金	1,802	1,945	1,950	2,007
市債	697	1,135	1,086	1,173
その他特定財源	1,166	1,222	1,262	1,259
歳入合計　A	**8,759**	**9,502**	**9,559**	**9,780**
投資的経費	1,127	1,817	1,769	1,901
一部の社会保障関連経費	2,709	2,794	2,846	2,894
公債費	754	788	827	873
管理的経費・政策的経費	2,351	2,369	2,422	2,379
職員給与費	1,838	1,780	1,848	1,794
歳出合計　B	**8,779**	**9,548**	**9,712**	**9,841**
収支　A－B	**▲ 20**	**▲ 46**	**▲ 153**	**▲ 61**
財政調整基金の活用	**20**	**20**	**20**	**20**
財政調整基金残高見込み（年度末）	**146**	**151**	**156**	**161**
減債基金からの新規借入	**0**	**26**	**133**	**41**
減債基金からの借入残高	**599**	**625**	**758**	**799**

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
13	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（３）都市構造	首都圏機能の強化、まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきたストックや、地理的優位性を活かした「広域拠点」「臨空・臨海都市拠点」の整備等により、「魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり」を引き続き進めるなど、持続可能なまちづくりを推進しています。 また、市民の身近な日常生活は、住まいを起点に、近隣地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道路線に沿ったエリアで展開しています。このような市民の行動地域を意識するとともに、将来の人口減少や少子高齢化に伴う社会的要請を見据え、地域課題にきめ細やかに対応し、地域への愛着やつながりが持てるよう、「地域生活拠点」等の整備をはじめとした、「身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けたくなるまちづくり」を推進しています。 図表２－１－８　都市構造イメージ図 ●広域拠点： 川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺地区 ●臨空・臨海都市拠点： 殿町・大師河原、浜川崎駅周辺地域 ●地域生活拠点： 新川崎・鹿島田駅、溝口駅、 登戸・向ヶ丘遊園駅、鷺沼・宮前平駅周辺地区 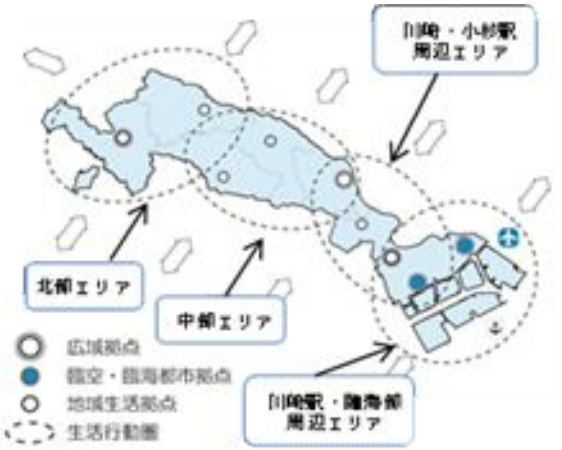 	「魅力と活力にあふれた広域調和型まちづくり」の更なる推進と「身近な地域が連携した暮らしやすく住み続けたくなるまちづくり」「持続可能なまちづくりに向けた効率的・効果的な交通体系の構築」に取り組んでいます。 市民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は、南北に長い本市の地理的な特徴、広域的に展開する市民の行動や産業経済活動、交通網の整備状況、地域の特性などから、住まいを起点に、近隣地域から身近な駅やターミナル駅周辺など、鉄道沿線を中心に展開しています。急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換等に対応するためには、市民の日常生活を支える身近な生活エリアの重要性が、これまで以上に高まることが予想されます。 本市はこれまで、近隣都市の状況を踏まえた広域的視点により各拠点の魅力の創出をめざす広域調和型のまちづくりと、市内各地域の自立と連携をめざす地域連携型のまちづくりを、交通環境等の整備も一体的に進めることで、バランスよく「広域調和・地域連携型」のまちづくりを推進してきました。引き続き、首都圏における本市の位置づけや役割を踏まえつつ、より身近なまちづくりを意識しながら「広域調和・地域連携型」の都市構造をめざし、取組を推進しています。 図表２－１－８　都市構造イメージ図  	時点更新（第４期実施計画を踏まえ、都市構造に関する記述・図表を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
13	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（３）都市構造	市民生活は、住まいを起点とした町内会や自治会などの地域の基礎的な単位である「地区コミュニティゾーン」、ターミナル駅などを中心としたおおむね行政区を単位とする「地域生活ゾーン」、及び鉄道沿線に展開する「生活行動圏」（川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリア）によって構成されています。 川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点等の重点的整備により、商品販売額の増加や地価の上昇など、まちづくりによる大きな効果が見られ、広域拠点等につながる駅周辺にも波及しています。このことから、生活行動圏のエリアでは、この状況を捉え、効率的かつ効果的に波及効果を広げ、地域の特性を活かしたまちづくりが大切となっています。 そこで、まちの波及的発展を促しながら、超高齢社会の到来を見据え、地域のニーズにきめ細やかに対応するため、「誰もが安心して暮らせる住まいと住まい方の充実」や「地域生活拠点及び交通利便性の高い身近な駅周辺などのまちづくり」を推進する必要があります。	まちの魅力や活力の向上等のため、これまで積み重ねてきた都市機能や交通網、首都圏における地理的優位性を活かした「広域拠点」「臨空・臨海都市拠点」の整備等を推進するとともに、首都圏の都市機能を支える交通網の強化などを図り、魅力と活力にあふれた広域調和型のまちづくりを推進しています。 ● 広域拠点　（川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺地区） 首都圏における地理的優位性があり、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かすとともに、生活行動圏を踏まえ、時代の変化に応じた都市機能の集積・更新や高度化を引き続き進め、魅力と活力にあふれた拠点形成を推進しています。 ● 臨空・臨海都市拠点　（殿町・大師河原、浜川崎駅周辺地域、扇島地区） 首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、高度な研究開発・生産・エネルギー・物流機能の集積といった優れたポテンシャルを活かすとともに、ライフサイエンス分野の集積や大規模土地利用転換を契機とした産業のカーボンニュートラル化、革新的な技術・素材・製品等の創出とこれらを支える基盤整備を確実に進め、我が国の重点課題の解決や経済を牽引する活力ある拠点形成を推進しています。	時点更新（第４期実施計画を踏まえ、都市構造に関する記述・図表を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
13	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（３）都市構造	図表２－１－９　生活行動圏の概念イメージ図 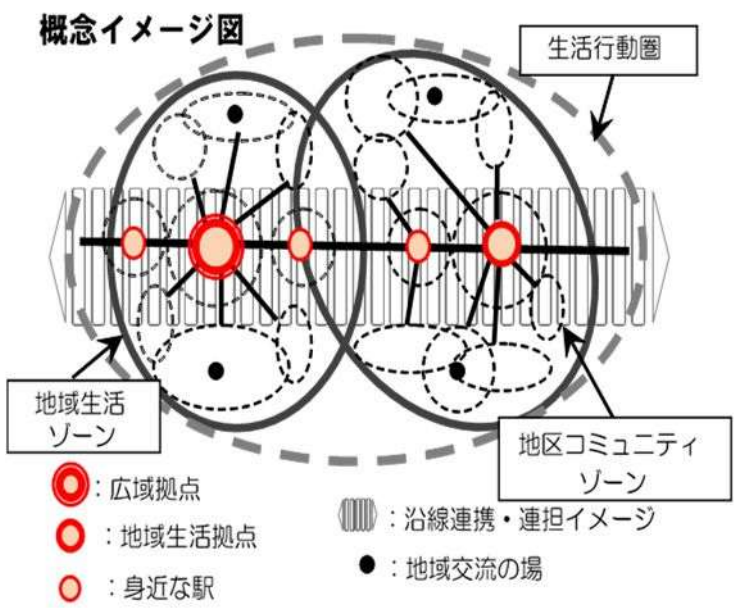	図表２－１－９　生活行動圏の沿線まちづくりイメージ図 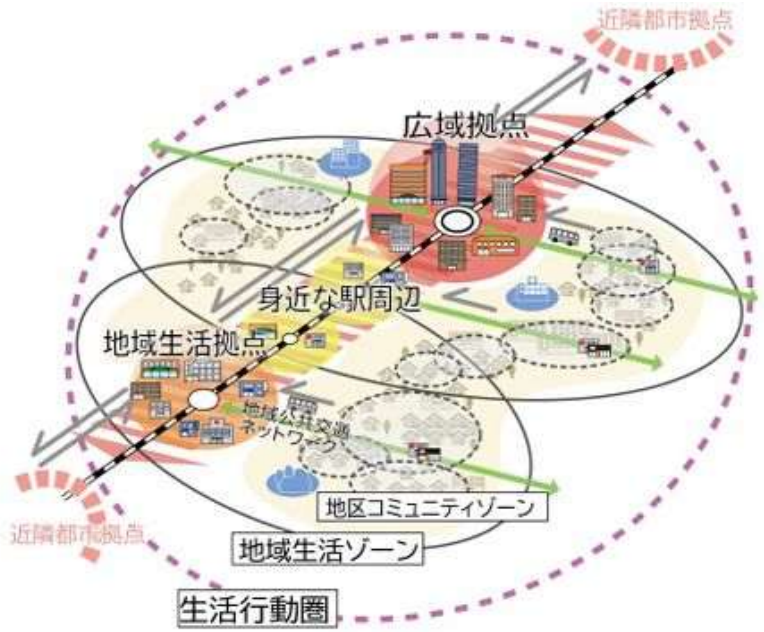	時点更新（第４期実施計画を踏まえ、都市構造に関する記述・図表を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
15	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 １　本市の現状及び課題（４）本市を取り巻く環境の変化	近年、本市を取り巻く環境は急激に変化しており、これを的確に捉えた取組を推進する必要があります。主な環境変化としては、新型コロナウイルス感染症の影響、大規模自然災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた取組の進展及び社会のデジタル化の進展が挙げられますが、その他、「持続可能な開発目標（SDGs）」の社会への浸透や、AIやビッグデータ、ロボット等の先端技術を活用するSociety5.0の進展等の変化が生じています。 ア 新型コロナウイルス感染症の影響 新型コロナウイルス感染症の影響は社会・経済の多方面に及んでおり、社会・経済活動の復興に向けた取組が今後も引き続き重要となっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容を踏まえた、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えた取組が新たに求められています。これらの状況を踏まえた必要な取組を、スピード感を持って進める必要があります。 イ 大規模自然災害の発生 近年、大規模自然災害の被害が増大しており、令和元年東日本台風では本市も甚大な被害を受けました。従前から取り組んできた地震対策に加えて、激甚化・頻発化する風水害への対策が急務となっており、リスクを考慮しつつ、被害を最小限に留めるために、ハード・ソフト両面から対策を進める必要があります。 ウ 脱炭素社会に向けた取組の進展 世界的に温室効果ガス削減に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、令和32(2050)年のCO2排出実質ゼロを目指す「脱炭素戦略（かわさきカーボンゼロチャレンジ2050）」を令和２(2020)年11月に策定したところであり、今後、脱炭素化に向けた取組を積極的に進める必要があります。 エ 社会のデジタル化の進展 感染症の影響により、テレワークやオンライン会議の利用拡大など、社会のデジタル化に向けた取組が急速に進んでいます。本市においても、急速に進化するデジタル化に順応し、国が進めるデジタル化の方針等を踏まえながら、デジタル化に向けた取組を着実に進める必要があります。	少子高齢化や人口減少の進行、社会のデジタル化の加速など、本市を取り巻く環境は急速に変化しています。 将来の予測が困難な時代にあっても、行政サービスの質を確保し、持続可能な都市の成長を実現するためには、環境の変化を的確に捉え、本市の強みやポテンシャルを最大限に引き出しながら、少子高齢化・人口減少の進行や後述の公共施設の老朽化と有効活用のほか、以下のような課題解決に取り組んでいく必要があります。 ア　気候変動の深刻化 近年、各地で異常な暑さが観測されるとともに、台風や局地的豪雨による被害が毎年のように発生するなど、気候変動問題は一層深刻化し、市民生活や自然環境に重大な影響を与えています。脱炭素化を加速させるとともに、市民の生命や健康を守る取組を早急に進める必要があります。 イ　未来志向の産業振興 人口減少社会においても地域経済を活性化し、持続可能な成長を実現するため、扇島地区をはじめ、南渡田地区、キングスカイフロント、新川崎・創造のもりなど、最先端技術産業やイノベーション創出を促進する拠点の形成を各地で推進するとともに、拠点間の連携に取り組む必要があります。 ウ　自然災害リスクの増大 首都直下地震や南海トラフ地震など大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化しています。市民の安全・安心を最優先に、ハード・ソフト両面の防災対策を強化し、あらゆる災害に対応できる強靭な都市づくりを進めていく必要があります。 エ　ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の進展 生成ＡＩや自動運転技術、量子コンピューティングなど、革新的な技術の進展は、社会や生活様式に大きな変化をもたらしています。行政サービスの質の向上や業務の効率化を図るため、行政分野においてもデジタル化の取組を一層加速させることが求められています。	時点更新（第４期実施計画を踏まえ、本市を取り巻く環境の変化に関する記述を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
16	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （１）公共建築物ア総量	市が保有する公共建築物（借受及び企業会計分を除きます。）の延床面積は令和３(2021)年３月31日時点で約377.7万㎡となっています。そのうち、学校施設が約145.1万㎡（38.4%）、市営住宅施設が約112.6万㎡（29.8%）となっており、合計で全施設の７割弱を占める状況となっています。 図表２－２－１　学校施設、市営住宅、庁舎等建築物（学校施設、市営住宅以外の公共建築物）の延床面積の割合（令和３(2021)年３月31日時点） 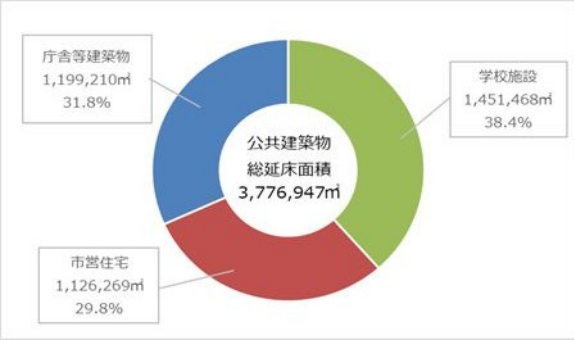 また、市が保有する公共建築物の延床面積は、人口増加等に伴う小・中学校の新設等により、平成22(2010)年から令和２(2020)年までの10年間で約21.5万㎡（約6.0%）増加しています。	保有総量（企業会計分を除く。）は、令和８(2026)年３月31日時点で約387.6万㎡となっています。そのうち、学校施設が約148.5万㎡（38.3%）、市営住宅施設が約111.8万㎡（28.8%）となっており、合計で全施設の７割弱を占める状況となっています。 図表２－２－１　保有総量（企業会計分を除く。）の割合（令和８(2026)年３月31日時点） 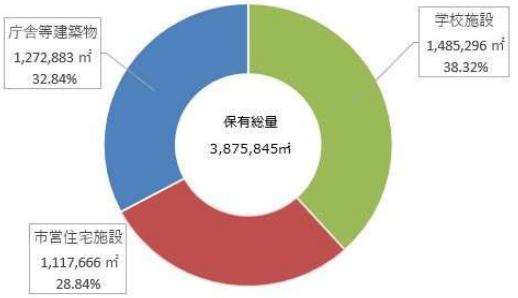 また、保有総量（企業会計分を除く。）は、人口増加等に伴う小学校の新設等により、令和２(2020)年から令和７(2025)年までの５年間で約9.9万㎡（約2.6%）増加しています。	時点更新（保有総量について、令和７年度末の状況を反映するとともに、用語の整理を図りました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
17	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （１）公共建築物ア総量	図表２－２－２　これまでの人口の推移・将来人口推計（令和３（2021）年）と公共建築物の総床面積の推移  	図表２－２－２　これまでの人口の推移・将来人口推計（令和７（2025）年）と保有総量（企業会計分を除く。）の推移  	時点更新（最新の将来人口推計を踏まえ、人口推移と床面積推移を更新するとともに、用語の整理を図りました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
18	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （１）公共建築物ア総量	なお、政令指定都市間で比較すると、「公共建築物床面積」は第10位と、中位に位置していますが、「市域１㎢当たり公共建築物床面積」は、大阪市、名古屋市に次いで３番目に高い水準となっており、「市民１人当たり公共建築物床面積」については、４番目に低い水準となっています。 図表２－２－３　公共建築物床面積・市域面積の指定都市間比較 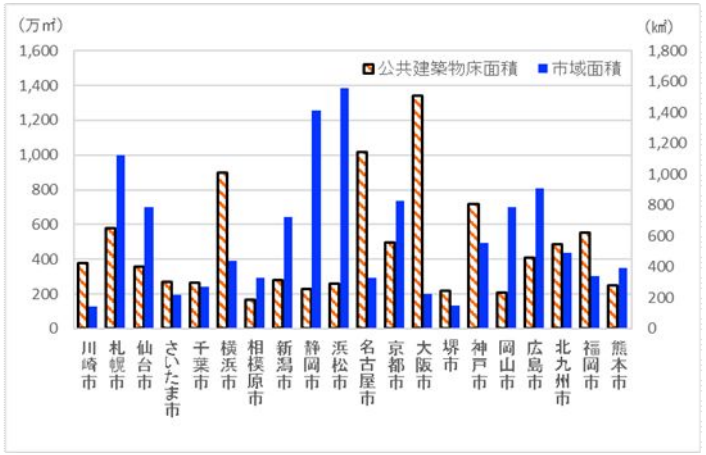	なお、指定都市間で比較すると、「保有総量（企業会計分を除く。）」は第10位で中位に位置していますが、「市域１㎢当たり公共建築物床面積」は、大阪市、名古屋市に次いで３番目に高い水準となっており、「市民１人当たり保有総量（企業会計分を除く。）」については、４番目に低い水準となっています。 図表２－２－３　保有総量（企業会計分を除く。）・市域面積の指定都市間比較 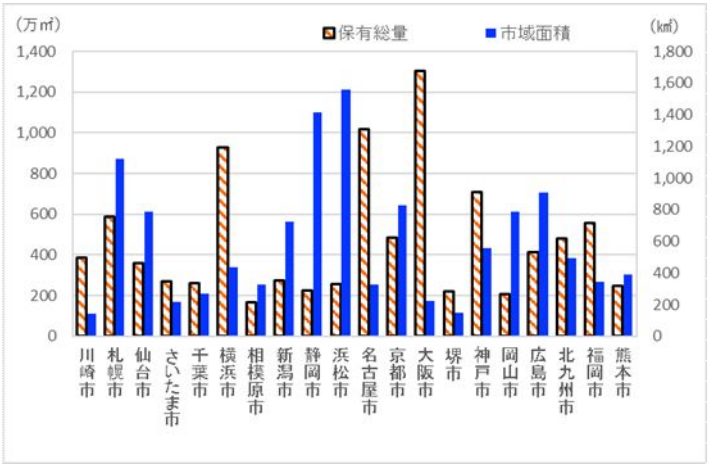	時点更新（保有総量・市域面積の指定都市間比較を更新するとともに、用語の整理を図りました。）
18	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （１）公共建築物ア総量	図表２－２－４　市域１㎢当たり公共建築物床面積の指定都市間比較 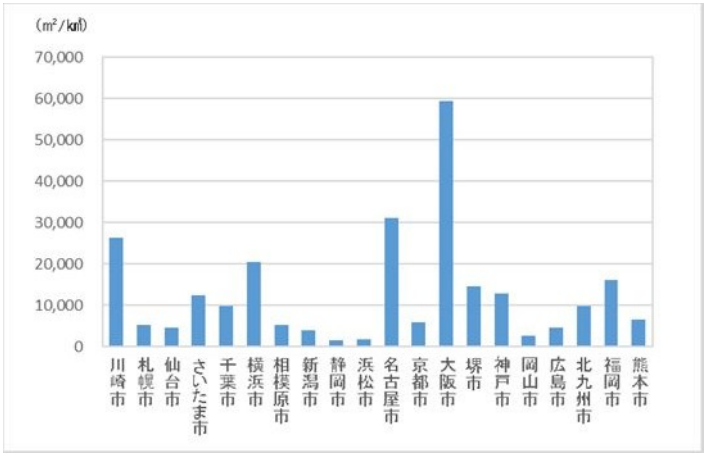	図表２－２－４　市域１㎢当たり保有総量（企業会計分を除く。）の指定都市間比較 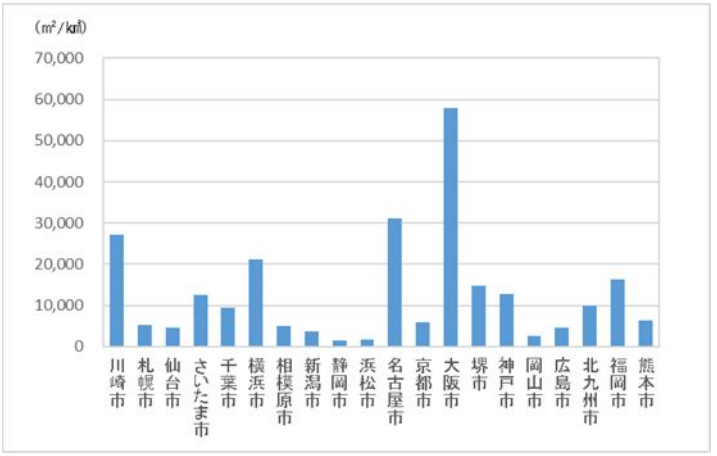	時点更新（市域１㎢当たり保有総量の指定都市間比較を更新するとともに、用語の整理を図りました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
19	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （１）公共建築物ア総量	図表２－２－５　市民１人当たり公共建築物床面積の政令指定都市間比較 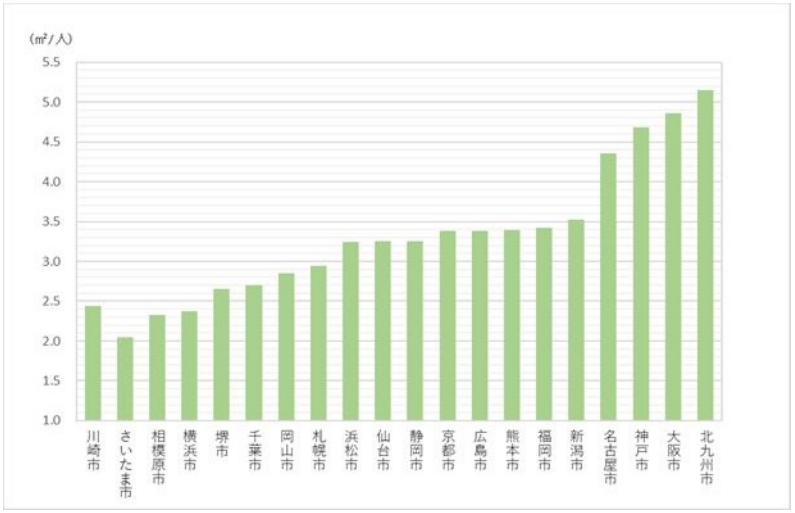 〔出典（図表２－２－３～５）〕 公共建築物床面積：公共施設状況調経年比較表（総務省）※令和元年度決算 市域面積：令和３年全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省）	図表２－２－５　市民１人当たり保有総量（企業会計分を除く。）の指定都市間比較 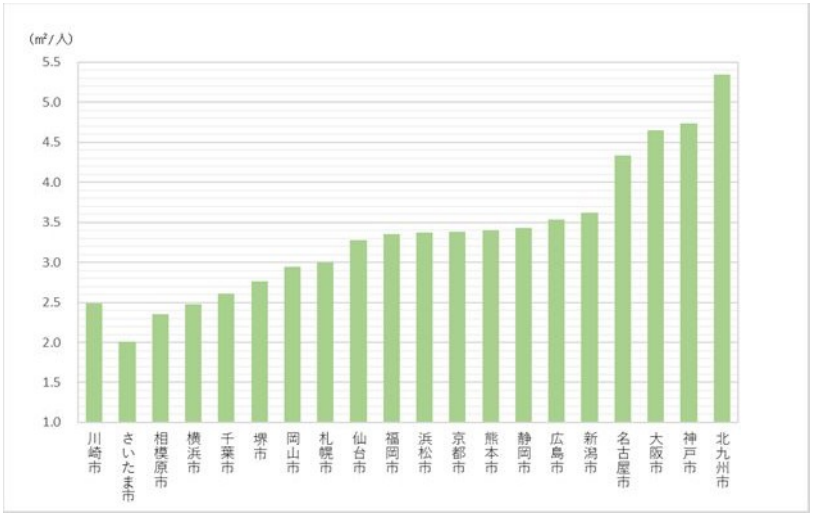 〔出典（図表２－２－３～５）〕 公共建築物床面積：公共施設状況調経年比較表（総務省）※令和６年度決算 市域面積：令和７年全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省）	時点更新（市民１人当たり保有総量の指定都市間比較を更新するとともに、用語の整理を図りました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
20	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （１）公共建築物イ　建築年数	市が保有する公共建築物（借受及び企業会計分を除く）については、現時点で築30年以上のものが約５割を占めており、現状の施設を保有することを前提とすると10年後には約76%に達することから、施設機能の低下や修繕費用の増大など老朽化に伴う問題が懸念されます。 図表２－２－６　本市公共建築物の建築年別床面積（令和３(2021)年3月末現在） 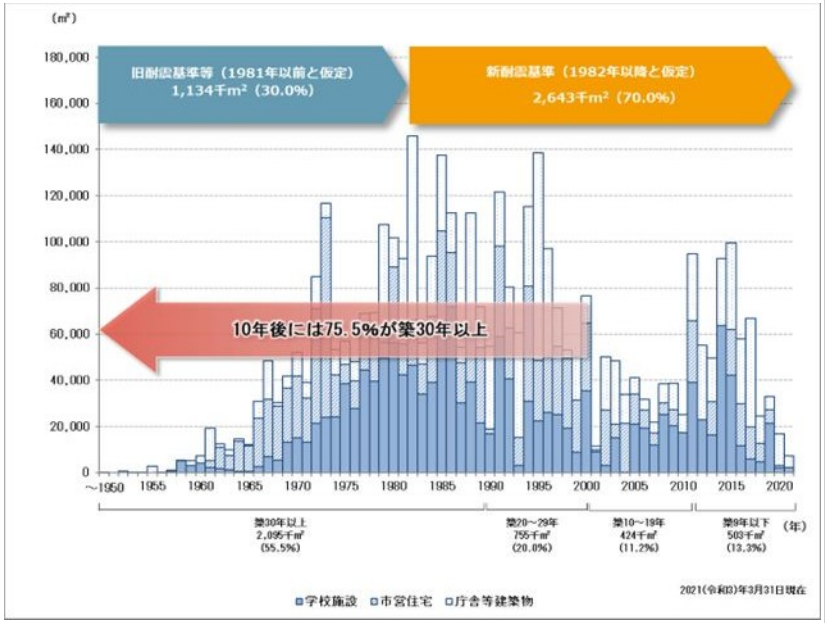 	保有総量（企業会計分を除く。）については、令和８（2026）年３月31日時点で築30年以上のものが約65%を占めており、現状の施設を保有することを前提とすると10年後には約77%に達することから、施設機能の低下や修繕費用の増大など老朽化に伴う問題が懸念されます。 図表２－２－６　本市公共建築物の建築年別床面積（令和８(2026)年３月31日現在） 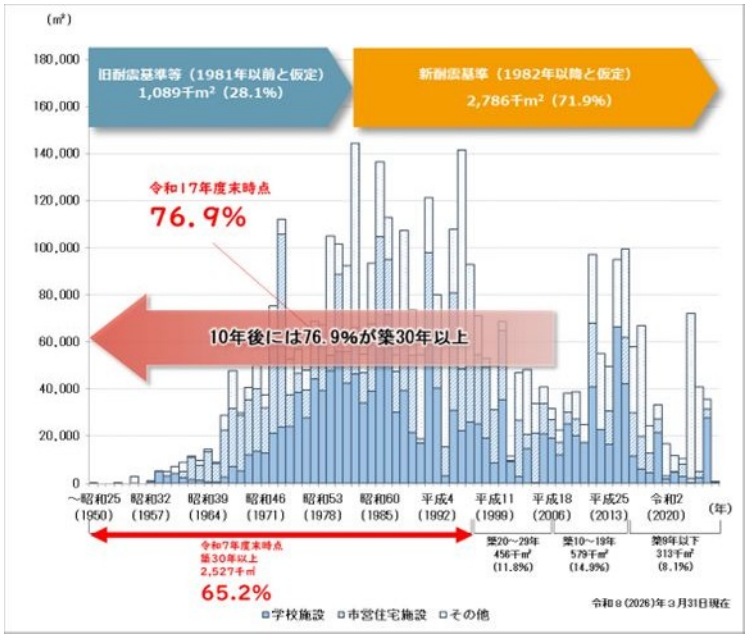 	時点更新（本市公共建築物の建築年別床面積を更新するとともに、用語の整理を図りました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
21	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （１）公共建築物イ　建築年数	なお、庁舎等建築物については1980年代から1990年代、学校施設については1970年代中盤から1990年代、市営住宅については1970年代に多くの施設が建設されており、建築された年代については、それぞれ異なる傾向となっています。 図表２－２－７　本市公共建築物の庁舎等建築物、学校施設、市営住宅の年代別建築面積一覧 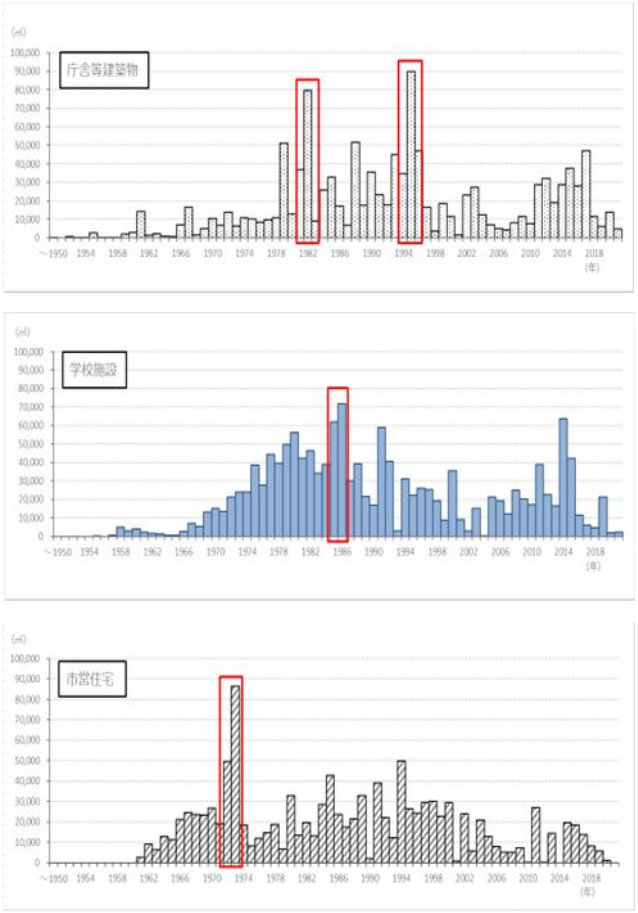 ※一般会計、特別会計ベース（借受及び企業会計分を除く）　（令和３(2021)年3月31日現在）	なお、学校施設については1970年代中盤から1990年代、市営住宅施設については1970年代、庁舎等建築物については1980年代から1990年代に多くの施設が建設されており、建築された年代については、それぞれ異なる傾向となっています。 図表２－２－７　本市公共建築物（学校施設、市営住宅施設、庁舎等建築物）の年代別建築面積一覧 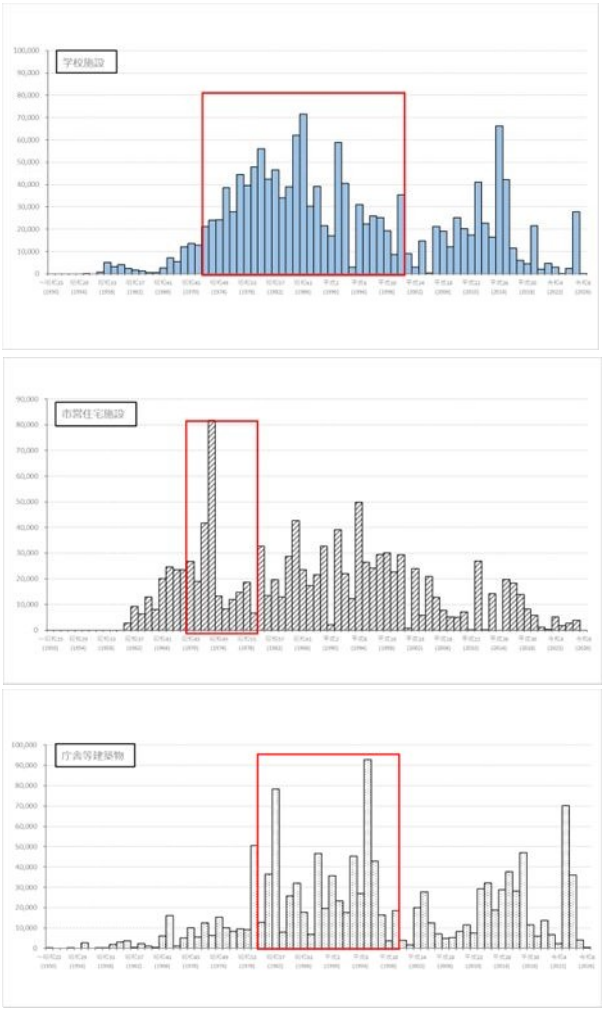 ※一般会計、特別会計ベース（企業会計分を除く。）　（令和８(2026)年3月31日現在）	時点更新（施設分類ごとの年代別建築面積一覧を更新するとともに、用語の整理を図りました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
22	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （１）公共建築物イ　建築年数	―	有形固定資産減価償却率は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合です。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを指標化することにより、その資産の経年の程度を把握することができます。本市の有形固定資産減価償却率は、指定都市平均を下回っており、令和５（2023）年度には新本庁舎の完成等により数値が前年度を下回りましたが、将来世代の負担が重くならないよう、引き続き、計画的な改修・更新等を行っていく必要があります。 図表２－２－８　有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）（%）（企業会計分を除く。） 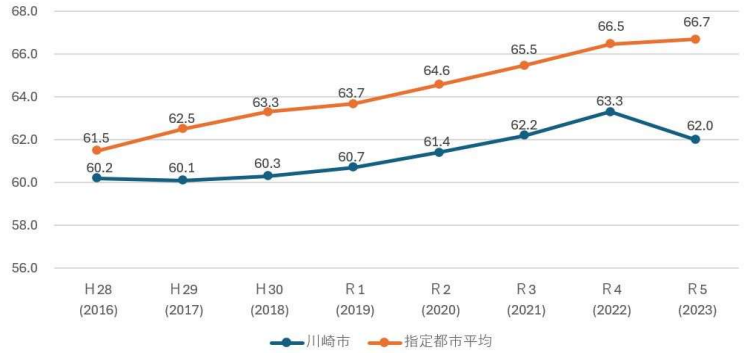 ～～有形固定資産減価償却率～～ 有形固定資産減価償却率は、法定耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを資産全体で把握できるものですが、減価償却累計額の算定には法定耐用年数を用いることを原則としているため、施設の保全状況を精緻に反映しているものではありません。	「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（総務省指針）の令和４年の改訂により、「記載すべき事項」とされたため、新たに有形固定資産減価償却率の推移を掲載しました。
23	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設	本市では、高度経済成長期の人口増加等に伴い、これまで道路、橋りょう、公園、上下水道など、都市基盤に必要不可欠なインフラ施設を整備してきました。近年では、国際競争力の強化に向け、成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、川崎区殿町三丁目の殿町地区（キングスカイフロント）と大田区羽田空港二丁目の羽田空港跡地地区（羽田グローバルウイングズ）を結ぶ橋である多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）が、令和４(2022)年３月に開通しました。	本市では、高度経済成長期の人口増加等に伴い、これまで道路施設、橋りょう施設、公園施設、上下水道施設など、都市基盤に必要不可欠なインフラ施設を整備してきました。近年では、昭和30（1955）年から長期に渡り整備を進めてきた主要地方道東京丸子横浜線（綱島街道）の多摩川（丸子橋）から中原区木月までの全区間（約3.2km）の整備が、令和８(2026)年３月に完了しました。また、川崎市の北部を東西に貫く都市計画道路 世田谷町田線の麻生警察署前交差点から柿生駅付近までの区間（約1.6km）の整備が、令和８(2026)年３月に完成しました。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
23	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設ア道路施設	令和２(2020)年３月31日時点で、市が管理する道路は約2,477km、このうち約90%である約2,243kmが舗装されています。 道路施設の維持修繕については、平成25(2013)年度に「川崎市道路維持修繕計画」を策定し、従来の対症療法型から予防保全型の維持管理への転換を基本とし、道路施設ごとの特性に応じた維持管理に取り組んできましたが、計画策定から５年が経過し、重要構造物等の定期点検が一巡したことから、各施設の点検結果の分析や５年間の維持修繕の取組などに基づき、平成31(2019)年３月に計画を改定しました。 道路施設にかかる維持事業費は増加傾向にあることから、施設の長寿命化を図るとともに、事業費の平準化などに取り組み、効率的で効果的な維持管理が求められます。 図表２－２－９　道路維持事業費の推移 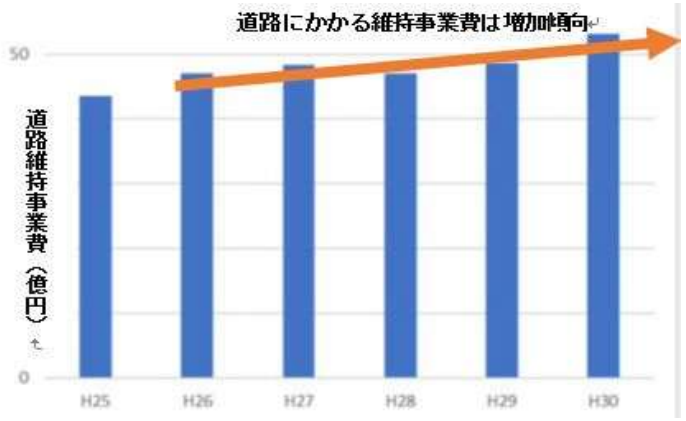 （出典：「川崎市道路維持修繕計画」（平成31(2019)年３月）	令和７(2025)年４月１日時点で、市が管理する道路の延長は約2,482km、面積は約16.5平方kmとなっており、道路の面積に対して約97%が舗装されています。 道路施設の維持修繕については、平成25(2013)年度に「川崎市道路維持修繕計画」を策定し、従来の対症療法型から予防保全型の維持管理への転換を基本とし、道路施設ごとの特性に応じた維持管理に取り組んできましたが、計画策定から10年、前回の改定から５年が経過し、道路施設の点検が１巡以上したことから、本市のこれまでの取組を踏まえて検証し、国の動向や課題等に対応しながら、引き続き道路施設の維持管理を適切に実施すべく、維持修繕計画の第３期として、令和６(2024)年３月に計画を改定しました。 道路施設にかかる維持事業費は増加傾向にあることから、施設の長寿命化を図るとともに、事業費の平準化などに取り組み、効率的で効果的な維持管理が求められます。 図表２－２－９　道路施設維持管理費用予算額（総額）の推移 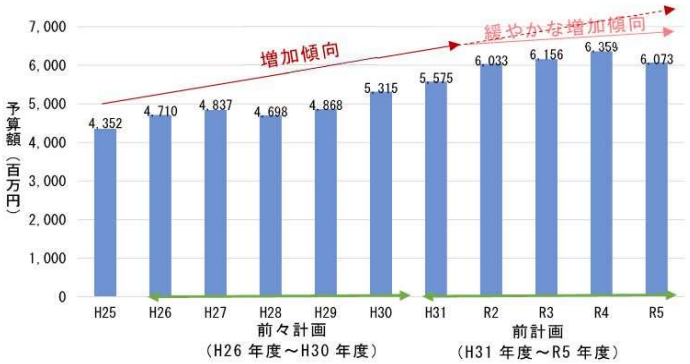 （出典：「川崎市道路維持修繕計画」（令和６（2024）年３月)）	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
24	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設ア道路施設	図表２－２－10　道路施設の管理手法 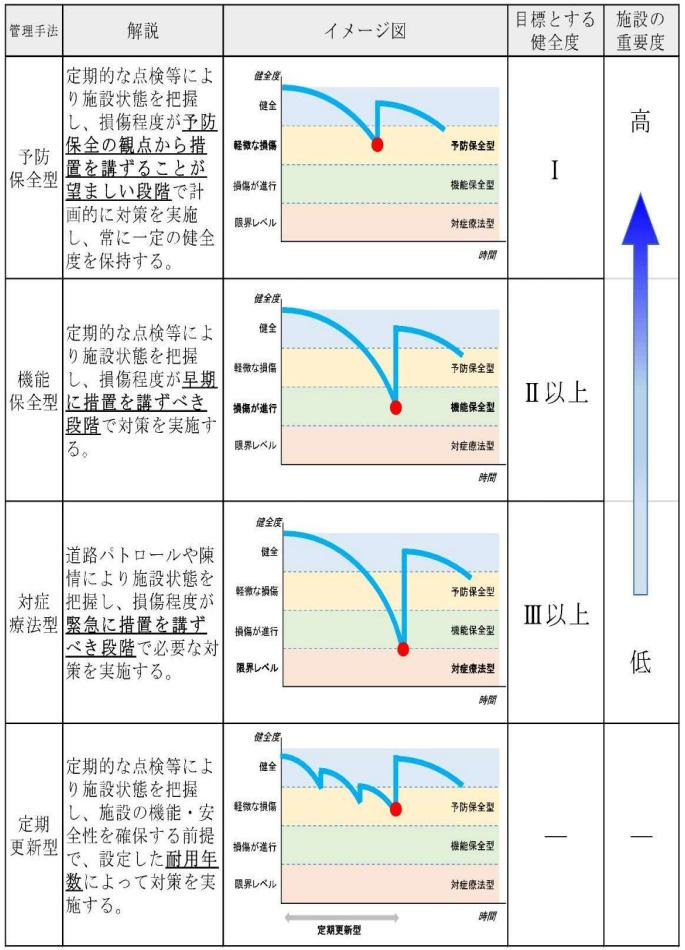 （出典：「川崎市道路維持修繕計画」（平成31(2019)年３月） 施設の特性によって状態の表現は異なりますが、全施設同様の考え方として、管理水準は、点検による施設の健全度の判定区分を適用します。	図表２－２－10　道路施設の管理手法 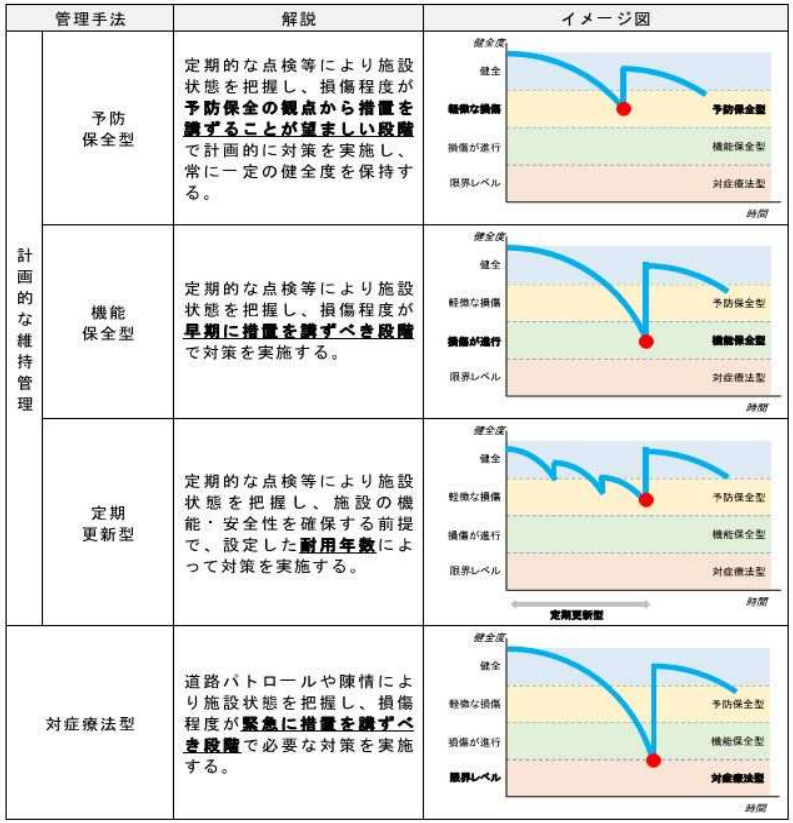 （出典：「川崎市道路維持修繕計画」（令和６（2024）年３月） 施設の特性によって状態の表現は異なりますが、舗装（数値による管理）及び機械設備（定期更新型）を除き、管理水準は、点検による施設の健全度の判定区分を適用します。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>改定前</th><th>改定後</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>24</td><td>第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題
２　公共施設の現状及び課題
（２）インフラ施設ア道路施設</td><td>図表２－２－11　健全度の診断による判定区分
<table><tr><th colspan="2">判定区分</th><th>状態</th><th>管理手法</th></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>健全</td><td>施設の機能に支障が生じていない状態。</td><td>―</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>経過観察段階</td><td>施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。</td><td>予防保全型</td></tr><tr><td>Ⅲ</td><td>早期措置段階</td><td>施設の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。</td><td>機能保全型</td></tr><tr><td>Ⅳ</td><td>緊急措置段階</td><td>施設の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。</td><td>対症療法型</td></tr></table>
（出典：「川崎市道路維持修繕計画（平成31（2019）年３月））</td><td>図表２－２－11　健全性の診断による判定区分
表 3.1　健全性の判定区分とその状態
<table><tr><th colspan="2">健全性の判定区分</th><th>状態</th></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>健全</td><td>道路施設の機能に支障が生じていない状態。</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>予防保全段階</td><td>道路施設の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。</td></tr><tr><td>Ⅲ</td><td>早期措置段階</td><td>道路施設の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。</td></tr><tr><td>Ⅳ</td><td>緊急措置段階</td><td>道路施設の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。</td></tr></table>
（出典：「川崎市道路維持修繕計画（令和６（2024）年３月）</td><td>時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）</td></tr>
<tr><td>24</td><td>第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題
２　公共施設の現状及び課題
（２）インフラ施設イ橋りょう施設</td><td>本市が管理する橋りょうは、令和２（2020）年３月31日時点で610橋あり、昭和40年代（1965～1974年）に建設された橋りょうが多く、建設後50年を経過する橋りょうの割合が、平成22（2010）年３月末時点の13％から、令和２（2020）年３月末時点で43％、10年後の令和12（2030）年3月末には65％に増加するなど、高齢化が急速に進んでいます。国や他都市などと比べ、早く橋りょうの高齢化が進んでいる状況です。</td><td>本市が管理する橋りょうは、令和７（2025）年３月31日時点で608橋あり、昭和40年代（1965～1974年）に建設された橋りょうが多く、建設後50年を経過する橋りょうの割合が、平成27（2015）年３月末時点の29％から、令和７（2025）年３月末時点で56％、10年後の令和17（2035）年３月末には74％に増加するなど、高齢化が急速に進んでいます。国や他都市などと比べ、早く橋りょうの高齢化が進んでいる状況です。</td><td>時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）</td></tr>
</table>

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
25	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設イ橋りょう施設	図表２－２－12　橋りょうの建設年度別一覧 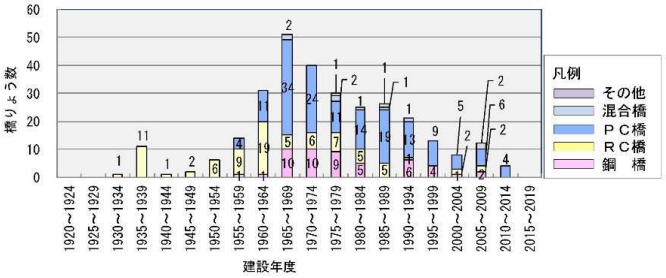 ※この他建設年度不明橋りょうが 314 橋あります。 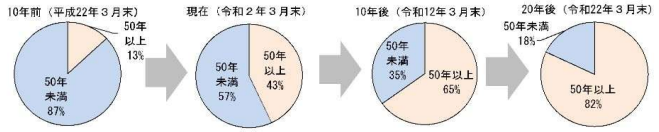 注）小数点以下第１位を四捨五入しているため合計値が 100%にならない場合があります。 （出典：「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」（令和３(2021)年2月）	図表２－２－12　橋りょうの建設年度別一覧 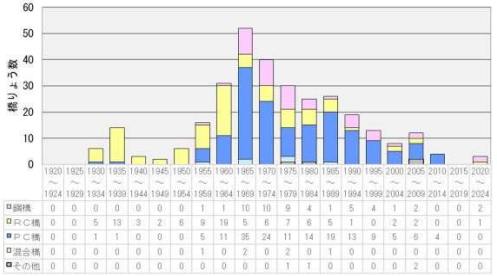 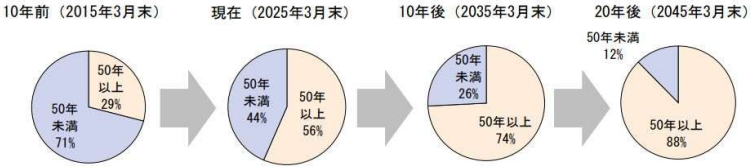 （出典：「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」（令和８（2026）年３月））	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
26	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設イ橋りょう施設	また、平成26(2014)年７月には道路法施行規則の一部改正により、近接目視による定期点検（５年に１回）が義務化されたことから、１巡目（平成26(2014)年度～平成30(2018)年度）の点検を実施した結果、管理方法別の橋りょうの健全度は、次のとおりです。 予防保全型（比較的規模の大きい橋りょうなどを対象とした管理方法）の健全度が悪く、更新前提型（比較的規模の小さい橋りょうを対象とした管理方法）の方が健全度は良くなっております。 図表２－２－13　管理方法別の橋りょうの健全度 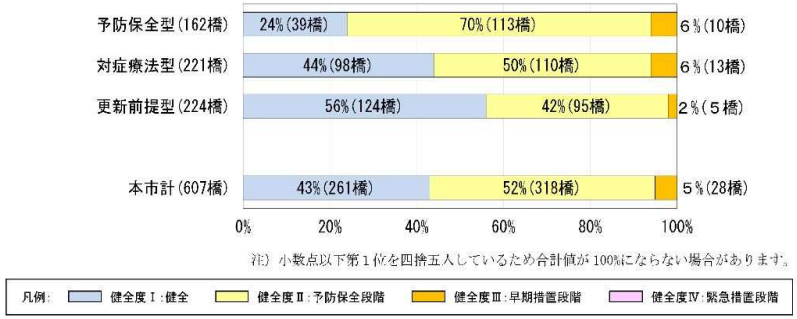 （出典：「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」（令和３(2021)年2月） これまで本市では、橋りょうの高齢化に伴い、補修費や老朽化のための架け替え費用が一時的に集中し、大きな財政負担となることを避けるため、平成22(2010)年12月に「川崎市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全型の管理方法を導入することによって、橋りょうの安全性・信頼性の確保や、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るなど、効率的で計画的な維持管理に取り組んでまいりました。 こうした中、近接目視による定期点検（１巡目）が完了し、この点検結果の分析を踏まえ、令和３(2021)年２月に、「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」を改定し、全ての橋りょうの管理区分を予防保全型に移行したところです。	橋りょうの高齢化に伴い、補修費や老朽化のための架け替え費用が一時期に集中し、大きな財政負担となることを避けるため、平成22年12月に「川崎市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全型の管理方法を導入することによって、橋りょうの安全性・信頼性の確保や、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るなど、効率的で計画的な維持管理に取り組んでまいりました。 平成26年７月には、道路法施行規則の一部改正により、近接目視による定期点検（５年に１回）が義務化され、本市においても平成28年３月に「川崎市橋梁長寿命化修繕計画」を一部改定し、全ての橋りょうでの近接目視による定期点検の実施、および予防保全型により管理する橋りょうの対象を拡大いたしました。 平成31年３月には、近接目視による定期点検１巡目（平成26(2014)年度～平成30(2018)年度）が完了し、この点検結果を踏まえて、令和３年２月に「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」を改定し、全ての橋りょうを予防保全型へ移行いたしました。 また、令和８年３月には、定期点検２巡目（平成31(2019)年度～令和5(2023)年度）の結果を踏まえ、部材ごとの劣化傾向を分析し、劣化予測に基づく修繕サイクルの再設定、修繕の優先度指標の変更など、既存計画を見直すとともに、橋りょうの「集約・撤去」など、新たな維持管理手法について取り組んでいくことを目的とした「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」を一部改定したところです。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
27	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設ウ自転車対策施設	放置自転車対策として、令和２(2020)年３月31日時点で、市内及び市内に隣接する各駅48駅の周辺を対象に147か所の駐輪場整備を行っております。 令和元(2019)年度の実態調査によると、駐輪需要等の変化により、市営駐輪場及び民間施設の利用率が50%を下回っている駅が48駅のうち11駅存在する状況です。（11駅のうち２駅については、民間施設のみが配置されています。） こうしたことから、駐輪需要を踏まえた効率的・効果的な運営を図るため、統廃合を含めた施設配置等のあり方の検討が必要となっています。 図表２－２－14　自転車等駐輪場の利用状況（令和元(2019)年度） 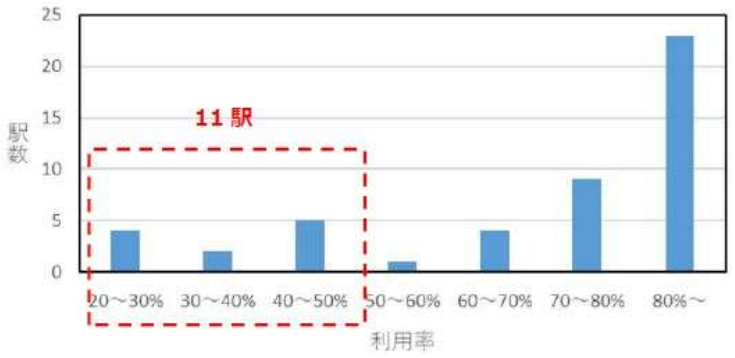 	放置自転車対策として、令和８(2026)年３月31日時点で、市内51駅及び市外１駅の周辺を対象に153か所の駐輪場整備を行っております。 令和７(2025)年度の実態調査によると、駐輪需要の変化により、市営及び民営駐輪場の利用率が50%を下回っている駅は４駅となっており、令和元年度の11駅から減少しています。 こうしたことから、引き続き、駐輪需要を踏まえた効率的・効果的な運営を行うため、駐輪場の再編に向けた取組が必要となっています。 図表２－２－13　自転車等駐輪場の利用状況（令和７(2025)年度） 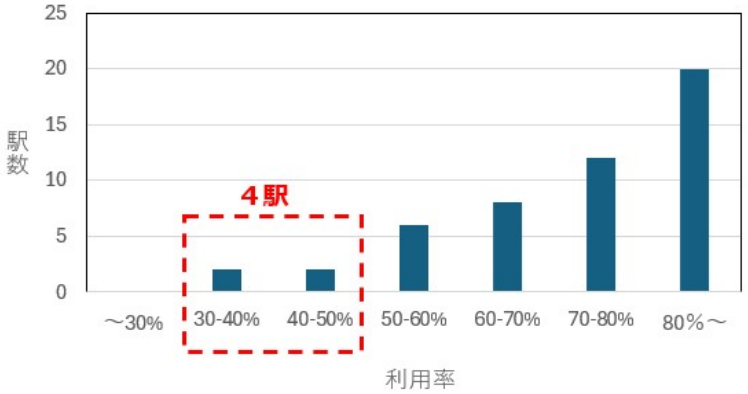 	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
28	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設	エ　河川	エ　河川施設	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
28	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設エ河川施設	１時間あたり50㎜の雨を流すための河川改修が完了した区間は全体の81％であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある一方で、改修後の供用年数がおおむね50年以上を超過する施設の割合が約６割あり、施設の老朽化が見られるため、施設の健全度を把握しながら、計画的・効率的な補修や更新が必要となっています。 図表２－２－15　河川改修延長累計 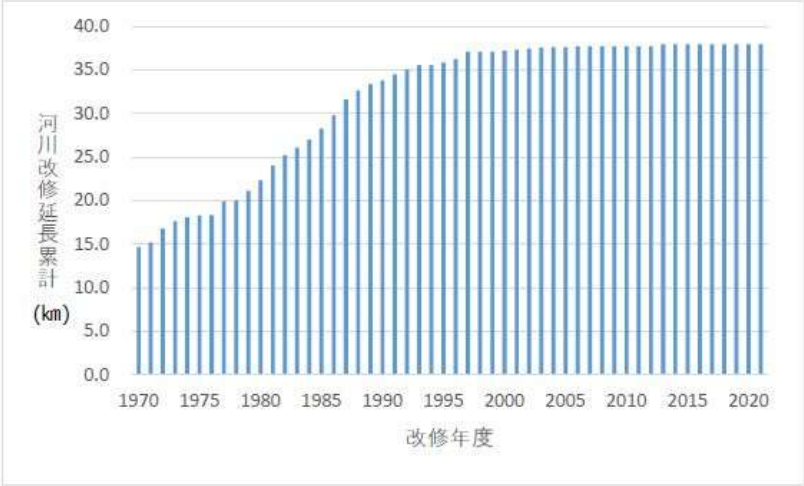 ※普通河川を除きます。	１時間あたり50㎜の雨を流すための河川改修が完了した区間は全体の89.7％であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある一方で、改修後の供用年数がおおむね50年以上を超過する施設の割合が約６割あり、施設の老朽化が見られるため、施設の健全度を把握しながら、計画的・効率的な補修や更新が必要となっています。 図表２－２－14　河川改修延長累計 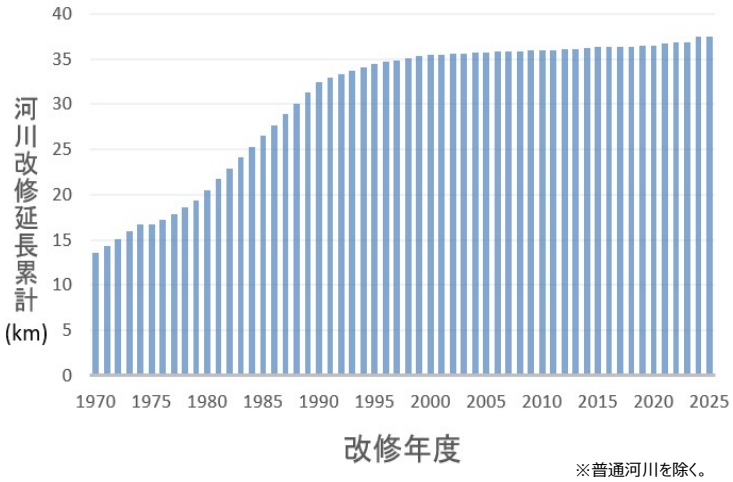 ※普通河川を除く。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
29	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設オ公園施設	市内には令和２(2020)年３月31日時点で、計1,267か所、約759.49haの公園緑地が設置されています。 平成元(1989)年度からの30年間で、開設から30年以上が経過した公園緑地は、箇所数で約10倍(73か所→748か所)、面積では約2.7倍(197.72ha→532.99ha)になっています。また、平成28(2016)年の「川崎市公園施設長寿命化計画」策定時に、国の安全基準等に基づき点検した結果、約27,000施設ある遊具や運動施設などの公園施設のうち3,362施設（全公園施設の約12.5%）が老朽化し、補修・更新が必要となっています。 今後も多くの公園緑地の再整備や公園施設の更新時期が到来することに加え、年数を経て大径木化した樹木の剪定・管理など、公園緑地の適正な維持管理に係る財政負担は、年々大きくなっています。 図表２－２－16　整備後30年以上が経過した公園緑地の設置箇所数・面積の推移 	市内には令和７(2025)年３月31日時点で、1,292か所、約775.78haの公園緑地が設置されています。平成元(1989)年度からの35年間で、開設から30年以上が経過した公園緑地は、箇所数で約11倍(73か所→797か所)、面積では約３倍(197.72ha→631.89ha)になっています。 公園緑地の樹木は、年数を経て大木化・老木化が進み、強風や豪雨等による倒木や大枝の落下など危険が高まる要因となっています。加えて、公園緑地の新規設置により管理対象となる樹木の量が増加するとともに、樹木の成長に伴い管理費が上昇し、維持管理コスト増大の要因となっていることから、樹木の生育状況等を考慮した樹木の撤去、更新等を実施することにより、緑の量を適正に維持していく必要があります。 また、平成28(2016)年の「川崎市公園施設長寿命化計画」策定時に、国の安全基準等に基づき公園施設を点検した結果、約27,000施設ある遊具や運動施設などの公園施設のうち3,362施設（全公園施設の約12.5%）に老朽化が見られました。 今後更新時期を迎える公園施設が増加していくことから、公園施設の計画的な補修・更新とともに維持管理の効率化を見据えた公園緑地の再整備を行うことにより、施設の長寿命化・事業費の平準化を図る必要があります。 図表２－２－15　整備後30年以上が経過した公園緑地の設置箇所数・面積の推移 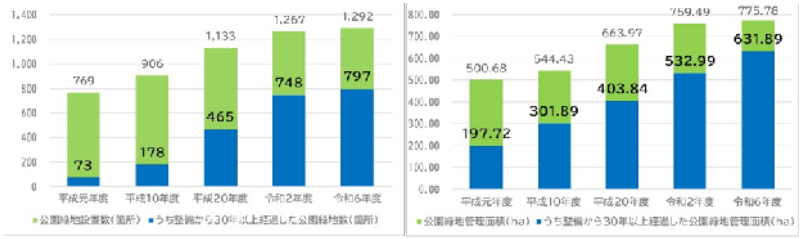	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
30	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設カ 港湾施設	川崎港には令和２(2020)年３月31日時点で、市が法定の維持管理計画に基づいて管理する港湾施設は238施設あり、これらの施設のうち、高度経済成長期以前に建設されたものは老朽化が激しく進行し、東扇島埋立てが完了した1990年代頃に集中して設置された施設についても、老朽化が進行しております。 設置から50年を経過した施設の割合は、10年前の平成22(2010)年時点では全体の16%でしたが、令和２(2020)年時点では35%、10年後の令和12(2030)年には49%と増加し、30年後の令和32(2050)年には94%(224施設)となる見込であり、老朽化する港湾施設に対し、適切な管理が必要です。 図表２－２－17　港湾施設年別設置数 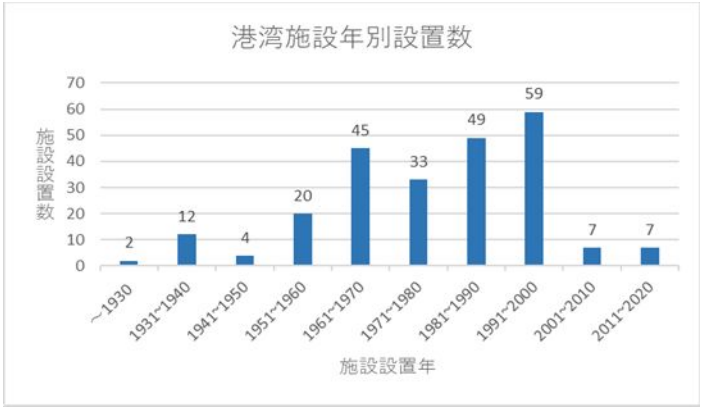 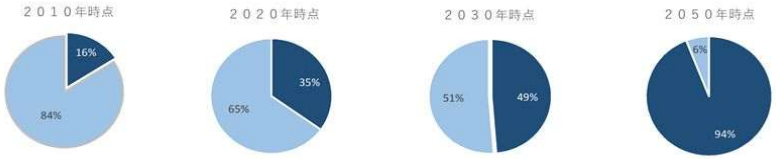 図表２－２－18　設置後50年を経過する施設の割合	川崎港には令和８(2026)年３月31日時点で、港湾法により策定が求められている維持管理計画に基づき市が管理する港湾施設は272施設あり、これらの施設のうち、高度経済成長期以前に建設されたものは老朽化が激しく進行し、東扇島埋立てが完了した1990年代頃に集中して設置された施設についても、老朽化が進行しております。 設置から50年を経過した施設の割合は、15年前の平成22(2010)年時点では全体の21%でしたが、令和７(2025)年時点では41%、５年後の令和12(2030)年には51%と増加し、25年後の令和32(2050)年には95%(259施設)となる見込みであり、老朽化する港湾施設に対し、適切な管理が必要です。 図表２－２－16　港湾施設年別設置数（令和８年３月31日時点） 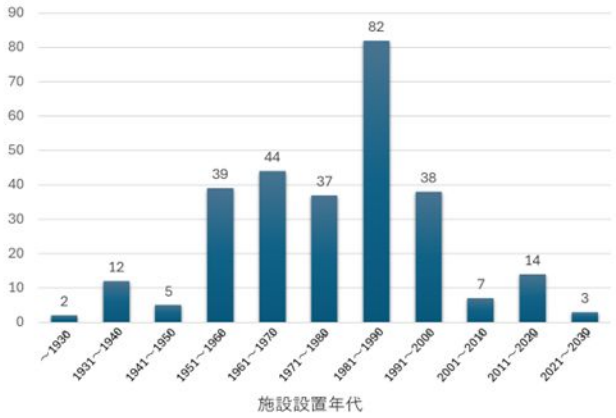 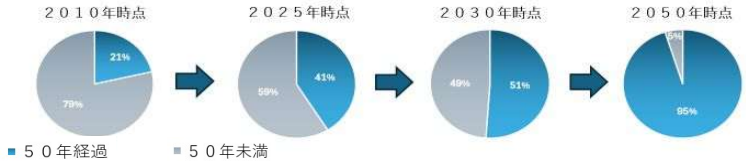 図表２－２－17　設置後50年を経過する施設の割合	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
31	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設キ上下水道施設	送・配水管などの管路は、水道については昭和40年代、工業用水道については昭和30年代に布設されたものが多くあり、これらの管路は、令和2(2020)年度末時点において法定耐用年数40年を超過しています。法定耐用年数40年を超過する水道管路は、総延長約2,500kmのうち、約28%となっており、工業用水道管路は、総延長約100kmのうち、約90%となっています。 浄水場等の施設については、水道については浄水施設の更新が完了し、配水池・配水塔の建設年度の古い施設の更新がおおむね完了しています。一方で、工業用水道については長沢浄水場の浄水施設が建設後約70年を経過しているなど、施設の老朽化が課題となっています。	送・配水管などの管路は、水道については昭和40年代、工業用水道については昭和30年代に布設されたものが多くあり、これらの管路は、令和８(2026)年３月31日時点において法定耐用年数40年を超過しています。法定耐用年数40年を超過する水道管路は、総延長約2,550kmのうち、約27%となっており、工業用水道管路は、総延長約100kmのうち、約86%となっています。 浄水場等の施設については、水道については浄水施設の更新が完了し、配水池・配水塔の建設年度の古い施設の更新がおおむね完了しています。一方で、工業用水道については長沢浄水場の浄水施設が建設後約70年を経過しているなど、施設の老朽化が課題となっています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
31	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設キ上下水道施設	下水道については、昭和50年代から平成初期に集中的に管きょの整備を進めてきており、今後、それらの管きょが順次法定耐用年数を迎えるため、老朽管きょの急増が見込まれます。令和２(2020)年度末における法定耐用年数50年を経過する本市の管きょは、総延長約3,150kmのうち約８%となっており、布設時期の古い入江崎処理区が中心ですが、今後は他の処理区の管きょが急激に増加する見込みです。 水処理センター・ポンプ場については、下水道整備を始めてから既に90年以上が経過しており、建設年度の古い施設では老朽化が課題となっています。	下水道については、昭和50年代から平成初期に集中的に管きょの整備を進めてきており、今後、標準耐用年数50年を迎える下水管きょ（以下、老朽管きょという。）が急増します。令和７（2025）年度末における本市の老朽管きょは、総延長約3,173kmのうち約12%であり、布設時期の古い入江崎処理区及び加瀬処理区の一部に集中しています。 今後は、他の処理区の老朽管きょが急激に増加し、10年後(令和17（2035）年度)の老朽管きょの割合が約34%となる見込みです。 水処理センター・ポンプ場については、整備を始めてから既に90年以上が経過しており、建物や設備の老朽化が課題となっています。 今後、上下水道施設全体として、更なる老朽化資産の増加が見込まれることから、老朽化の進行に注視するとともに、アセットマネジメントにより長期的な視点に立ち、適正な投資規模を検討し計画的な更新を進める必要があります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
31	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （２）インフラ施設 キ上下水道施設	図表２－２－19　水道管路・工業用水道管路の年度別布設延長、下水管きょの年度別累計延長の推移(令和 2 (2020)年度末) 【水道管路】 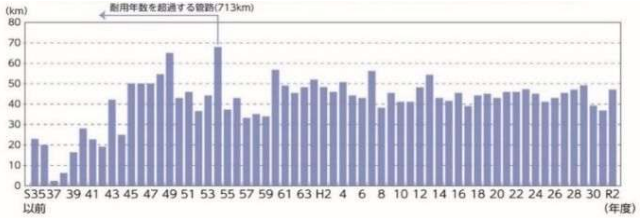 【工業用水道管路】 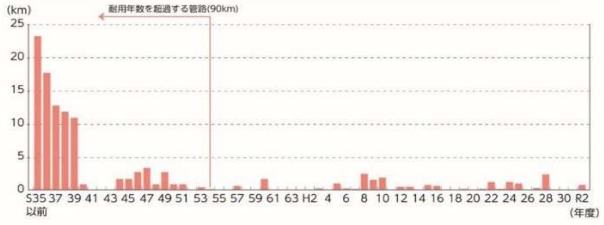 【下水管きょ】 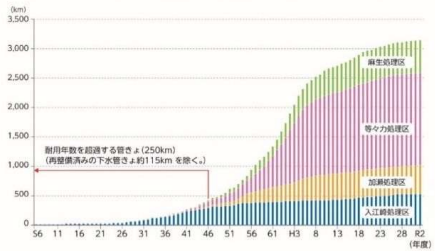 	図表２－２－18　水道管路・工業用水道管路の年度別布設延長、下水管きょの年度別累計延長の推移(令和 7 (2025)年度末) 【水道管路】 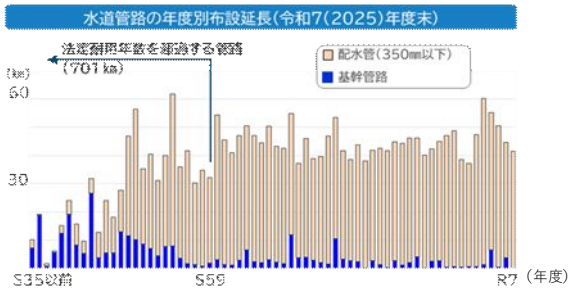 【工業用水道管路】  【下水管きょ】  	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
33	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （３）公共施設の維持管理・更新に係る中長期的な経費見込み	これまで示した現状と課題を踏まえ、公共施設の今後の維持管理・更新に係る中長期的な経費を試算した結果、今後10年間では年平均で約878億円、今後30年間では、年平均で約972億円となる見込みです（試算条件はP122参照）。 これに対し、国の地方財政状況調査等を基に算出した過去５年間（平成27(2015)年度～令和元(2019)年度）の平均（普通建設事業費（更新整備分（推計値））及び維持補修費、公営企業決算状況調査の建設改良費及び修繕費を基に算出）は約732億円であり、年平均で今後10年間は約146億円、今後30年間では約240億円の差が生じる見込みです。なお、一般財源ベースでは年平均で今後10年間は約19億円、今後30年間は約38億円の差が生じる見込みです（試算条件はP123参照）。 「２（１）イ建築年数」に記載のとおり、現状の施設を保有することを前提とすると10年後には築30年以上の公共建築物が７割を超えることから、老朽化に伴い維持管理・更新に係る経費についても今後増大することが見込まれます。 一方で、施設の多目的化・複合化等による資産保有の最適化を推進することとして令和４(2022)年度予算が編成されていること、また、「今後の財政運営の基本的な考え方」においては、「今後の予算計上（歳出）の考え方」において、公共施設の維持補修や長寿命化の取組などの基礎的な投資的経費について、「効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。」として収支フレーム（P124参照）を策定していることから、公共施設の今後の維持管理・更新については、収支フレームとの整合性を図りながら、取組を進めていきます。	これまで示した現状と課題を踏まえ、公共施設の今後の維持管理・更新に係る中長期的な経費を試算した結果、今後10年間では年平均で約878億円、今後30年間では、年平均で約972億円となる見込みです（試算条件はP. 139参照）。 これに対し、国の地方財政状況調査等を基に算出した過去５年間（平成27(2015)年度～令和元(2019)年度）の平均（普通建設事業費（更新整備分（推計値））及び維持補修費、公営企業決算状況調査の建設改良費及び修繕費を基に算出）は約732億円であり、年平均で今後10年間は約146億円、今後30年間では約240億円の差が生じる見込みです。なお、一般財源ベースでは年平均で今後10年間は約19億円、今後30年間は約38億円の差が生じる見込みです（試算条件はP. 140参照）。 また、直近５年間（令和２(2020)年度～令和６(2024)年度）の平均は約1,046億円となっており、方針策定時に比較対象とした過去５年間の平均を上回っています。近年の物価上昇等の影響も踏まえると、公共施設の維持管理・更新に係る経費については、今後も一定の増加が見込まれ、引き続き動向を注視していく必要があります。 「２（１）イ建築年数」に記載のとおり、現状の施設を保有することを前提とすると10年後には築30年以上の公共建築物が７割を超えることから、老朽化に伴い維持管理・更新に係る経費についても今後増大することが見込まれます。 一方で、施設の多目的化・複合化等による資産保有の最適化を推進することとして令和４(2022)年度以降の予算が編成されていること、また、「今後の財政運営の基本的な考え方」においては、「予算編成や財政運営における対応（アクション）」において、公共施設の維持補修や長寿命化の取組などの基礎的な投資的経費について、「効率的・効果的な整備手法の活用を図ります。」として収支フレームを策定していることから、公共施設の今後の維持管理・更新については、収支フレームとの整合性を図りながら、取組を進めていきます。	直近５年間の更新等費用実績額を追記しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
33	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （３）公共施設の維持管理・更新に係る中長期的な経費見込み	図表２－２－20　公共施設の維持管理・更新に関する中長期的な経費見込	図表２－２－19　公共施設の維持管理・更新に関する中長期的な経費見込み	軽微な修正
34	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （３）公共施設の維持管理・更新に係る中長期的な経費見込み	図表２－２－21　公共建築物のライフサイクルコストイメージ図 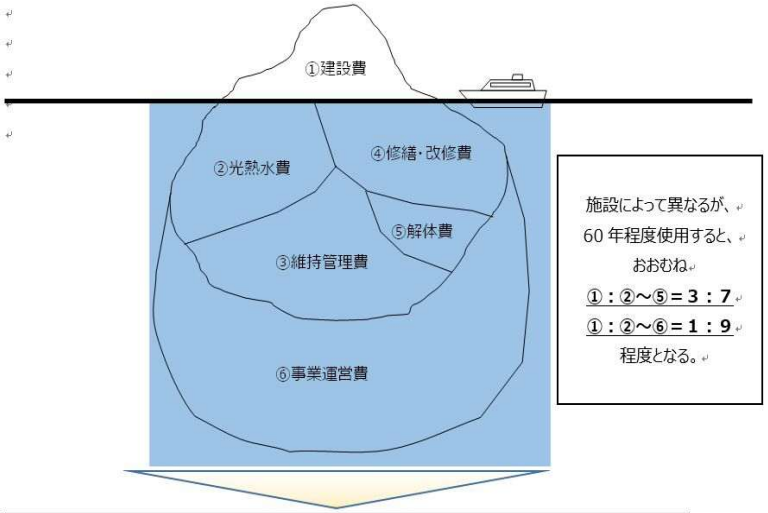 **建設費は、ライフサイクルコストの一部。** **建築物を使用する際には、光熱水費や維持管理費等、多くのコストが必要となる。**	図表２－２－20　公共建築物のライフサイクルコストイメージ図 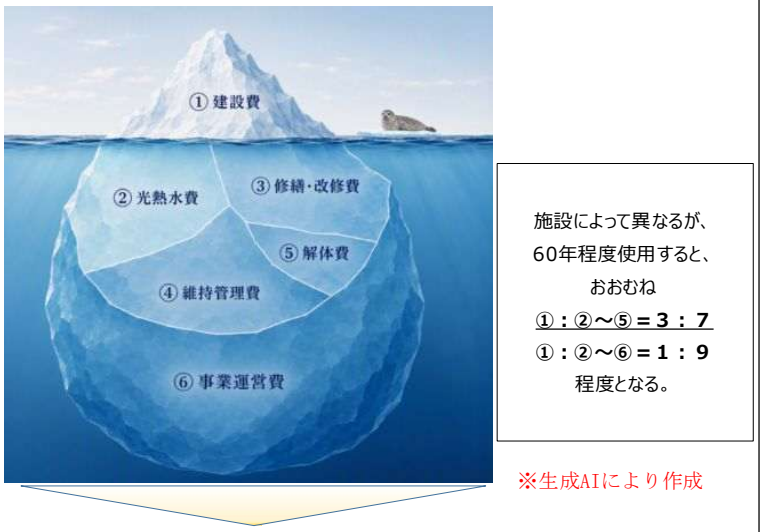 ※生成AIにより作成 **建設費は、ライフサイクルコストの一部。** **建築物を使用する際には、光熱水費や維持管理費等、多くのコストが必要となる。**	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
36	第２章　本市公共施設を取り巻く現状と課題 ２　公共施設の現状及び課題 （４）アンケート調査結果に基づく課題認識	川崎市における将来の人口動向（2030 年以降人口減少見込）等を踏まえ、公共施設の数や面積を削減していかなくてはならなくなった場合、あなたはどのような施設について優先的に削減していく必要があると考えますか。	川崎市における将来の人口動向（2030 年以降人口減少見込み）等を踏まえ、公共施設の数や面積を削減していかなくてはならなくなった場合、あなたはどのような施設について優先的に削減していく必要があると考えますか。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
37	第３章　取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容１第３期取組期間における取組全体の基本的な考え方 （１）長期的ビジョンの設定及び短期・中期・長期的視点からの取組の推進	第２期取組期間において公共建築物延床面積は増加を続けており、今後、公共建築物総量の管理に重点を置いた資産保有の最適化の取組が一層必要な状況です。また、第２章「本市公共施設を取り巻く現状と課題」に記載の今後の人口減少への転換、厳しい財政環境、将来世代の負担や公共施設の維持管理・更新に係る長期的な経費見込等を総合的に踏まえ、第３期取組期間のみではなく、それ以降も見据えた、中長期的視点からの資産保有の最適化の推進が必要となります。 これらを踏まえ、おおむね30年程度の長期的に目指すべき姿として、「必要な時期に、必要な規模の行政機能の提供」を設定します。 長期的に目指すべき姿の実現に向けた期間として、第３期実施方針においては、第３期取組期間を含め30年間程度を長期的期間として設定し、第３期取組期間の10年間を中期的期間として設定するとともに、中期的期間の中間である５年間を短期的期間として設定し、おおむね、短期的期間の終了に合わせ、第３期実施方針の見直しを検討します。	第２期取組期間において保有総量は増加を続けており、今後、保有総量の管理に重点を置いた資産保有の最適化の取組が一層必要な状況です。また、第２章「本市公共施設を取り巻く現状と課題」に記載の今後の人口減少への転換、不透明な財政環境、将来世代の負担や公共施設の維持管理・更新に係る長期的な経費見込み等を総合的に踏まえ、第３期取組期間のみではなく、それ以降も見据えた、中長期的視点からの資産保有の最適化の推進が必要となります。 これらを踏まえ、おおむね30年程度の長期的に目指すべき姿として、「必要な時期に、必要な規模の行政機能の提供」を設定します。 長期的に目指すべき姿の実現に向けた期間として、第３期実施方針においては、第３期取組期間を含め30年間程度を長期的期間として設定し、第３期取組期間の10年間を中期的期間として設定するとともに、中期的期間の中間である５年間を短期的期間として設定し、短期的期間の終了に合わせ、第３期実施方針の見直しを実施しました。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
37	第３章　取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容１第３期取組期間における取組全体の基本的な考え方 （１）長期的ビジョンの設定及び短期・中期・長期的視点からの取組の推進	図表３－１－１　短期・中期・長期的視点からの資産保有の最適化 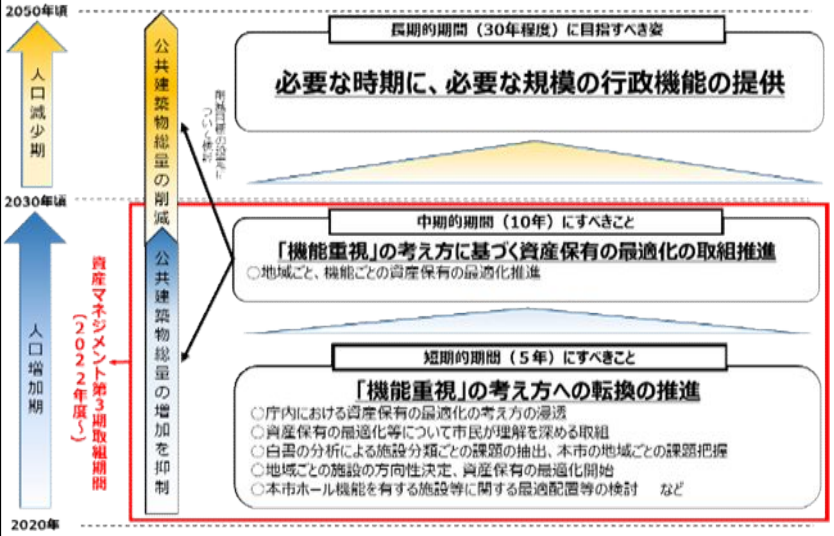	図表３－１－１　短期・中期・長期的視点からの資産保有の最適化 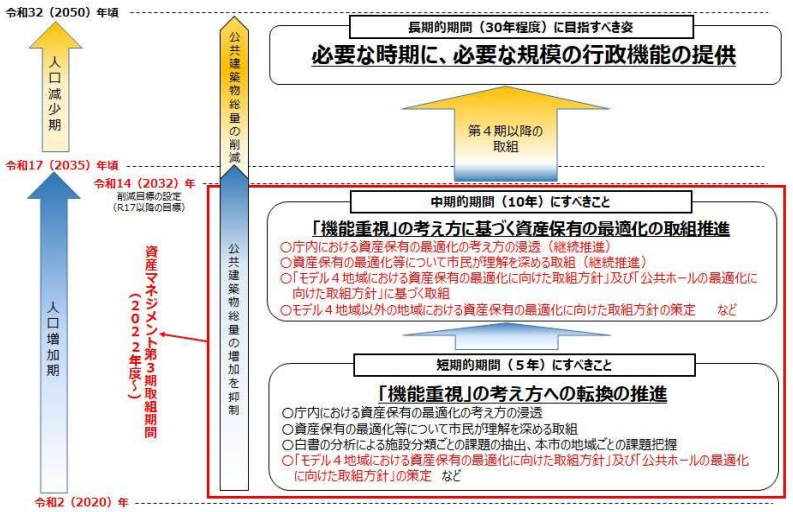	最新の将来人口推計を踏まえ、人口減少期の位置を変更するとともに、「資産マネジメント第3期実施方針の中間見直しの方向性について」（令和８年６月）に基づき削減目標設定時期を明確化しました。その他、中期的期間にすべきことを具体的に記載しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
38	第３章　取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容１第３期取組期間における取組全体の基本的な考え方 （２）資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ	第３期取組期間においては、厳しい財政環境が続く状況にあっても、引き続き見込まれる人口増加や少子高齢化の更なる進展、新型コロナウイルス感染症の拡大、大規模自然災害等の本市を取り巻く環境の変化等に伴い多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応するとともに、人口減少への転換等へ対応する必要があります。 かわさき資産マネジメントカルテにおいては、将来の施設の修繕費・更新費の縮減・平準化に向けた取組を進める観点から、施設の長寿命化を重点的に推進することとしており、資産保有の最適化については４期取組期間を重点的取組期間と位置づけていましたが、こうした状況を踏まえ、資産保有の最適化を前倒しして第３期取組期間を「重点的取組期間」として位置づけます。 一方、これまで取組を進めてきた施設の長寿命化についても、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続けることにより、市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、修繕・更新のコストの平準化を図る取組であることから、資産保有の最適化の検討を踏まえた上で取組を継続することが必要です。また、財産の有効活用についても、市民サービスの向上と財源確保等、多様な効果を創出する取組であることから、順次拡大を図ることが必要です。 よって、施設の長寿命化については資産保有の最適化を踏まえた上で取組を継続するとともに、財産の有効活用については、取組の順次拡大を図ります。	第３期取組期間においては、不透明な財政環境が続く状況にあっても、引き続き見込まれる人口増加や少子高齢化の更なる進展、自然災害リスクの増大等の本市を取り巻く環境の変化等に伴い多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するとともに、人口減少への転換等へ対応する必要があります。 かわさき資産マネジメントカルテにおいては、将来の施設の修繕費・更新費の縮減・平準化に向けた取組を進める観点から、施設の長寿命化を重点的に推進することとしており、資産保有の最適化については第４期取組期間を重点的取組期間と位置づけていましたが、こうした状況を踏まえ、資産保有の最適化を前倒しして第３期取組期間を「重点的取組期間」として位置づけます。 一方、これまで取組を進めてきた施設の長寿命化についても、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続けることにより、市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、修繕・更新のコストの平準化を図る取組であることから、資産保有の最適化検討等と整合を図りながら取組を継続していきます。また、財産の有効活用についても、市民サービスの向上と財源確保等、多様な効果を創出する取組であることから、順次拡大を図ります。	第４期実施計画等を踏まえた用語の整理と、施設の長寿命化の取組及び資産保有の最適化の取組の関係性を明確化しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
38	第３章　取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容１第３期取組期間における取組全体の基本的な考え方 （２）資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ	図表３－１－２　資産マネジメントの取組期間 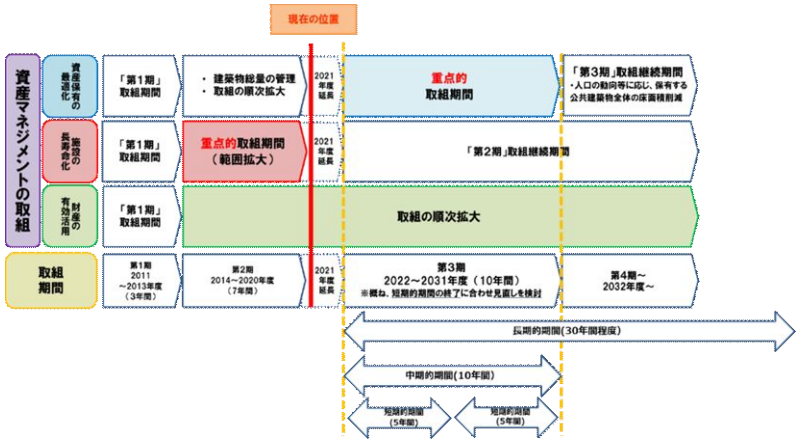	図表３－１－２　資産マネジメントの取組期間 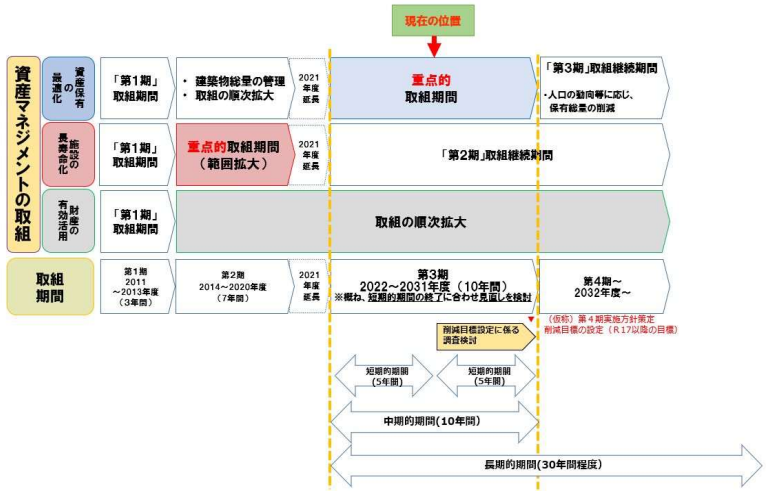	「資産マネジメント第3期実施方針の中間見直しの方向性について」（令和８年６月）に基づき削減目標設定時期及び削減目標設定に係る調査検討時期を明確化しました。
39	第３章　取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容１第３期取組期間における取組全体の基本的な考え方 （２）資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ	―	図表３－１－３　３つの戦略に関する検討イメージ 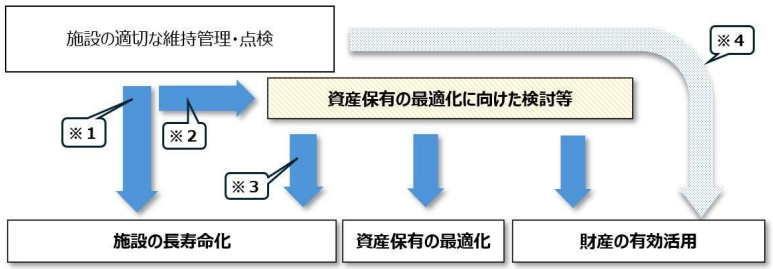 ※１施設の使用年数を延ばす目的で改修等を行う場合は、「施設の長寿命化」に進みます。 ※２施設の大規模改修工事や建替え等のタイミング、又は、資産保有の最適化の検討対象施設となった場合は「資産保有の最適化に向けた検討等」に進みます。 ※３「資産保有の最適化に向けた検討等」の中で、利用状況等を踏まえた施設の多目的化・複合化・利用向上などの方向性を整理した結果、既存施設を継続して利用するものは長寿命化に進みます。 ※４財産の有効活用の取組には、庁舎等の駐車場の有料化やネーミングライツなど、資産保有の最適化に向けた検討等を経ずに実施するものもあります。	３つの戦略に関する検討の流れ及び関係性を明確化しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
40	第３章　取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容１第３期取組期間における取組全体の基本的な考え方 （２）資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ	＜市が保有する公共建築物床面積に関する中長期的な目標＞ 上記１（１）・（２）を踏まえ、市が保有する公共建築物に関する中長期的な目標を以下のとおりとします。 ●中期的期間（第３期取組期間である10年間）における目標 　第３期取組期間においては、「第２章（１）ア　人口」で記載したとおり、令和12(2030)年度まで引き続き見込まれる人口増加により多様化・増大化する市民ニーズに的確に対応しつつ、それ以降の人口減少への転換や少子高齢化の更なる進展を見据えた対応を図っていく必要がある時期となります。 　よって、児童数の増や35人学級化（小学校において、令和３(2021）年度から学級編制の標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられること)に対応するため、学校を増築し教室数を増やすなど、人口動態や国の動向等に対応するため、一定の公共建築物の床面積増加は必要となる状況です。令和４(2022)年度には新本庁舎が、令和７(2025)年度には新川崎地区新設小学校の新設が予定されており、それらにより、令和２(2020)年度末公共建築物床面積から２％程度の増加が見込まれる状況です。 　一方で、仮に今後も人口増加に合わせて増やしていくと、今後人口減少へ転換した際に、公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなることとなります。第３期取組期間においては、将来にわたって本市に必要な機能を維持するため、将来世代の負担に配慮した取組も行う必要があります。 　こうしたことを踏まえ、第３期取組期間においては、新本庁舎や新川崎地区新設小学校の新設による公共建築物床面積の増加を見込んだ床面積を基準とし、常に適正な規模を意識し、単に人口増によって床面積を増加させるのではなく、施設の多目的化・複合化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応することで、10年間で公共建築物全体の床面積を基準から増やさないことを目指します。	＜保有総量（企業会計を除く。）に関する中長期的な目標＞ 上記１（１）・（２）を踏まえ、市が保有する公共建築物に関する中長期的な目標を以下のとおりとします。 ●中期的期間（第３期取組期間である10年間）における目標 　第３期取組期間においては、「第２章（１）　人口」で記載したとおり、令和17(2035)年度まで引き続き見込まれる人口増加により多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応しつつ、それ以降の人口減少への転換や少子高齢化の更なる進展を見据えた対応を図っていく必要がある時期となります。 　よって、児童数の増や35人学級化（小学校において、令和３(2021）年度から学級編制の標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられること)に対応するため、学校を増築し教室数を増やすなど、人口動態や国の動向等に対応するため、一定の保有総量の増加は必要となる状況です。本方針策定時には、新本庁舎及び橘処理センター（令和５（2023）年度竣工）並びに新川崎地区新設小学校（令和６（2024）年度竣工）の新設が予定されており、それらにより、令和２(2020)年度末保有総量から２％程度の増加が見込まれる状況でした。 　一方で、仮に今後も人口増加に合わせて増やしていくと、今後人口減少へ転換した際に、公共建築物を維持するために必要な一人あたりの負担が重くなることとなります。第３期取組期間においては、将来にわたって本市に必要な機能を維持するため、将来世代の負担に配慮した取組も行う必要があります。 　こうしたことを踏まえ、第３期取組期間においては、新本庁舎や橘処理センター、新川崎地区新設小学校の新設による保有総量の増加を見込んだ床面積を基準（約３９０万㎡）とし、常に適正な規模を意識し、単に人口増によって床面積を増加させるのではなく、施設の多目的化・複合化、転用等、市が保有する施設を有効に活用し対応することで、10年間で保有総量を基準から増やさないことを目指します。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
40	第３章　取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容１第３期取組期間における取組全体の基本的な考え方 （２）資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ	●長期的期間（第３期取組期間も含めた30年程度）における目標 　長期的期間のうち、令和12(2030)年度以降については人口減少期にあたることから、人口の動向等に応じ、削減を図ります。 　なお、令和12(2030)年度以降の削減目標については、第３期取組期間中に設定いたします。	●長期的期間（第３期取組期間も含めた30年程度）における目標 　長期的期間のうち、令和17(2035)年度以降については人口減少期への転換が見込まれることから、人口の動向等に応じ、必要な機能・サービスを維持しながら、保有総量の削減を図ります。 　なお、削減目標については、最新の人口推計などを適切に反映する必要があることから、第３期取組期間中の令和13（2031）年度に策定予定の「（仮称）資産マネジメント第４期実施方針案」の中で設定することを基本とします。	保有総量削減目標設定時期を明確化しました。
40	第３章　取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容１第３期取組期間における取組全体の基本的な考え方 （３）「機能重視」の考え方に基づく取組	今後見込まれる人口減少、厳しい財政環境等を踏まえると、すべての施設をこれまでと同様の規模・形態で更新していくことは非常に困難な状況です。一方で、当面の人口増加や少子高齢化の更なる進展、新型コロナウイルス感染症の拡大、大規模自然災害の発生、脱炭素社会に向けた取組の進展等、本市を取り巻く環境の変化等に伴い、多様化・増大化する市民ニーズ等に的確に対応する必要があるとともに、社会のデジタル化の進展に伴い、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（令和２(2020)年12月）においては、自治体の役割として、「自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させる」ことなどが求められる、ということを示しています。	今後見込まれる人口減少、不透明な財政環境等を踏まえると、すべての施設をこれまでと同様の規模・形態で更新していくことは非常に困難な状況です。一方で、当面の人口増加や少子高齢化の更なる進展、気候変動の深刻化、自然災害リスクの増大等、本市を取り巻く環境の変化等に伴い、多様化・複雑化する市民ニーズ等に的確に対応する必要があるとともに、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の進展に伴い、生成ＡＩや自動運転技術、量子コンピューティングなど、革新的な技術の進展は、社会や生活様式に大きな変化をもたらしています。行政サービスの質の向上や業務の効率化を図るため、行政分野においてもデジタル化の取組を一層加速させることが求められています。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
42	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ア基本的な考え方	資産保有の最適化とは、利用状況や将来の利用想定等を踏まえ、機能のあり方の整理を行うとともに、施設の適正配置を図るものです。 「１（２）資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ」で示したとおり、公共建築物総量の管理に重点を置いた資産保有の最適化の取組が一層必要な状況であり、第３期取組期間においては、資産保有の最適化を重点的取組として位置づけます。 資産保有の最適化については、以下の基本的な考え方等に基づき推進します。	資産保有の最適化は、将来にわたって必要な機能を維持するため、中長期的視点から、複合化・集約化・多目的化・転用など様々な最適化の手法の活用を視野に入れながら、本市が保有する施設を有効に活用する取組です。 また、人口の動向やライフスタイル等の変化、脱炭素・デジタル化等の時代の要請に対応しながら、利用状況や将来の利用想定等を踏まえ、各施設が持つべき機能・サービスを整理し、施設の適正配置を図ることで、持続可能な市民サービスの提供及び利用者がより一層利用しやすい環境を目指す取組です。 「１（２）資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ」で示したとおり、保有総量の管理に重点を置いた資産保有の最適化の取組が一層必要な状況であり、第３期取組期間においては、資産保有の最適化を重点的取組として位置づけます。 資産保有の最適化については、以下の基本的な考え方等に基づき推進します。 図表３－２－１　資産保有の最適化のイメージ図 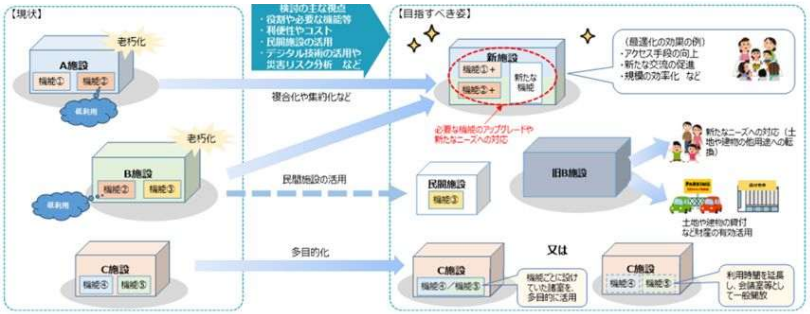	資産保有の最適化について、取組の趣旨をより丁寧に説明するため、長期的な視点・具体的手法・目指す効果について詳細に記入しました。
43	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ア基本的な考え方 （ア）広域的観点に基づく検討	資産保有の最適化については、各施設の築年数や利用状況等を踏まえた検討が必要となりますが、施設単体での検討のみでは、施設の適正配置にはつながりません。 施設の適正配置につなげるためには、点（施設単体）ではなく、面（複数の施設を含む広域）で考えることが重要です。具体的には、 ●全市、あるいは一定の区域における行政ニーズを踏まえ、それに対応した提供すべき必要なサービスを把握した上で、施設配置や規模の検討 ●周辺の他の行政施設の利用状況、建築状況、権利関係等を踏まえた施設の整備・活用手法 の検討を行うことが必要であり、こうした広域的観点に基づく資産保有の最適化の検討が必要となります。	資産保有の最適化については、各施設の築年数や利用状況等を踏まえた検討が必要となりますが、施設単体での検討のみでは、施設の適正配置にはつながりません。 施設の適正配置につなげるためには、点（施設単体）ではなく、面（複数の施設を含む広域）で考えることが重要です。具体的には、 ●全市、あるいは一定の区域における行政ニーズを踏まえ、それに対応した提供すべき必要なサービス等を把握した上で、施設配置や規模の検討 ●周辺の他の行政施設の利用状況、建築状況、権利関係等を踏まえた施設の整備・活用手法 の検討を行うことが必要であり、こうした広域的観点に基づく資産保有の最適化の検討が必要となります。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
43	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ア基本的な考え方（ア）広域的観点に基づく検討	図表３－２－１　第３期実施方針における広域的観点からの最適化イメージ 	図表３－２－２　第３期実施方針における広域的観点からの最適化イメージ  ※生成AIにより作成	軽微な修正
44	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ア基本的な考え方（イ）適正配置の観点からの施設の分類	本市には計1,103（白書【令和元(2019)年度版】ベース）の公共建築物が存在しています。 施設の適正配置の観点から、市民利用の範囲等に基づき、これらの施設を以下のとおり性質別に分類します。	本市には計1,075の公共施設がありま す（インフラ施設を除く。白書【令和６(2024)年度版】ベース）。 これらの施設について、施設の適正配置の観点から、市民利用の範囲等に基づき、おおむね以下のように分類できます。	軽微な修正

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>改定前</th><th>改定後</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>44</td><td>第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容
(1)資産保有の最適化ア基本的な考え方
（イ）適正配置の観点からの施設の分類</td><td>図表３－２－２　第３期実施方針における適正配置の観点からの施設分類
<table><tr><th>施設分類</th><th>具体的な施設例（かわさき資産マネジメントカルテに掲載されていた施設）</th></tr><tr><td>全市型施設</td><td>とどろきアリーナ　男女共同参画センター　生活文化会館　労働会館　川崎シンフォニーホール　市民ミュージアム　アートセンター　藤子・F・不二雄ミュージアム</td></tr><tr><td>各区型施設</td><td>区役所　市民館　図書館　休日急患診療所　スポーツセンター</td></tr><tr><td></td><td>（上記を補完する施設）
区役所支所・出張所　行政サービスコーナー　市民館分館　図書館分館</td></tr><tr><td>地域型施設</td><td>小学校　中学校　わくわくプラザ　こども文化センター　保育所　老人いこいの家
特別養護老人ホーム</td></tr><tr><td>その他の施設</td><td>余熱利用市民施設　八ヶ岳少年自然の家</td></tr></table></td><td>図表３－２－3　第３期実施方針における適正配置の観点からの施設分類
<table><tr><th>施設分類</th><th>具体的な施設例</th></tr><tr><td>全市型施設</td><td>・とどろきアリーナ
・男女共同参画センター
・生活文化会館
・川崎シンフォニーホール
・アートセンター
・藤子・F・不二雄ミュージアム</td></tr><tr><td>各区型施設</td><td>・区役所
・市民館
・図書館
・休日急患診療所
・スポーツセンター
（上記を補完する施設）
・区役所支所・出張所
・行政サービスコーナー
・市民館分館
・図書館分館</td></tr><tr><td>地域型施設</td><td>・小学校
・中学校
・わくわくプラザ
・こども文化センター
・保育所
・老人いこいの家
・特別養護老人ホーム</td></tr><tr><td>その他の施設</td><td>・余熱利用市民施設
・八ヶ岳少年自然の家</td></tr></table></td><td>軽微な修正</td></tr>
<tr><td>45</td><td>第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容
(1)資産保有の最適化ア基本的な考え方
（ウ）地域ごとの資産保有の最適化検討</td><td>なお、「全市型施設」については、上記「（ア）広域的観点に基づく検討」に基づき、全市における行政ニーズを踏まえ、施設配置や規模の検討を行います。具体的には、おおむね築後20年刻みのタイミング（築後20年、40年、60年）で、当該時期を迎える施設について、機能重視の考え方に基づき、利用状況や市民ニーズ等を勘案した、施設の方向性の検討を行うこととします。

（※）川崎市の人口154.1万人(令和３(2021)年８月１日現在)÷中学校区52区≒３万人／１中学校区
２～４中学校区では平均６～12万人程度となります。</td><td>なお、「全市型施設」については、上記「（ア）広域的観点に基づく検討」に基づき、全市における行政ニーズを踏まえ、施設配置や規模の検討を行います。具体的には、おおむね築後20年刻みのタイミング（築後20年、40年、60年）で、当該時期を迎える施設について、機能重視の考え方に基づき、利用状況や市民ニーズ等を勘案した、施設の方向性の検討を行うこととします。ただし、「全市型施設」についても「各区型施設」や「地域型施設」に準じて、地域に密接に関連した機能を有する施設については、地域ごとの資産保有の最適化検討の対象とすることを基本とします。

（※）川崎市の人口156.1万人(令和７(2025)年10月１日現在)÷中学校区52区≒３万人／１中学校区
２～４中学校区では平均６～12万人程度となります。</td><td>軽微な修正</td></tr>
</table>

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
45	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ア基本的な考え方（ウ）地域ごとの資産保有の最適化検討	図表３－２－３　地域ごとの資産保有の最適化のイメージ 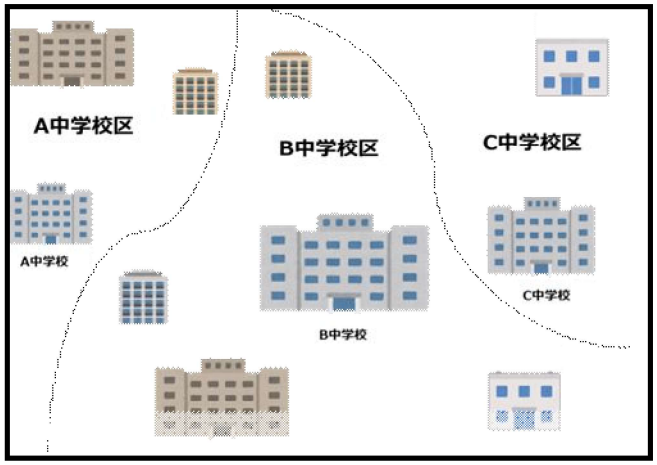 資産保有の最適化を検討するため、複数の中学校区を 地域の単位として設定	図表３－２－４　地域の単位のイメージ 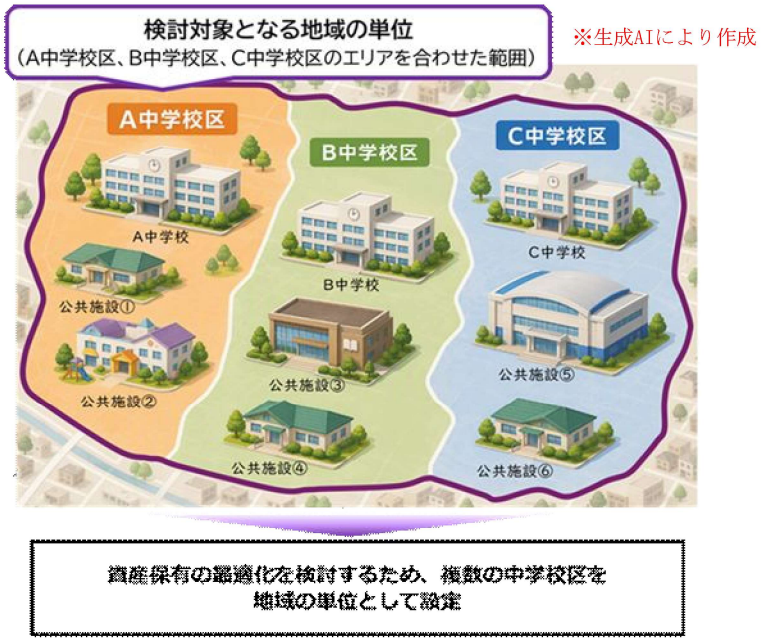 資産保有の最適化を検討するため、複数の中学校区を 地域の単位として設定	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
46	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容 (1)資産保有の最適化 ア基本的な考え方 （エ）機能ごとの資産保有の最適化検討	こうした同一機能について、全市単位での適正配置と、地域単位での適正配置の双方の視点から、機能ごとの資産保有の最適化検討を行います。 以上の（ア）～（エ）をまとめると、以下のようなイメージとなります。 図表３－２－４　資産保有の最適化の基本的考え方のイメージ 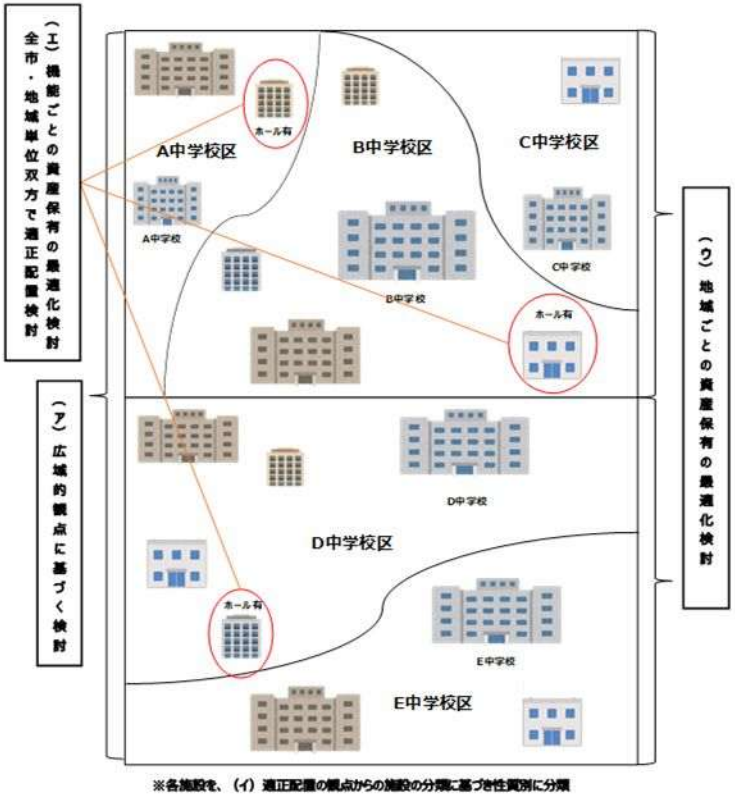 ※各施設を、（イ）適正配置の観点からの施設の分類に基づき性質別に分類	こうした同一機能について、全市単位での適正配置と、地域単位での適正配置の双方の視点から、機能ごとの資産保有の最適化検討を行います。 図表３－２－５　機能ごとの資産保有の最適化イメージ（ホール機能の場合） 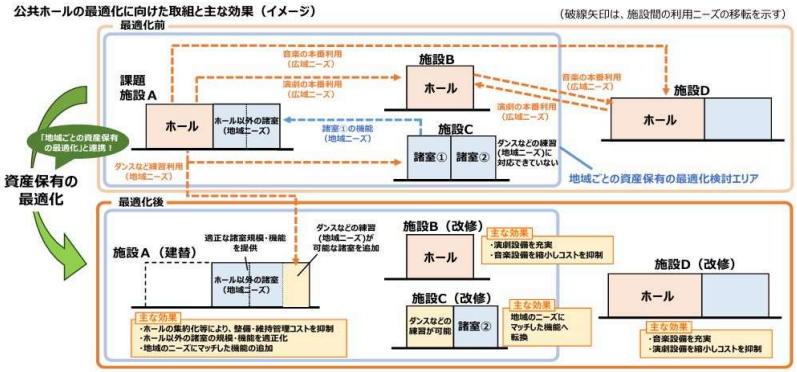 	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
47	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化イ　資産保有の最適化の手法	公共建築物総量の管理を図るため、資産保有の最適化の手法として、以下のような手法を活用します。 例１：集約化　既存の類似目的で設置されていた施設を統合し、一体の施設として整備 （イメージ図）※施設Ａと施設Ｂは類似目的で設置 実施前　実施後 利用者が減少傾向の施設Ａ 集約化 分散していた機能を集約することで、サービス向上、業務効率化を図ります。 老朽化の進行した施設Ｂ 老朽化 余剰施設として、【資産保有の最適化】転用【財産の有効活用】貸付、売却を検討 例２：複合化　既存の異なる用途の施設を統合し、複合施設として整備 （イメージ図）※施設Ｃと施設Ｄは異なる目的で設置 実施前　実施後 老朽化の進行した施設Ｃ 老朽化 老朽化の進行した施設Ｄ 老朽化 複合化 空きスペースの有効活用、サービス規模の見直し、複数の施設の一体化を行うことで、業務効率化や複数の施設の相乗効果によるサービス向上を図ります。 余剰施設として、【資産保有の最適化】転用【財産の有効活用】貸付、売却を検討	保有総量の管理を図るため、資産保有の最適化の手法として、以下のような手法を活用します。 （集約化） ・既存の類似目的で設置されていた施設を統合し、一体の施設として整備 ・分散していた機能を集約することで、サービス向上、業務効率化を図る。  （複合化） ・既存の異なる用途の施設を統合し、複合施設として整備 ・業務効率化や複数の施設の相乗効果によるサービス向上を図る。  ※生成AIにより作成	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
48	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化イ　資産保有の最適化の手法	例３：多目的化　既存施設を目的や対象者を制限せず、多くの市民が利用できる施設へ転換  例４：転用　既存施設を他目的の施設として利用し、現在の目的と異なる施設へ転換 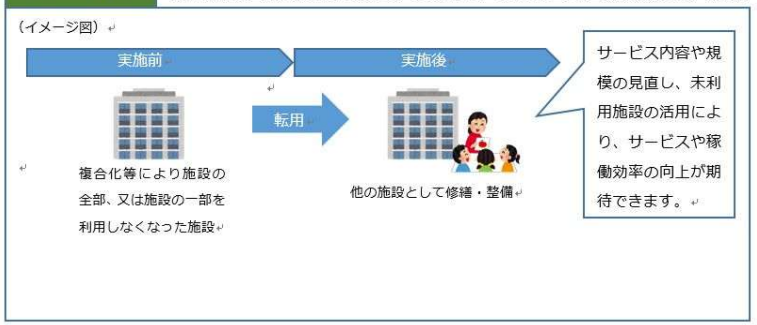 	（多目的化） ・既存施設を目的や対象者を制限せず、多くの市民が利用できる施設や部屋へ転換  （転用） ・既存施設を他目的の施設として利用し、現在の目的と異なる施設へ転換  ※生成AIにより作成	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
49	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化イ　資産保有の最適化の手法	—	～～短期的期間（令和４～８年度）の取組について①～～ 地域ごとの資産保有の最適化について、令和４（2022）年度～令和８（2026）年度は、以下の取組を進めてまいりました。 ・ 令和４（2022）年度に、地形、鉄道路線・バス路線等の状況、町内会・自治会のエリア等も踏まえ、２～４程度の中学校区単位を基本とした「地域」（19地域）を設定し、このうち、老朽度・利用状況等を基にモデル４地域を選定しました。 ・また、最適化に向けた検討を行う施設について、取組の方向性や検討の進め方を整理し、令和７（2025）年度には、「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」を策定しました。 ・令和８（2026）年度からは、当該方針に基づき取組を推進するとともに、モデル地域以外の地域において、資産保有の最適化に向けた取組方針の策定に向けて検討を進めて行きます。 地域ごとの資産保有の最適化の取組については、市ホームページで公開しています。 https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-4-3-1-11-0-0-0-0-0.html （市ホームページ） 図表３－２－６　19地域の区分とモデル４地域の位置 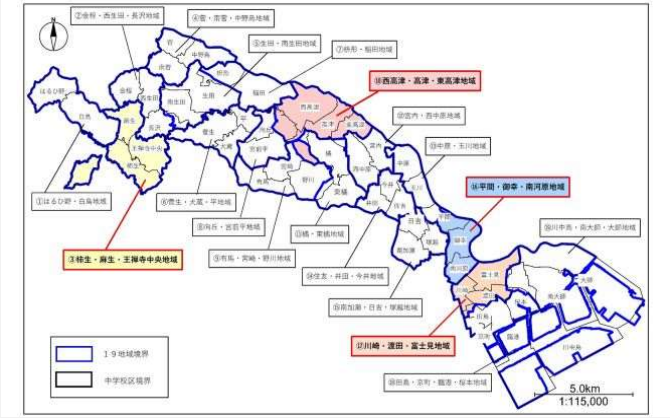 	地域ごとの資産保有最適化に向けたこれまでの取組内容について、コラムとして掲載しました

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
50	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ	図表３－２－５　地域ごとの資産保有の最適化を検討する場合のフロー 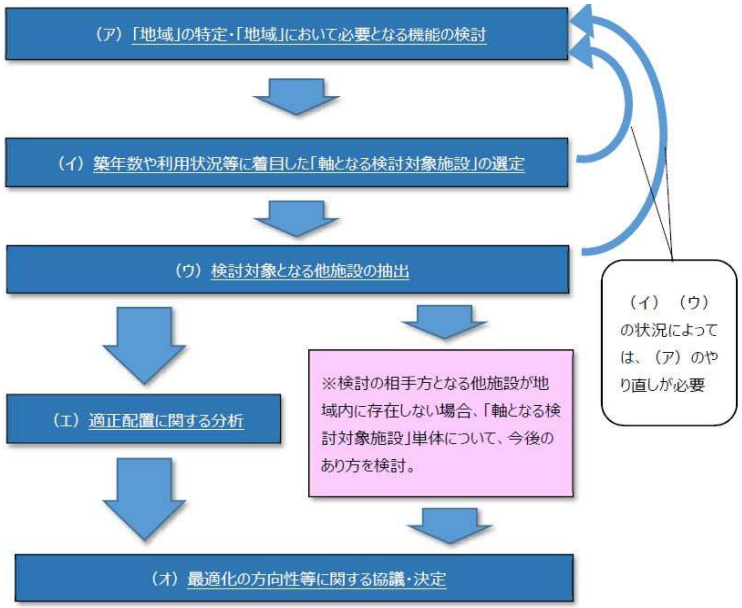	図表３－２－７　地域ごとの資産保有の最適化を検討する場合のフロー 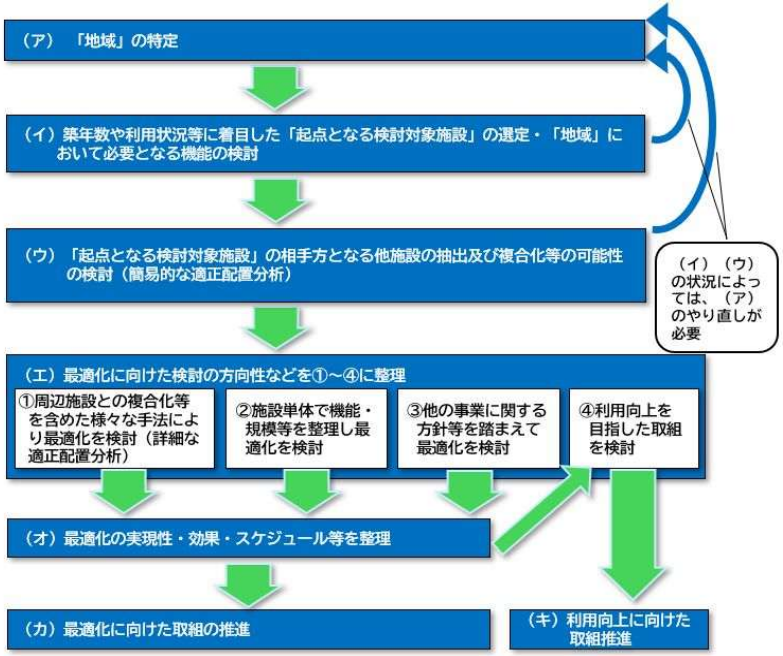	フローについて、モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針と整合を図り、検討過程をより詳細に記載しました。併せて、図表番号を修正しました。
51	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ （ア）「地域」の特定	（ア）「地域」の特定・「地域」において必要となる機能の検討	（ア）「地域」の特定	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
51	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（ア）「地域」の特定	加えて、特定した「地域」において配置されている公共施設が現状提供している機能や、公共施設の利用状況、地域のニーズ、人口動態等を踏まえ、「地域」において必要となる機能の検討（「地域」ににおいて維持すべき機能、向上すべき機能、縮小すべき機能、不要となる機能等の検討）を行います。 　なお、以下の（イ）及び（ウ）の検討状況を踏まえ、より適切な「地域」の設定が必要と判断される場合等には、再度上記の検討を行います。	（削除）	資産保有の最適化検討の流れを考慮し、項目（イ）に移動しました。
51	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（イ）築年数や利用状況等に着目した「起点となる検討対象施設」の選定・「地域」において必要となる機能の検討	（イ）築年数や利用状況等に着目した「軸となる検討対象施設」の選定	（イ）築年数や利用状況等に着目した「起点となる検討対象施設」の選定・「地域」において必要となる機能の検討	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
51	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（イ）築年数や利用状況等に着目した「起点となる検討対象施設」の選定・「地域」において必要となる機能の検討	個々の施設に係る適正配置について検討を行っていくにあたり、検討の起点となる対象施設（以下「軸となる検討対象施設」といいます。）の選定を行う必要があります。その際、選定基準の代表例として考えられるのが、施設の「築年数」です。この「築年数」を基準として、最適化の検討対象となる施設を選定します。 築年数に応じて対象施設は一定程度絞られますが、本市においては現時点で築30年を超える施設が全体の５割以上を占めている状況であり、これだけで対象施設を十分に絞り込むことが困難な場合も想定されます。	個々の施設に係る適正配置について検討を行っていくにあたり、起点となる検討対象施設の選定を行う必要があります。その際、選定基準の代表例として考えられるのが、施設の「築年数」です。この「築年数」を基準として、最適化の検討対象となる施設を選定します。 築年数に応じて対象施設は一定程度絞られますが、本市においては令和３（2021）年３月31日時点で築30年を超える施設が全体の５割以上を占めている状況であり、これだけで対象施設を十分に絞り込むことが困難な場合も想定されます。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
51	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ （イ）築年数や利用状況等に着目した「起点となる検討対象施設」の選定・「地域」において必要となる機能の検討	―	また、（ア）で特定した「地域」において配置されている公共施設が現状提供している機能や、公共施設の利用状況、地域のニーズ、人口動態等を踏まえ、市民参加の取組等を通じ、「地域」において必要となる機能（「地域」において維持すべき機能、向上すべき機能等）の検討を行います。 　施設ごとの詳細な機能の検討については、（オ）の中で行います。なお、（イ）及び（ウ）の検討状況を踏まえ、より適切な「地域」の設定が必要と判断される場合等には、再度（ア）の検討を行います。	項目（ア）にあった「「地域」において必要となる機能の検討」について、資産保有の最適化の検討の流れを考慮し、文言整理の上（イ）に移動しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
52	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（イ）築年数や利用状況等に着目した「起点となる検討対象施設」の選定・「地域」において必要となる機能の検討	図表３－２－6　ソフト面からの施設の絞り込みのイメージ	図表３－２－8　ソフト面からの施設の絞り込みのイメージ	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
53	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（ウ）「起点となる検討対象施設」の相手方となる他施設の抽出及び複合化等の可能性の検討（簡易的な適正配置分析）	（ウ）検討対象となる他施設の抽出	（ウ）「起点となる検討対象施設」の相手方となる他施設の抽出及び複合化等の可能性の検討（簡易的な適正配置分析）	軽微な修正

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>改定前</th><th>改定後</th><th>理由</th></tr>
<tr>
<td>53</td>
<td>第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（ウ）「起点となる検討対象施設」の相手方となる他施設の抽出及び複合化等の可能性の検討（簡易的な適正配置分析）</td>
<td>地域内の各施設について、施設のハード・ソフト両面の状況を分析した上で、検討の相手方となる施設の抽出を行います。
地域ごとの資産保有の最適化を検討するにあたっては、軸となる検討対象施設の地域内に位置する施設を（１施設だけでなく）複数施設抽出した上で、最適化の検討を行っていきます。</td>
<td>地域内の各施設について、築年数や用途制限、容積率など、施設や土地に関する条件を踏まえ、「起点となる検討対象施設」の相手方となる他施設を抽出します。

図表３－２－９　「起点となる検討対象施設」の相手方となる他施設の抽出条件（モデル４地域における検討項目）

<table>
<tr><th>項目</th><th>条件</th></tr>
<tr><td>築年数</td><td>検討の相手方となる施設の築年数が、原則、令和７年度末時点で築40年以上であること</td></tr>
<tr><td>配置状況</td><td>中学校区などの一定範囲の利用者を想定して設置した施設の場合、その範囲内で移転検討を行うこと</td></tr>
<tr><td>用途制限</td><td>用途地域の制限などから設置可能な施設</td></tr>
<tr><td>容積率</td><td>敷地面積に対する延床面積の割合が指定容積率を満たす施設</td></tr>
<tr><td>同一用途分類の施設</td><td>同一用途分類の施設がモデル地域に複数ある場合、複合化等検討施設候補からの距離が一番近い施設</td></tr>
<tr><td>その他（施設用途）</td><td>施設の用途や特性を勘案（例：公衆トイレ、葬祭場、霊園、わくわくプラザ）</td></tr>
</table>

地域ごとの資産保有の最適化を検討するにあたっては、起点となる検討対象施設の地域内に位置する施設を（１施設だけでなく）複数施設抽出した上で、利便性や機能の相乗効果、規模の効率化などの視点により複合化等の可能性を検討します。

図表３－２－10　複合化等の可能性の検討に関する視点（モデル４地域における検討項目）

<table>
<tr><th>視点</th><th>考え方</th><th>検討の例</th></tr>
<tr><td>利便性</td><td>移転による利便性の向上</td><td>・交通利便性の高い場所への移転によるアクセス等の向上</td></tr>
<tr><td>機能の相乗効果</td><td>複数の機能が集積することによる相乗効果</td><td>・利用者相互の新たな交流促進
・新たなサービスの提供による多様な市民ニーズへの対応</td></tr>
<tr><td>規模の効率化</td><td>類似機能をもつ諸室の集約による建物全体の規模の効率化</td><td>・類似する諸室の集約化による有効活用
・事務室等の管理スペースや、トイレ、廊下等の共通利用</td></tr>
<tr><td>施設状況</td><td>検討の相手方となる施設の施設状況や、法令等の確認</td><td>・施設の設置経過や、保有形態、事業計画等の確認
・高さ制限や建ぺい率など、法規制等の確認</td></tr>
</table>
</td>
<td>モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針と整合を図り、施設抽出条件・視点を具体的に追記しました。</td>
</tr>
</table>

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
53	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（エ）最適化に向けた検討の方向性などの整理	（エ）適正配置に関する分析	（エ）最適化に向けた検討の方向性などの整理	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
54	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（エ）最適化に向けた検討の方向性などの整理	地域内において抽出した各施設を対象として、施設の適正配置に関する分析を行います。 主な分析手法については、以下のとおりです。加えて、適正配置を検討する際には、各施設の法規制（容積率・建ぺい率、日影規制等）や利用者の利便性を考慮した上で検討を実施します。 図表３－２－７　適正配置に関する分析手法イメージ 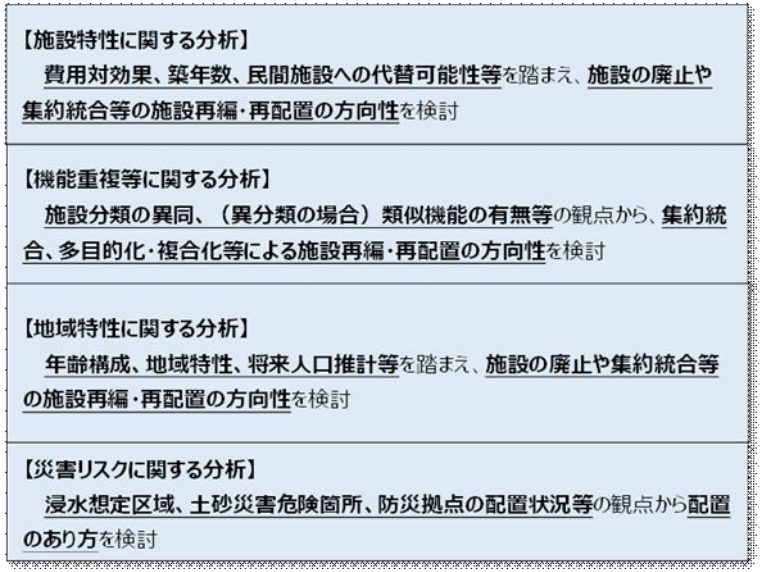 	（削除）	資産保有の最適化検討の流れを考慮し、用語を整理した上、項目（オ）に移動しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
54	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容 (1)資産保有の最適化 ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ （エ）最適化に向けた検討の方向性などの整理	―	（ア）～（ウ）の取組を踏まえ、以下のとおり取組の方向性を整理します。 ①周辺施設との複合化等を含めた様々な手法により最適化を検討 ②施設単体で機能・規模等を整理し最適化を検討 ③他の事業に関する方針等を踏まえて最適化を検討 ④利用向上を目指した取組を検討 図表３－２－11　取組の方向性整理イメージ 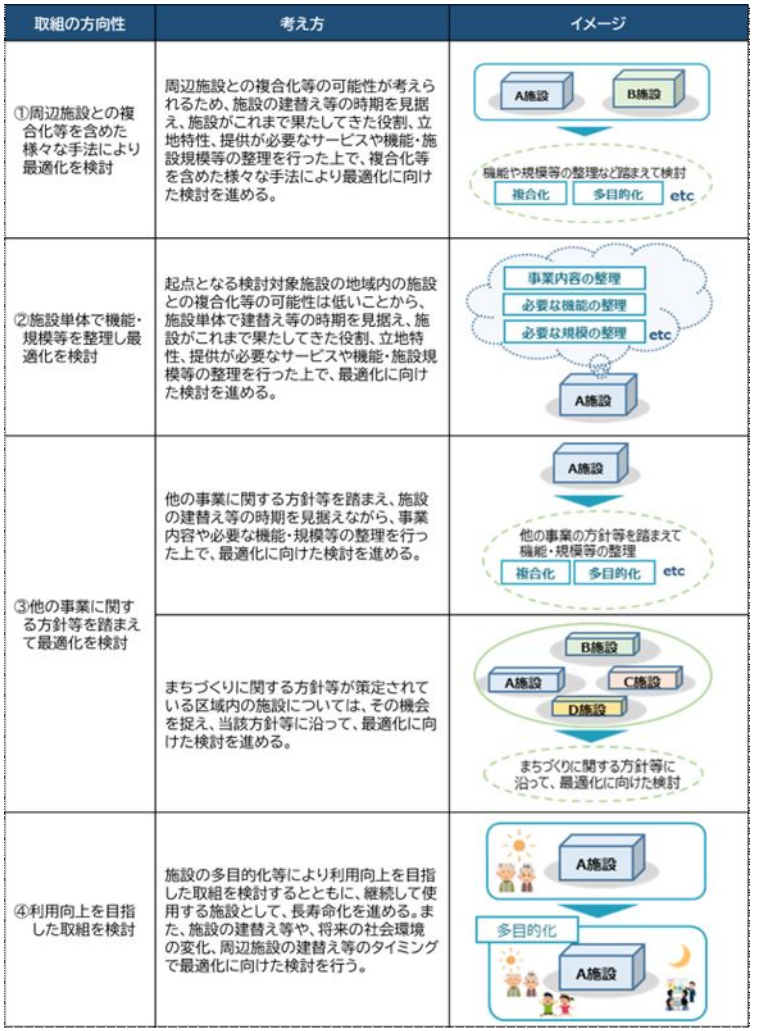 	モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針と整合を図り、取組の方向性の区分及び取組の標準ロードマップを掲載しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
55	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（エ）最適化に向けた検討の方向性などの整理	―	取組の方向性「①周辺施設との複合化等を含めた様々な手法により最適化を検討」及び「②施設単体で機能・規模等を整理し最適化を検討」に整理された取組の標準ロードマップは以下のとおりとなります。なお、①のフェーズ２・３での検討結果によっては複合化等を行わず、②のとおり施設単体での最適化に係る検討や既存施設の長寿命化等を図る場合があります。 図表３－２－12　取組の標準ロードマップ  	モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針と整合を図り、取組の方向性の区分及び取組の標準ロードマップを掲載しました。
55	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（オ）最適化の実現性・効果・スケジュール等を整理	（オ）最適化の方向性等に関する協議・決定	（オ）最適化の実現性・効果・スケジュール等を整理	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（オ）最適化の実現性・効果・スケジュール等を整理	上記（ア）～（エ）に係る検討を行った上で、個別の施設に係る最適化の方向性等について庁内合意形成を図るため、今後、必要な協議を行い、個別の施設に係る最適化の方向性等について決定していくものとします。 その際、地域における機能やニーズの分析等に立脚した総合的な見地から、最適化の方向性等について協議・決定します。 また、個々の施設について実際に地域ごとの最適化の検討を進めるにあたっては、様々な検討の段階において、地域住民への丁寧な説明の機会を設けていくとともに、最適化の検討状況について、市民への情報公開を適切に図っていく必要があります。資産マネジメント推進部署及び関係局区が十分連携した上で、それらの取組を適切に進めてまいります。 ～～コラム～～ 地域ごとに資産保有の最適化を検討するにあたっては、各施設のハード面の状況（躯体・設備の老朽化度、バリアフリーへの対応状況、脱炭素への対応状況等）及びソフト面の状況（利用状況、コスト状況等）の把握（データストック）を基盤として、それらのデータを必要に応じ適宜分析・活用することで、機能検討をはじめとする適正配置に向けた各種検討を行うことになります。 ハード面の状況及びソフト面の状況を把握するための手段として、主に以下のものが挙げられます。 ハード面の状況把握手段：・定期的に実施が義務付けられている法定点検 ・委託による劣化調査 ・目視レベルによる劣化調査 ・耐震診断 ・バリアフリー調査　など ソフト面の状況把握手段：・利用状況実績（白書等に基づく） ・コスト状況実績（白書等に基づく）　など	（削除）	資産保有の最適化の検討の流れを考慮し、文言整理の上、項目（カ）及び（キ）に移動しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
55	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（オ）最適化の実現性・効果・スケジュール等を整理	―	これまで各施設が果たしてきた役割、立地特性、提供が必要なサービスや機能・施設規模等の整理を行った上で、施設の適正配置に関する効果・コスト・スケジュールなどの適正配置に関する分析・検討を行います（標準ロードマップのフェーズ１～３に該当）。 主な分析手法については、以下のとおりです。加えて、適正配置を検討する際には、各施設の法規制（容積率・建ぺい率、日影規制等）や利用者の利便性を考慮した上で検討を実施します。 図表３－２－13　適正配置に関する分析手法イメージ 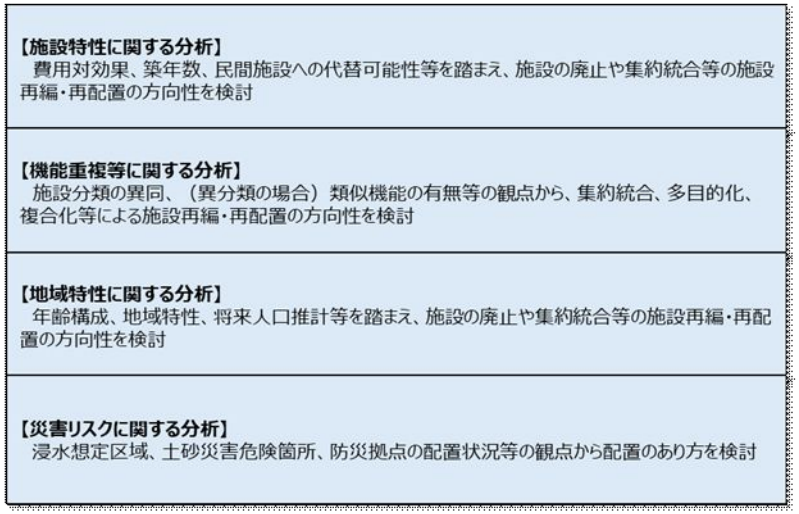	資産保有の最適化検討の流れを考慮し、用語を整理した上、項目（エ）から移動しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
56	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（カ）最適化に向けた取組の推進	—	（カ）最適化に向けた取組の推進	軽微な修正
56	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ（カ）最適化に向けた取組の推進	—	上記（ア）～（オ）に係る検討を行った上で、個別の施設に係る最適化の方向性等について庁内での必要な協議、合意形成を図りながら、個別の施設に係る最適化の取組を推進していくものとします。その際、地域における機能やニーズの分析等に立脚した総合的な見地から、最適化の方向性等について協議・決定します。 また、個々の施設について実際に地域ごとの最適化の検討を進めるにあたっては、様々な検討の段階において、地域住民への丁寧な説明の機会を設けていくとともに、最適化の検討状況について、市民への情報公開を適切に図っていく必要があります。資産マネジメント推進部署及び関係局区が十分連携した上で、それらの取組を適切に進めてまいります。 上記（エ）で整理した方向性に基づき、諸室等の機能や規模、配置等を整理し、基本計画の策定を進めるとともに、PPP／PFIなど民間活用手法の導入可能性について検討を行います。その上で、最適な事業手法を選択し、基本設計・実施設計を経て、新施設の整備や跡地の有効活用などの取組を推進します。	資産保有の最適化の検討の流れを考慮し、文言整理の上、項目（オ）から移動しました。

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>改定前</th><th>改定後</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>56</td><td>第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容
(1)資産保有の最適化
ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ
（キ）利用向上に向けた取組の推進</td><td>―</td><td>（キ）利用向上に向けた取組の推進</td><td>軽微な修正</td></tr>
<tr><td>56</td><td>第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容
(1)資産保有の最適化
ウ　地域ごとの資産保有の最適化の流れ
（キ）利用向上に向けた取組の推進</td><td>―</td><td>上記（エ）又は（オ）の整理において、利用向上に向けた取組を推進するとした施設については、施設の多目的化等により利用向上を目指した取組を検討するとともに、継続して使用する施設として、長寿命化を進めます。また、施設の建替え等や、将来の社会環境の変化、周辺施設の建替え等のタイミングで最適化に向けた検討を行います。

～～コラム～～
地域ごとに資産保有の最適化を検討するにあたっては、各施設のハード面の状況（躯体・設備の老朽化度、バリアフリーへの対応状況、脱炭素への対応状況等）及びソフト面の状況（利用状況、コスト状況等）の把握（データストック）を基盤として、それらのデータを必要に応じ適宜分析・活用することで、機能検討をはじめとする適正配置に向けた各種検討を行うことになります。
ハード面の状況及びソフト面の状況を把握するための手段として、主に以下のものが挙げられます。
<table><tr><td>ハード面の状況
把握手段</td><td>・定期的に実施が義務付けられている法定点検
・委託による劣化調査
・目視レベルによる劣化調査
・耐震診断
・バリアフリー調査　など</td></tr><tr><td>ソフト面の状況
把握手段</td><td>・利用状況実績（白書等に基づく）
・コスト状況実績（白書等に基づく）　など</td></tr></table></td><td>モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針と整合を図り、新たに利用向上に向けた取組の推進の内容を追加しました。
コラムについて、地域ごとの資産保有の最適化の流れ全体に関するものであることから、項目（オ）から（キ）に移動しました。</td></tr>
</table>

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
57	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化 エ　機能ごとの資産保有の最適化	そのため、今後は、機能ごとの資産保有の最適化の検討を進め、利用状況・将来の利用想定等を踏まえた適正な施設機能を確保するとともに、機能の適正配置を図ることで、施設を維持するために必要な一人当たりの負担を軽減するとともに、更なる施設利用の機会を提供し、市民サービスの向上につなげていく必要があります。 次に、現在進めているホール機能及びプール機能の最適化の取組を示します。	そのため、今後は、機能ごとの資産保有の最適化の検討を進め、利用状況・将来の利用想定等を踏まえた適正な施設機能を確保するとともに、機能の適正配置を図ることで、施設を維持するために必要な一人当たりの負担を軽減するとともに、更なる施設利用の機会を提供し、市民サービスの向上につなげていく必要があります。 次に、現在進めているホール機能及び学校プール機能の最適化の取組を示します。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
57	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化エ　機能ごとの資産保有の最適化（ア）ホール機能の最適化（ホール施設の適正配置）	ホール機能を有する施設は、市域に点在していますが、客席を使用しない練習利用や演者としてのオーケストラ利用、社交ダンス利用など、様々な目的で利用されています。 本市のホールについて、ハード面においては築30年以上となる施設が多く、施設・設備の老朽化やバリアフリーへの対応などの課題、また、ソフト面においては客席利用率など機能と利用用途の不一致の課題があり、現在の利用ニーズ等に対応した機能の提供が求められています。 そこで、ホールについても、単純にこれまでと同様の規模・形態で施設を更新するのではなく、利用状況や将来の利用想定を踏まえながら、あるべき機能を検討するとともに、更なる施設利用の機会を提供することが可能となるよう、施設の適正配置等について検討を行います。 図表３－２－８　ホール施設の適正配置に向けた検討 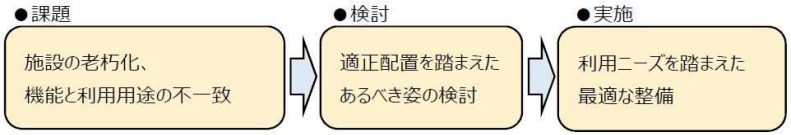 	本市の公共施設は、市民利用の範囲や施設の設置目的等が異なる様々な施設が存在していますが、それらの施設間で、同一機能を有している場合があります。例えば、川崎シンフォニーホール、市民館、川崎能楽堂などは、設置目的等が異なりますが、「ホール機能」という同一機能を有しています。 本市の公共ホールについては、ハード面においては築30年以上となる施設が多く、施設・設備の老朽化やバリアフリーへの対応などの課題があり、また、ソフト面においては客席利用率が低い利用や、音楽・ダンスの練習といった、客席などのホール設備がなくても対応可能な用途での利用など、利用用途とホールが保有する機能との不一致の課題があり、現在の利用ニーズ等に対応した機能の提供が求められています。 そこで、公共ホールについても、単純にこれまでと同様の規模・形態で更新するのではなく、利用状況や将来の利用想定を踏まえながら、あるべき機能を検討するとともに、更なる施設利用の機会を提供することが可能となるよう、施設の適正配置等について検討を行うこととしました。 以下に、検討の標準ロードマップを示します。なお、フェーズ２・３での検討結果によっては、当面の間、集約化等を行わず、既存施設の長寿命化等を図る場合があります。 図表３－２－14　公共ホールの最適化に向けた標準ロードマップ 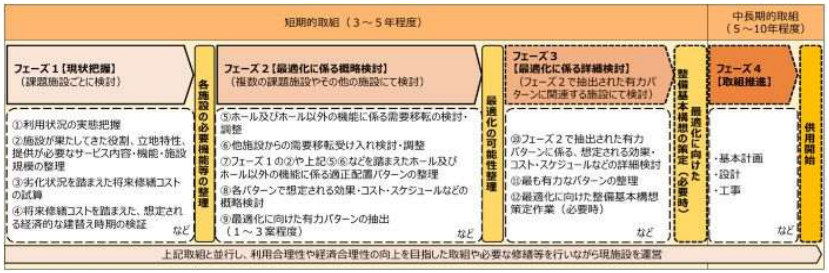 	公共ホールの最適化に向けた取組方針と整合を図り、より分かりやすい表現に見直しますとともに、標準ロードマップを掲載しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
58	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化エ　機能ごとの資産保有の最適化（ア）ホール機能の最適化（ホール施設の適正配置）	―	～～短期的期間（令和４～８年度）の取組報告②～～ ホール機能の最適化について、令和４（2022）年度からの短期的期間では、以下の取組を進めてまいりました。 ・ホール機能を有する本市の施設について、令和４（2022）年度に「公共ホールのあり方検討にあたっての基本的な考え方」を、令和５（2023）年度に「公共ホールのあり方」を策定し、今後の検討にあたっての考え方等を整理しました。 ・また、令和６（2024）年度に策定した「公共ホールのあり方を踏まえた検討状況（中間報告）」において、検討の軸となる施設を抽出し、令和７年（2025）年度には、検討の軸となる施設ごとに、今後の取組の方向性や検討の進め方などをとりまとめた「公共ホールの最適化に向けた取組方針」を策定しました。 ・令和８（2026）年度からは、当該方針に基づき取組を推進します。 公共ホールの最適化に向けた取組方針については、市ホームページで公開しています。 https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000169515.html（市ホームページ）	ホール機能の最適化に向けたこれまでの取組内容について、コラムとして掲載しました
59	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化エ　機能ごとの資産保有の最適化（イ）学校プール機能の最適化	（イ）プール機能の最適化（学校プールの最適運用）	（イ）学校プール機能の最適化	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
59	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化エ　機能ごとの資産保有の最適化（イ）学校プール機能の最適化	本市には、以下のとおりプールが設置されています。 〇小中学校プール：小学校では114校全てに、中学校では52校中46校に設置 〇市民プール：９か所 〇民間プール：35か所 小中学校プールについては、設置済みの160施設のうち94施設が耐用年数である30年を超過しており、全体的に老朽化が進行している状況です。このため、水道料金や、清掃、ろ過機のメンテナンスなどの運営費、維持管理費に加え、施設の更新需要の高まりに伴う施設の更新費用の増大により、今後大きな負担が生じることが見込まれています。 また、水泳授業の実施にあたっては、あらゆる泳力の児童・生徒に対応した専門的かつ効果的な指導が求められるとともに、日常清掃や水質管理といったメンテナンスのほか、事故防止のため、児童・生徒の安全確保を徹底する必要があり、教職員等にとっても大きな負担となっています。 こうした現状と課題を踏まえ、今後、学校プールの新設・更新等の必要性が生じた場合は、まず「市民プールの活用」「民間プールの活用」「隣接校のプール活用」を検討することとし、活用できる市民プール等がない場合のみ、学校内にプールを整備することとします。	本市には、以下のとおりプールが設置されています（令和８年３月31日現在）。 〇小中学校プール：小学校では115校中111校に、中学校では52校中46校に設置 〇市民プール：９か所 〇民間プール：37か所 小中学校のプールについては、全体の約70%の114校が築後30年以上経過しており、全体的に老朽化が進行している状況です。これに加えて、水道料金や清掃、ろ過機のメンテナンスなどの運営費、維持管理費に加え、施設の更新費用の増大により、今後、大きな負担が生じることが見込まれています。 さらに、学校での水泳授業の実施には、様々な泳力の児童・生徒に対応した専門的かつ効果的な指導及び事故防止のための安全管理が求められるとともに、プールの日常清掃や水質管理といった管理業務が、教師等にとって過度な負担となっている現状があります。 このような現状と課題を踏まえ、今後は、「川崎市立学校における水泳授業の実施に関する方針」に基づき、民間プール等の活用を中心とした水泳授業の実施を進めてまいります。これに伴い、利用しなくなった学校プールについては、除却等を計画的に行いますが、大半のプールが消防水利施設として登録されているため、代替となる防火水槽の整備も含めて検討を進めていきます。そして、除却が可能となった場合、プール跡地は、教育財産であることから、学校ごとに検討を行う必要がありますが、原則として、学校教育活動に資するかたち（例：運動スペースなど）での活用を前提に検討します。	「川崎市立学校における水泳授業の実施に関する方針」を踏まえた内容に更新しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
59	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(1)資産保有の最適化エ　機能ごとの資産保有の最適化（イ）学校プール機能の最適化	図表３－２－９　学校プールに関する今後の方針 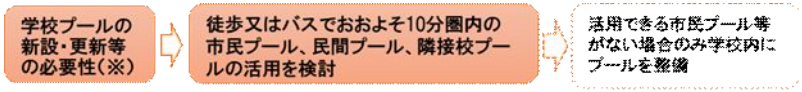 （※）校舎・体育館の改修や増改築等で、プール部分をその整備用地として活用することで事業が円滑に進むなどの場合を含む。 上記の方針に基づき、令和７(2025)年４月に開校が予定されている新川崎地区新設小学校では、民間プールを活用した取組を進めるほか、順次、効率的な運用・整備を実施していきます。	【民間プール等の活用の考え方】 • 着実な授業時数の確保及び学校プールの管理業務の負担軽減のため、**「市民プールの活用」「民間プールの活用」「隣接校プールの活用」それぞれの手法を小学校を優先**して取組を進めます。 ※中学校は小学校の環境整備の状況を踏まえ、授業の在り方を検討します。 • **市民プールや民間プールの活用拡大に向けて、徒歩又はバスでおおよそ15分圏内にあるプールの使用を検討**し、ない場合のみ、学校内にプールを整備します。 • 学校プール施設の維持管理コストや将来的な施設整備のコストも踏まえ、可能な限り負担を増やさない対応とします。 （出典：「川崎市立学校における水泳授業の実施に関する方針」（令和８（2026）年３月）） ［市立小学校における民間プールの活用事例］ 	「川崎市立学校における水泳授業の実施に関する方針」を踏まえた内容に更新しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
60	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方-	施設の長寿命化とは、適切に計画的な保全を行い、施設を良好な状態で使用し続けることにより、市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、修繕・更新のコストの平準化を図るものです。 第２期取組期間においては、重点的取組として位置づけておりましたが、第３期取組期間においては資産保有の最適化を重点的取組として位置づけることも踏まえ、以下の基本的な考え方により、施設の長寿命化の取組を推進します。 なお、市営住宅においては「川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」、学校施設においては「学校施設長期保全計画」を個別に定めていることを踏まえ、これらの施設分類については、第３期実施方針を踏まえつつ、各計画に基づく長寿命化の取組を進めるものとします。同様に、分野別計画を有するインフラ施設についても、各計画に基づく取組を進めるものとします。	施設の長寿命化とは、建物の各部位（屋根・外壁、電気・機械設備等）を計画的に点検や修繕・更新を行いながら、施設を良好な状態で維持し、より長く使用し続け、施設の使用年数を延ばす取組です。これにより、市民ニーズへの的確な対応を図るとともに、修繕・更新のコストの平準化を図るものです。 第２期取組期間においては、重点的取組として位置づけておりましたが、第３期取組期間においては資産保有の最適化を重点的取組として位置づけることも踏まえ、以下の基本的な考え方により、施設の長寿命化の取組を推進します。 なお、市営住宅施設においては「川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」、学校施設においては「学校施設長期保全計画」を個別に定めていることを踏まえ、これらの施設分類については、第３期実施方針を踏まえつつ、各計画に基づく長寿命化の取組を進めるものとします。同様に、分野別計画を有するインフラ施設についても、各計画に基づく長寿命化の取組を進めるものとします。 ～～コラム～～ ●施設の長寿命化について 屋根、外壁、電気・機械設備といった建物の各部位の標準的な更新周期は１５～３０年程度であり、一般的には、築後４０～４５年頃には、様々な部位の修繕・更新を行うため、多くの費用を要します。 また、人口増加が続いていた時期においては、劣化への対応だけでなく、不足する施設規模や機能などへの対応も必要であり、本市の公共建築物は、築後４０～４５年頃に建替えを行う傾向にありました。 今後、本市においても人口減少社会への転換等が見込まれていることなどを踏まえると、公共施設の維持管理費など、将来世代への負担に配慮しながら、必要なサービスを持続可能な形で提供していくためには、既存施設を適切に維持管理し、必要な修繕・更新を行いながら、使い方の見直しなども行い、これまでよりも上手に・長く利用する”施設の長寿命化”も、引き続き重要な取組となります。	「長寿命化」の定義の再整理・明確化を行いました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
61	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（ア）資産保有の最適化を踏まえた施設の長寿命化	「第３章　１（２）資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ」で示したとおり、公共建築物総量の管理に重点を置いた資産保有の最適化の取組が一層必要な状況であり、第３期取組期間においては、資産保有の最適化を重点的取組として位置づけることから、これまでの考え方では施設の目標耐用年数まで使用するために長寿命化の対象としていた施設に対しても、資産保有の最適化を検討します。 具体的には、施設の機能について利用状況等を踏まえ見直しを実施し、機能の見直しを踏まえ、施設の多目的化・複合化等を検討した上で、継続して使用する施設(長寿命化対象施設(※))については、長寿命化を行います。一方、機能の縮小・廃止等により廃止する施設については、長寿命化は行わず、財産の有効活用を検討します。 （※）本市が所有する公共建築物のうち、企業会計施設、特別会計施設、特殊施設等及び建替・譲渡・統廃合等が決定している施設を除き、棟単位で原則延床面積200㎡以上の継続して使用する庁舎等建築物について、「長寿命化対象施設」とします。 また、建築、電気設備、機械設備等の部位について、劣化が構造躯体に与える影響の度合いや施設利用に必要な機能、安全性の観点から、主な部位別に目標更新年数を設定の上、「長寿命化対象部位」とします。 なお、企業会計施設、特別会計施設、特殊施設等については、各事業計画に位置付ける最適化や長寿命化等の施設対策内容について、事前に施設所管局と調整・協議を行います。 また、インフラ施設については、各施設の特性や需要を踏まえ、施設の長寿命化を推進します。	「第３章　１（２）資産保有の最適化の重点的取組への位置づけ」で示したとおり、保有総量の管理に重点を置いた資産保有の最適化の取組が一層必要な状況であり、第３期取組期間においては、資産保有の最適化を重点的取組として位置づけることから、これまでの考え方では施設の目標耐用年数まで使用するために長寿命化の対象としていた施設に対しても、原則として、資産保有の最適化に向けた検討を行います。 具体的には、資産保有の最適化に向けた検討の中で、利用状況等を踏まえた施設の多目的化・複合化・利用向上などの方向性を整理したうえで、既存施設を継続して利用するものを長寿命化していきます。 一方、既存施設を利用終了する方向性となった場合には、長寿命化は行わず、利用終了までの運営に必要な修繕などを行いながら、利用終了後の財産の有効活用等について検討します。	「長寿命化対象施設」、「長寿命化対象部位」の定義の再整理・用語変更を行いました。棟単位で原則延床面積200㎡以上の継続して使用する庁舎等建築物の考え方の記述について、項目（イ）に移動しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
61	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（イ）庁舎等建築物の長寿命化	—	（イ）庁舎等建築物の長寿命化	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
61	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（イ）庁舎等建築物の長寿命化	—	庁舎等建築物については、以下のとおり、長寿命化の取組を推進します。 ・本市が所有する庁舎等建築物のうち、企業会計施設、特別会計施設、特殊施設等、建替・譲渡・統廃合等が決定している施設及び廃止する施設を除き、棟単位で原則延床面積200㎡以上の継続して使用する庁舎等建築物を「長寿命化重点施設」とします。 ・「長寿命化重点施設」の各部位のうち、劣化が構造躯体に与える影響の度合いや施設利用に必要な機能、安全性等の観点から、図3-2-18に示す部位を「長寿命化重点部位」とし、目標更新年数（※）を設定します。 施設所管部署は、長寿命化重点部位について、目標更新年数を念頭に置きながら、適切な維持管理のもと、劣化状況などを踏まえ、修繕・更新の必要性について検討し、修繕・更新が必要な場合は、公共建築物長寿命化対策事業（以下「長寿命化対策事業」という。）の執行部署（以下「事業執行部署」という。）と協議・調整を行います。 事業執行部署は、複数の施設所管部署と長寿命化重点部位の更新について、緊急性・必要性などを踏まえながら実施時期等について調整し、効率的・効果的な長寿命化対策事業の執行に取り組みます。 なお、庁舎等建築物のうち長寿命化重点施設以外の施設や市営住宅施設・学校施設については、各事業計画などに基づき、長寿命化等の対策に取り組みます。 ※　施設の長寿命化に向け、部位別に設定した目標とする更新年数をいう。「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の計画更新年数を参考に設定するもの。	「長寿命化対象施設」、「長寿命化対象部位」の定義の再整理・用語変更を行いました。 棟単位で原則延床面積200㎡以上の継続して使用する庁舎等建築物の考え方の記述について、新たに本項目を作成し、項目（ア）から移動しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
62	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（イ）庁舎等建築物の長寿命化	—	図表３－２－15　長寿命化重点施設の対象範囲 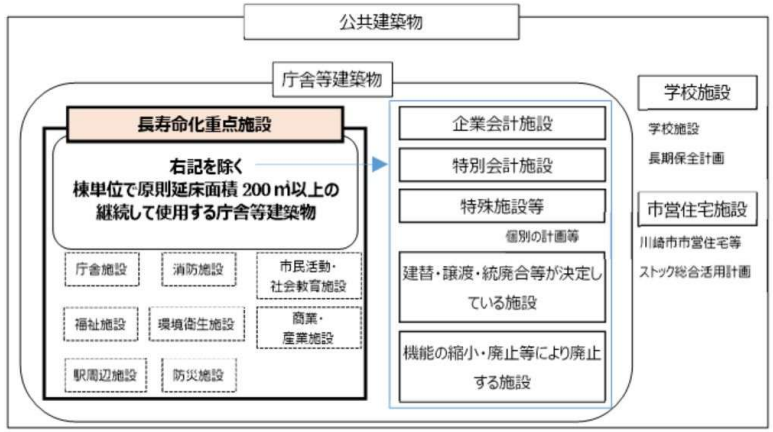 	長寿命化重点施設の理解が容易になるよう、新たに図表を追加しました。
62	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（ウ）目標耐用年数の設定	（イ）目標耐用年数の設定	（ウ）目標耐用年数の設定	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
62	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（ウ）目標耐用年数の設定	本市においては公共建築物の長寿命化に際して、原則として目標耐用年数を庁舎等建築物は60年以上、市営住宅は70年、学校施設は80年としてきましたが、第３期取組期間においてもこれを継続するものとします。ただし、施設の多目的化・複合化等の検討の結果、長寿命化を行わない施設については、この目標耐用年数を適用しないものとします。 また、庁舎等建築物については、おおむね築40年経過時に長寿命化を行うものとした場合、次の20年経過時にはおおむね60年経過となるため、ハード面の調査結果等を踏まえ、詳細な目標耐用年数を設定し、それに向けて、適切な修繕や更新に向けた検討スケジュールの設定など、計画的な対応を行うものとします。	本市においては公共建築物の長寿命化に際して、原則として目標耐用年数を庁舎等建築物は60年以上、市営住宅施設は70年、学校施設は80年としてきましたが、第３期取組期間においてもこれを継続するものとします。ただし、施設の多目的化・複合化等の検討の結果、長寿命化を行わない施設については、この目標耐用年数を適用しないものとし、既存施設の状況等を踏まえながら、別途、施設の使用年数を検討します。 また、庁舎等建築物については、おおむね築40年経過時に大規模改修等を行うものとした場合、次の20年経過時にはおおむね60年経過となるため、ハード面の調査結果等を踏まえ、詳細な目標耐用年数を設定し、それに向けて、適切な修繕や更新に向けた検討スケジュールの設定など、計画的な対応を行うものとします。 ～～コラム～～ ●目標耐用年数について ・「目標耐用年数」とは、**「施設を何年使用することを目標とするか」を示す目標値**であり、この年数を超えると建物が使用できなくなる、又は建替えが必要になることを示す**限界値ではありません。** ・長寿命化に取り組む上では、適切に点検を行うと共に、点検結果を踏まえながら**目標耐用年数を念頭においた計画的かつ効率的・効果的な修繕・更新等を行うことで、修繕・更新等に係るコストの平準化やライフサイクルコストの縮減を図ることが重要となります。** ・なお、庁舎等建築物の目標耐用年数は60年以上としており、**利用ニーズや施設機能、建物の健全性などに課題がない施設については、修繕・更新等を行いながら、60年を超える継続利用を目指します。**	「目標耐用年数」の定義の再整理を行いました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
63	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（エ）計画的な保全の推進	（ウ）計画的な保全の推進	（エ）計画的な保全の推進	軽微な修正
63	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（エ）計画的な保全の推進	適切な修繕や大規模改修を実施し、建築物を築後60年まで長寿命化を行う場合は、築後30年で建替えを行う場合と比較して、修繕・更新費用のライフサイクルコストは、平準化が見込まれます。 施設の長寿命化を行う際には、施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、機能停止などを未然に防ぐ計画的な保全を行い、ライフサイクルコストの最適化を図ります。 そのために、既に故障した部位・設備の事後保全的な修繕だけでなく、予防保全的な改修も行います。 また、必要に応じ、保全を行う時期を調整することで、集約的な大規模改修を行い、施設利用者への影響やコストの低減を図ります。その際、劣化状況等を踏まえつつ、機能重視の考え方に基づく施設の方向性の検討において、機能を維持することとなった施設を対象に実施することを基本とします。	適切な修繕や大規模改修を実施し、建築物を築後60年まで長寿命化を行う場合は、築後30年で建替えを行う場合と比較して、修繕・更新費用のライフサイクルコストは、平準化が見込まれます。 施設の長寿命化を行う際には、既に故障した部位の事後保全的な修繕だけでなく、施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、機能停止などを未然に防ぐ予防保全的な修繕も行います。 また、必要に応じ、保全を行う時期を調整することで、集約的な大規模改修を行い、施設利用者への影響やコストの低減を図ります。 なお、上記のような計画的な保全にあたっては、各施設の実態を反映した部位情報や修繕履歴等を整理するとともに、部位ごとの目標更新年数を踏まえた中長期的な更新時期や概算額を把握することが重要です。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
63	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（エ）計画的な保全の推進	図表３－２－10　計画的な保全によるライフサイクルコストの平準化イメージ図 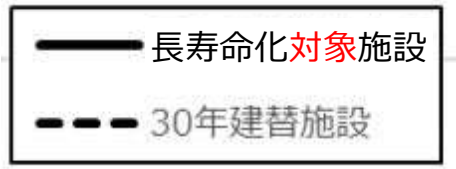	図表３－２－16　計画的な保全によるライフサイクルコストの平準化イメージ図 	軽微な修正
63	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（エ）計画的な保全の推進	※　「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を基にシミュレーション。長寿命化対象施設・築後30年建替施設の修繕・更新費用についてグラフ化したもの。両者とも更新後の経過年数「１～５」年はほぼ同様であるが、その後の修繕・更新費について、築後30年建替施設の方が変動幅は大きい。	※「建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を基にシミュレーション。長寿命化重点施設・築後30年建替施設の修繕・更新費用についてグラフ化したもの。両者とも更新後の経過年数「１～５」年はほぼ同様であるが、その後の修繕・更新費について、築後30年建替施設の方が変動幅は大きい。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
63	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（オ）長寿命化重点部位等以外への対応	（エ）長寿命化対象部位等以外への対応	（オ）長寿命化重点部位等以外への対応	軽微な修正
63	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（オ）長寿命化重点部位等以外への対応	これまで、庁舎等建築物においては「（２）ア（ア）資産保有の最適化を踏まえた施設の長寿命化」のとおり長寿命化対象部位を設定し、施設の長寿命化の取組を進めてきました。 一方で、「第２章　２（１）イ建築年数」で示すとおり、約５割の公共建築物が築30年以上を経過し、長寿命化対象部位以外の部位や陳腐化（※）した部位について、市民サービスの向上や突発的な機能停止等が課題となっています。 例えば、トイレの器具類や内装、照明設備等は長寿命化対象部位ではなく事後保全でも支障がない部位とされていますが、特に不特定多数の市民が利用する区役所・市民館・図書館等においては、便器の和式から洋式への改修、臭気及び照明などの改善や排水配管の改修等が求められています。 そのため、長寿命化対象部位の他、建物の機能維持につながるような対象部位について、適切な対策を検討・実施します。 （※）社会的・技術的情勢の変化により、ものの機能・性能などの相対的価値が低下すること（「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会編）」より）	これまで、庁舎等建築物においては「第３章　２（２）ア（ア）資産保有の最適化を踏まえた施設の長寿命化」のとおり長寿命化重点部位を設定し、施設の長寿命化の取組を進めてきました。 一方で、「第２章　２（１）イ建築年数」で示すとおり、約65%の公共建築物が築30年以上を経過し、長寿命化重点部位以外の部位についても、老朽化や陳腐化（※）が進んでおり、突発的な機能停止や市民ニーズとのミスマッチ等が課題となっています。 例えば、トイレの器具類や内装、照明設備等は長寿命化重点部位ではありませんが、特に不特定多数の市民が利用する区役所・市民館・図書館等においては、便器の和式から洋式への改修、臭気及び照明などの改善や排水配管の改修等が求められています。 また、施設のバリアフリー化や災害の激甚化などを踏まえた防災対策などについても、効率的・効果的に進められるよう長寿命化重点部位の修繕・更新等と同時に行うことを検討する必要があります。 こうしたことから、長寿命化重点部位以外の部位についても、建物の機能維持や向上につながるよう施設所管部署と資産マネジメント推進部署等が連携しながら適切な対策を検討・実施します。 （※）社会的・技術的情勢の変化により、ものの機能・性能などの相対的価値が低下すること（「建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会編）」より）	「長寿命化対象部位」の定義の再整理・用語変更を行いました。業務継続・市民サービスの向上等につながるような対象部位の対応を新たに位置付けました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
64	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（オ）長寿命化重点部位等以外への対応	図3-2-11　計画的な保全による施設の長寿命化イメージ図	図3-2-17　計画的な保全による施設の長寿命化イメージ図	軽微な修正
65	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（オ）長寿命化重点部位等以外への対応	図3-2-12　長寿命化対象部位一覧表（令和３年度時点）	図3-2-18　長寿命化重点部位一覧表（令和８年度時点）	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
66	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ア基本的な考え方（オ）長寿命化重点部位等以外への対応	図3-2-13　建物の機能維持につながる対象部位の例  和式の便器  老朽化した配管	図3-2-19　建物の機能維持につながる対象部位の例  和式の便器  老朽化した配管	軽微な修正
67	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化イ施設の長寿命化の手法（ア）長寿命化対策事業予算の効率的・効果的な執行	（ア）長寿命化事業予算の効果的・効率的な執行	（ア）長寿命化対策事業予算の効率的・効果的な執行	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
67	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化イ 施設の長寿命化の手法（ア）長寿命化事業予算の効果的・効率的な執行	これまでの長寿命化の取組に際しては、平準化の観点から、長寿命化事業の予算を資産マネジメント推進部署で一元管理し、全庁横断的な視点による優先度判定を踏まえ、長寿命化の設計・工事等の取組を行ってきましたが、基本的に第３期取組期間においても継続します。 また、「（２）ア（エ）長寿命化対象部位以外への対応」で示したとおり、長寿命化対象部位の他、建物の機能維持につながるような対象部位については、大規模改修を長寿命化対象部位とあわせて行うなど、効率的・効果的な整備や、事業費平準化に向けて、資産マネジメント推進部署が改修の内容や時期等を調整していくものとします。 図表３－２－14　長寿命化工事と大規模な改修の調整（例） 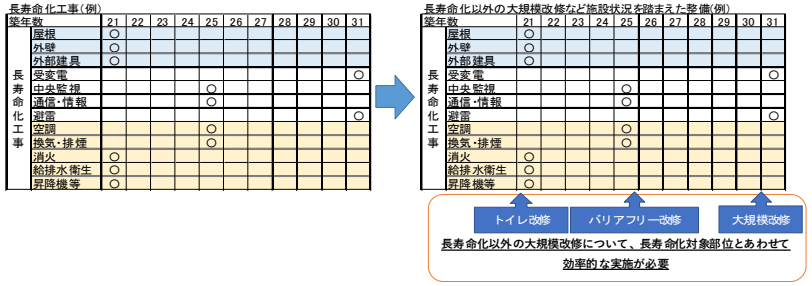	これまでの長寿命化の取組に際しては、長寿命化対策事業に関する予算の平準化の観点から、「公共建築物長寿命化対策事業費」として一元管理し、取組を推進してきましたが、第３期取組期間においても継続し、事業執行部署と資産マネジメント推進部署が連携し、全庁横断的な視点による優先度判定を行った上で、施設所管部署と改修内容や実施時期等を調整します。 また、「第３章　２（２）ア（オ）長寿命化重点部位以外への対応」で示したとおり、長寿命化重点部位の他、建物の機能維持や向上につながるような部位については、施設所管部署と資産マネジメント推進部署等が連携し、効率的・効果的な整備や、事業費平準化に向けて、改修の内容や実施時期等を調整します。 図表３－２－20　長寿命化工事の実施時期の調整（例） 	長寿命化事業に関する予算の管理担当部署の変更にともない、用語の整理を行いました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
67	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化イ施設の長寿命化の手法（イ）適正な施設の点検及び劣化調査の実施	施設を適切に維持するためには、施設の各部位及び設備機器それぞれの機能・性能についての異常・劣化・損傷の状態を調査し、異常等がある場合、必要に応じた措置を判断する「点検」が必要です。 点検には、施設管理者等が、設備などの運転監視と並行して、異常・劣化を目視等にて日常的に調査する日常点検と、法律によって一定期間ごとの実施を義務付けられる法定点検（有資格者による実施が必要であることから、基本的に民間事業者への委託により実施）の２種類がありますが、法定点検はもとより、適正な日常点検を実施し、劣化等の早期発見に努めることは大変重要です。 そのため、資産マネジメント推進部署では、施設管理者等に対して、建築物の各部位及び設備機器の機能・性能をわかりやすく解説するための研修会を開催し、建築物に関する知識の向上を図るとともに、「点検チェックシート」、「点検マニュアル」などを整備し、施設管理者等は全庁共通の判断基準に基づく施設点検を実施します。また、施設管理者等は施設の劣化調査を行い、その結果については、資産マネジメント推進部署とも共有し、全庁横断的な視点による設計・工事等の優先度判定などに利用します。	施設を適切に維持するためには、各部位それぞれの機能・性能についての異常・劣化・損傷の状態を把握するための「点検」が必要です。点検の結果、異常等がある場合、状態に応じた措置を判断する必要があります。 点検には、施設管理者等が、設備などの運転監視と並行して、異常・劣化を目視等にて日常的に調査する日常点検と、法律によって一定期間ごとの実施を義務付けられる法定点検（有資格者による実施が必要であることから、基本的に民間事業者への委託により実施）の２種類がありますが、法定点検はもとより、適正な日常点検を実施し、劣化等の早期発見に努めることは大変重要です。 こうしたことから、施設管理者が、日常点検を適切に行えるよう、点検項目やポイントを記載した全庁共通の点検チェックシートを整備するとともに、そのチェックシートによる点検結果を、施設所管部署、事業執行部署及び資産マネジメント推進部署にて共有することで、各部位の劣化等の把握や必要な対応の検討に活用します。 併せて、必要に応じ、施設管理者に対して、専門家等による技術的な助言を行い、点検品質の維持・向上を図ります。 さらに、施設管理者等が行う専門家等による施設の劣化調査等の結果についても、事業執行部署、資産マネジメント推進部署と共有することで、全庁横断的な視点による優先度判定などに活用します。	日常点検のプロセスについて、より具体的な記載に見直しました。
68	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化イ施設の長寿命化の手法（ウ）効率的・効果的な施設の点検・管理に向けた検討	施設の管理は、建物のハード面の管理と事業運営などのソフト面の管理があり、上述の点検はハード面の管理の一部ですが、施設管理者はその両方を担う必要があります。しかし、ハード面に精通した技術職員が配属されている施設は少なく、技術職員が配属されていない施設では事務職員が担う状況や、法定点検等専門的な業務では民間事業者に委託する状況がありますが、不慣れな業務に取り組むことや、民間事業者に委託する場合は施設ごとに委託の手続きが必要なことが多い状況です。 こうした中、複数の施設のハード面の点検・管理を民間事業者に包括的に委託することで、効率的・効果的な点検・管理が期待されることから、今後、こうした手法の導入に向けた検討を行います。	施設の管理は、建物のハード面の管理と事業運営などのソフト面の管理があり、前述の点検はハード面の管理の一部ですが、施設管理者はその両方を担う必要があります。しかし、ハード面に精通した技術職員が配属されている施設は少なく、技術職員が配属されていない施設では事務職員が担う状況や、法定点検等専門的な業務では民間事業者に委託する状況がありますが、不慣れな業務に取り組むことや、民間事業者に委託する場合は施設ごとに委託の手続きが必要なことが多い状況です。 こうした中、他都市においては、複数の施設のハード面の点検・管理を民間事業者に包括的に委託する事例が見られることなども踏まえ、事務分担や費用などの側面も総合的に勘案しつつ、効率的・効果的な施設の点検・管理に向けた検討を行います。	効率的・効果的な施設の点検・管理に向けた検討について、根拠に基づく、より客観的な表現に見直しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
68	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化イ 施設の長寿命化の手法 （エ）施設情報の一元化	資産マネジメント推進部署において全庁横断的な視点による取組を行うためには、各施設の劣化や不具合等の情報を一元化し、把握する必要があることから、引き続き、システムによる情報の一元管理を行います。 なお、上記「（ウ）効率的・効果的な施設の点検・管理に向けた検討」を踏まえ、ハード面の点検・管理を民間事業者に包括的に委託する場合でも、民間事業者が点検・管理結果等の情報を簡易に入力可能なシステムとすることを検討します。	資産マネジメント推進部署や事業執行部署が連携し、全庁横断的な視点による取組を行うためには、各施設の劣化や不具合等の情報を一元化し、把握する必要があることから、引き続き、システムによる情報の一元管理を行います。 なお、上記「（ウ）効率的・効果的な施設の点検・管理に向けた検討」を踏まえ、計画的な保全の更なる推進や中長期的な予算の平準化を支援するため、資産マネジメント推進部署と事業執行部署が連携できるシステムの効果的な活用について検討を進めます。	全庁横断的な施設情報一元管理の取組においては、資産マネジメント推進部署のみでなく、事業執行部署との連携が必須であることから、用語を追加しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
69	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ウ施設の長寿命化等の流れ	第３期取組期間においては、基本的に以下のような流れで取組を推進します。 図表3-2-15　施設の長寿命化等の取組フロー 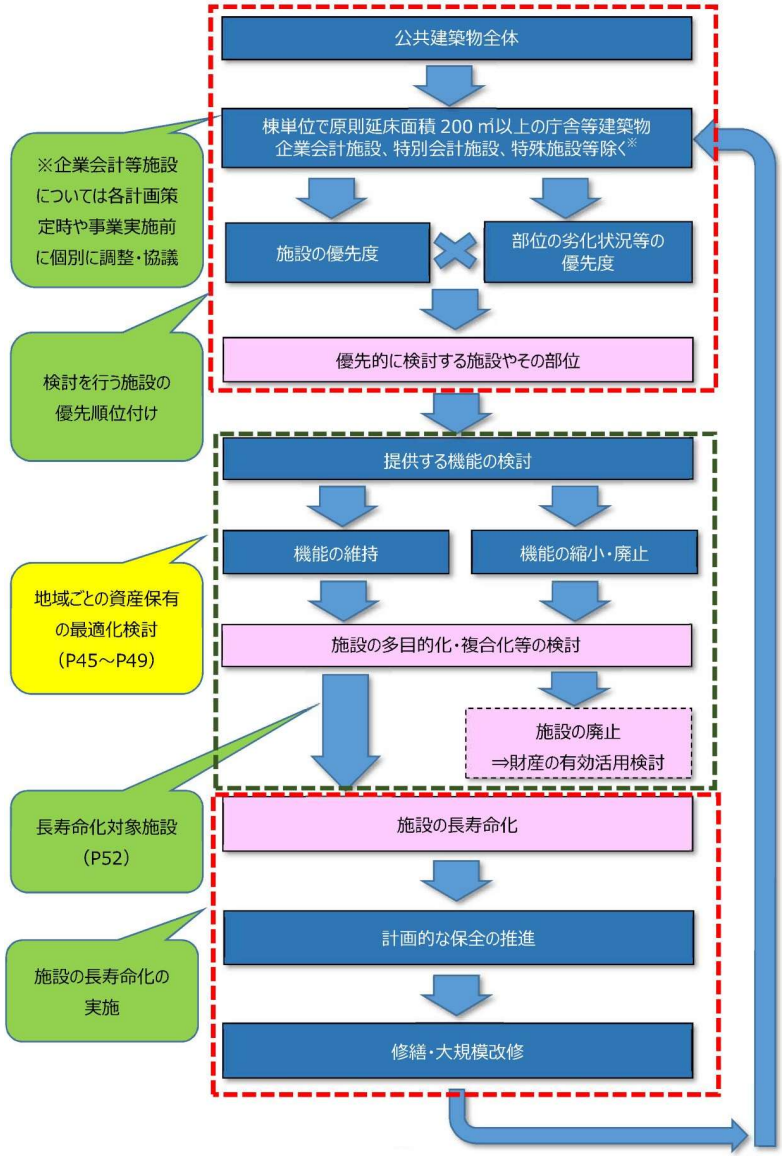	第３期取組期間においては、資産保有の最適化の検討状況等と整合を図りながら、以下のような流れで施設の長寿命化等の取組を行うことを基本とします。 図表3-2-21　施設の長寿命化等の取組フロー 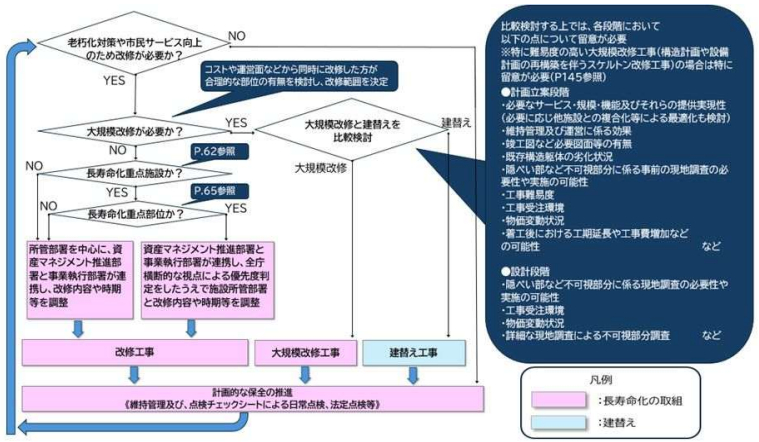	施設の長寿命化等の取組フローについて、建替えとなる流れを新たに追加するなど、全体を見直しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
70	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容(2)施設の長寿命化ウ施設の長寿命化等の流れ	―	～～コラム～～ 老朽化した公共建築物の更新に当たっては、既存施設を有効活用できる大規模改修についても検討することが重要です。一方で、施設の構造や建築時期、劣化状況等によっては、大規模改修が必ずしも最適な手法とならない場合があります。 労働会館及び教育文化会館の再編整備事業では、既存施設を活用する大規模改修を選択しましたが、工事着手後に設計図書と構造躯体との不整合や、内装解体後に判明した躯体の不具合等への対応が必要となりました。また、同施設は特殊な構造を有していたことから、耐震補強や設備配管ルートの確保に係る検討に多くの時間を要し、設計変更に伴う工期延長や工事費の増額が生じました。 一般的に、大規模改修は建替えと比較して事業費の抑制や環境負荷の低減が期待されます。その一方で、既存施設の状態は事前調査によって把握できる範囲に限界があり、工事着手後に想定外の対応が必要となる場合があります。特に、特殊な構造を有する建物や、設計図書と現況との整合性を十分に確認できない施設については、こうした不確実性を十分に考慮する必要があります。 また、建替えについては、解体工事や杭工事、躯体工事など大規模な工事が必要となることから、資材価格や労務費の変動による事業費への影響が相対的に大きくなる可能性があります。 このため、大規模改修と建替えのどちらを採用するか判断する際には、整備コストのみで比較するのではなく、建物の構造的特性や劣化状況、改修又は建替えに伴うリスク、事業スケジュールへの影響、将来的な維持管理コスト等を総合的に勘案することが重要です。それぞれの施設の状況や事業目的に応じて、最適な整備手法を選択していくことが求められます。	労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備で得られた知見を踏まえ、大規模改修と建替えの判断に関して考え方を示すために、コラムを新設しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
71	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用ア基本的な考え方	財産の有効活用とは、市民サービスの向上と財源確保等、多様な効果を創出するため、未利用となった土地・建物の売却・貸付や、市有財産を媒体とした広告事業の他、公有地でのイベント実施による新たな市民サービスの提供、公共施設における空き時間の他用途での活用などを行うものです。 これまで本市では、庁舎等の駐車場の有料化やネーミングライツ、未利用地等（未利用地や未利用床）の活用等、取組を順次拡大しており、第３期取組期間においても、以下の基本的な考え方に基づき、財産の有効活用の取組を推進します。	財産の有効活用とは、市民サービスの向上や財源確保などの多様な効果を創出するため、低未利用となった土地・建物の売却や貸付、市有財産を媒体とした広告事業のほか、公有地でのイベント実施による新たな市民サービスの提供、公共施設における空き時間の他用途での活用などを行うものです。 これまで本市では、未利用地の売却等、庁舎等の駐車場の有料化、ネーミングライツなどの取組を順次拡大しており、第３期取組期間においても、以下の基本的な考え方に基づき、財産の有効活用の取組を推進します。	軽微な修正
71	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用ア基本的な考え方（ア）「市有財産を有効活用するための基本方針」に基づく取組の推進	本市では、平成19(2007))年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を策定し、市有財産を有効活用するための基本目標として １　持続可能な市の財政基盤としての継続的・安定的な財源確保 ２　持てる能力を最大限生かした市有財産の有効利用・有効活用の推進 の２つの目標を定めました。また、目標を達成するため、 １　市民サービスの向上と財源を確保するため、未利用や余裕の市有財産を有効に使う ２　広告関連事業を始めとした、新たな活用策への取組みを行う ３　地域ニーズや市民との協働などに配慮した活用を推進する ４　利用度を評価するなど、資産運用の面から市有財産の潜在力を引き出す ことを４つの柱として設定しました。 第３期取組期間においてもこうした考え方に基づき、取組を推進します。（上記「未利用や余裕の市有財産」について、以下「公有財産等の未利用部分」といいます。）	本市では、平成19(2007)年度に「市有財産を有効活用するための基本方針」を策定し、市有財産を有効活用するための基本目標として １　持続可能な市の財政基盤としての継続的・安定的な財源確保 ２　持てる能力を最大限生かした市有財産の有効利用・有効活用の推進 の２つの目標を定めました。また、目標を達成するため、 １　市民サービスの向上と財源を確保するため、未利用や余裕の市有財産を有効に使う ２　広告関連事業を始めとした、新たな活用策への取組みを行う ３　地域ニーズや市民との協働などに配慮した活用を推進する ４　利用度を評価するなど、資産運用の面から市有財産の潜在力を引き出す ことを４つの柱として設定しました。 第３期取組期間においてもこうした考え方に基づき、取組を推進します。（上記「未利用や余裕の市有財産」について、以下「公有財産等の低未利用部分」という。）	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
71	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用ア基本的な考え方（イ）「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に基づく取組の推進	本市では、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を「民間活用」の視点から推進するための考え方として、令和２(2020))年３月に「民間活用（川崎版PPP）推進方針」を策定しています。 さらなる歳入の確保と経費の節減、市民サービスの向上など多様な効果を創出していくため、「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に基づく民間活用手法の採用等により、一層の取組展開を図るとともに、民間事業者の参入により周辺地域の活性化につながる手法について検討します。	本市では、総合計画に掲げた「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の達成に向けた「市民サービスの質的改革の推進」などを基本理念とする行財政改革を「民間活用」の視点から推進するための考え方として、令和２(2020)年３月に「民間活用（川崎版PPP）推進方針」を策定（令和８（2026）年４月改訂）しています。 さらなる歳入の確保と経費の節減、市民サービスの向上など、多様な効果を創出していくため、「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に基づく民間活用手法の採用などにより、一層の取組展開を図るとともに、民間事業者の参入による地域の活性化などにつながる活用について検討します。 ～～コラム～～ かつての余剰地活用の多くは、行政利用か民間活用（貸付・売却など）の二者択一の考え方が主流でしたが、現在では、PFI事業などで見られるように、公共施設への民間収益施設の合築や民間施設の一部を区分所有する形の公共施設など様々な活用の仕方が可能となっています。 また、公共サービス提供においては、行政以外の多様な担い手による新たな空間の創造や社会的な課題に取り組む活動など、これまでの発想の延長線上ではないサービス提供が行われている事例もあります。 限られた資源や財源を有効に活用し、真に持続可能な社会を構築していくためには、本市が公費を直接的に投入して課題解決を図るだけではなく、民間事業者を含めた多様な主体の発想・アイデアを積極的に取り入れていくことが重要です。	用語の整理とともに、現行方針イ（イ）「庁内における未利用地・建物の把握」にあったコラムについて、ＰＰＰに関連するコラムとして、本項目に移動しました。
72	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用イ　財産の有効活用の手法・流れ（ア）財産の有効活用の対象	―	（ア）財産の有効活用の対象	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
72	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用イ　財産の有効活用の手法・流れ（ア）財産の有効活用の対象	公有財産等の未利用部分の原因については、以下のようなものが考えられます。 ①行政目的のために取得したが、行政目的として利用するまで長期間を要するため ②行政利用等を行っているが、待合スペースの一部や壁等に他の用途での利活用が見込まれるため ③行政利用等を行っているが、利用時間等が限定されており他の用途での利活用が見込まれるため ④行政目的が達成された、もしくは、公共的活動の為に貸付等を行っていたが、所期の目的が達成され、利用されなくなったため これらを踏まえ、以下に公有財産等の未利用部分の活用に関する手法・流れを記載します。	財産の有効活用は、公有財産等の低未利用部分を対象としており、次のようなものが考えられます。 ①行政目的のために取得したが、利用開始までに長期間を要するもの ②行政目的などのために利用中だが、待合スペースの一部や壁面などに、他の用途での活用が見込まれるもの ③行政目的などのために利用中だが、利用時間が限定されており、他の用途での活用が見込まれるもの ④行政目的が達成された、もしくは、公共的活動の為に貸付等を行っていたが、所期の目的が達成され、利用されなくなったもの これらを踏まえ、以下に公有財産等の低未利用部分の活用に関する手法・流れを記載します。	財産の有効活用についての説明を追加したほか、より分かりやすい表現に見直しました。
72	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用イ　財産の有効活用の手法・流れ（イ）財産の有効活用の手法・流れ	（ア）公有財産等の未利用部分の貸付・広告事業、売却	（イ）財産の有効活用の手法・流れ	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
72	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用イ　財産の有効活用の手法・流れ（イ）財産の有効活用の手法・流れ	主にイの①の原因による公有財産等の未利用部分については、将来的に行政目的として利用することから、本市において保有する必要がある一方、その発生時点では行政目的が存在していないことから、貸付・広告事業を実施します。（なお、行政目的で使用することとなった場合、当該行政財産（公共施設）については、資産保有の最適化の考え方を基に機能の整理を行います。） ①の原因による公有財産等の未利用部分については、行政目的の進捗状況や変化などにより継続的な状況把握と対応が求められるため、別途調査を行います（以下イ（イ）参照）。 また、②の原因による公有財産等の未利用部分については、行政利用を妨げない範囲で貸付・広告事業を実施します。③の原因による公有財産等の未利用部分についても、利用時間等においては行政利用を行う必要がある一方、行政利用等がない時間帯については、地域住民への開放や貸付・広告事業等を実施します。 一方、④の原因による公有財産等の未利用部分については、今後の行政目的の有無、立地状況、貸付を行った場合の歳入と維持管理コスト等を総合的に勘案し、貸付・広告事業又は売却を実施します。	公有財産等の低未利用部分については、その財産の特性などを踏まえて、貸付や広告事業などの検討を行った上で、活用していく必要があります。 イ（ア）①については、将来的に行政目的として利用することから、本市において保有する必要がある一方、その発生時点では行政目的が存在していないことから、利用開始までの期間において、貸付や広告事業などを実施します。（なお、暫定的に行政目的で利用することとなった場合においても、当該行政財産（公共施設）については、資産保有の最適化の考え方を基に機能の整理を行います。） イ（ア）②については、行政目的による利用を妨げない範囲で貸付・広告事業を実施します。 イ（ア）③については、行政目的による利用がない時間帯について、地域住民への開放や貸付事業等を実施します。 イ（ア）④については、今後の他の行政目的の有無、立地状況、貸付を行った場合の歳入と維持管理コストなどを総合的に勘案し、貸付や広告事業などの活用だけでなく、売却を含めた検討を実施します。	用語を整理するとともにより（ア）記載の財産の有効活用の種類ごとに手法を整理しました。
73	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用イ　財産の有効活用の手法・流れ（イ）財産の有効活用の手法・流れ	＜活用可能性の検証＞ 行政財産の未利用部分の貸付、広告事業を検討するにあたっては、地域課題や地域ニーズ、個々の財産の特性や法令等による制限、民間企業へのサウンディング等の実施結果、本市及び他都市の活用事例などを総合的に勘案した上で、貸付事業や、広告事業によって財政効果に加え、施設利用者や地域住民の利便性の向上に役立てることができないかを検証していきます。検証の結果、活用可能性が見込まれる財産については、一般競争入札による貸付や広告事業に活用する財産などを除き、原則として活用計画（提供するサービスの内容、利用率等の目標値、活用に要するコスト等を記載）を策定し、活用を行います。 ＜活用効果の評価＞ 活用を行うこととなった財産については、原則として活用期間の終了前に、当初の想定に対して活用効果がどの程度見込まれるかを評価し、次期取組の計画にあたって、評価内容や地域・利用者のニーズ変化を踏まえ、更なる歳入の確保や利便性の向上など、より効果的な活用を検討した上で財産の有効活用を実施します。	＜活用可能性の検証＞ 公有財産等の低未利用部分の活用を進めるにあたっては、地域の課題やニーズ、個々の財産の特性や法令による制限、民間企業へのサウンディング等の実施結果、本市及び他都市の活用事例などを勘案した上で、財政効果だけでなく施設利用者や地域住民の利便性の向上などの視点も踏まえ、総合的に検証します。 検証の結果、活用が見込まれる財産については、原則としてサービスの内容、利用率の目標値、活用に要するコストなどを記載する活用計画を策定します。（一般競争入札による貸付や広告事業に活用する財産などを除く。） ＜活用効果の評価＞ 活用を行うこととなった財産については、原則として活用期間の終了前に、当初の想定に対して活用効果がどの程度見込まれるかについて評価します。 次期取組の計画にあたっては、評価の結果や地域及び利用者のニーズの変化などを踏まえ、より効果的な活用を検討した上で、財産の有効活用を実施します。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
74	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用イ　財産の有効活用の手法・流れ（イ）財産の有効活用の手法・流れ	図表３－２－16　公有財産等の未利用部分の貸付、広告事業に関する流れ	図表３－２－22　財産の有効活用の検討に関する流れ	軽微な修正
75	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用イ　財産の有効活用の手法・流れ（ウ）庁内における低未利用地・建物の把握	（イ）庁内における未利用地・建物の把握	（ウ）庁内における低未利用地・建物の把握	軽微な修正

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>改定前</th><th>改定後</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>75</td><td>第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用イ　財産の有効活用の手法・流れ（ウ）庁内における低未利用地・建物の把握</td><td>主にイの①の原因による公有財産等の未利用部分について、一定の面積を有する土地・建物のうち、当面（おおむね５年以内）利活用の予定が無いものについて、定期的に「土地等に関する利活用の状況調査」を行い、民間企業へのサウンディング等の実施結果や民間活用による行政目的への影響把握も踏まえ、積極的な利活用につなげていきます。

図表３－２－17　庁内における余剰地等（未利用地・建物）の活用方法検討の流れ
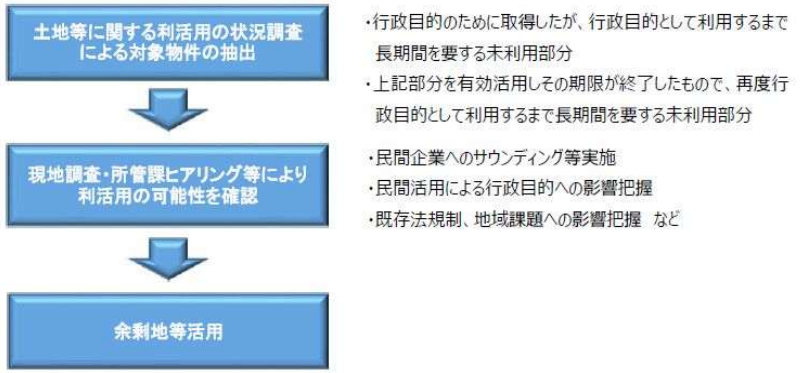
</td><td>主にイ（ア）①による公有財産等の低未利用部分について、一定の面積を有する土地・建物のうち、当面（おおむね５年以内）利活用の予定がないものについて、定期的に「土地等に関する利活用の状況調査」を行い、民間企業へのサウンディング等の実施結果や民間活用による行政目的への影響把握も踏まえ、積極的な利活用につなげていきます。

図表３－２－23　庁内における余剰地等（低未利用地・建物）の活用方法検討の流れ
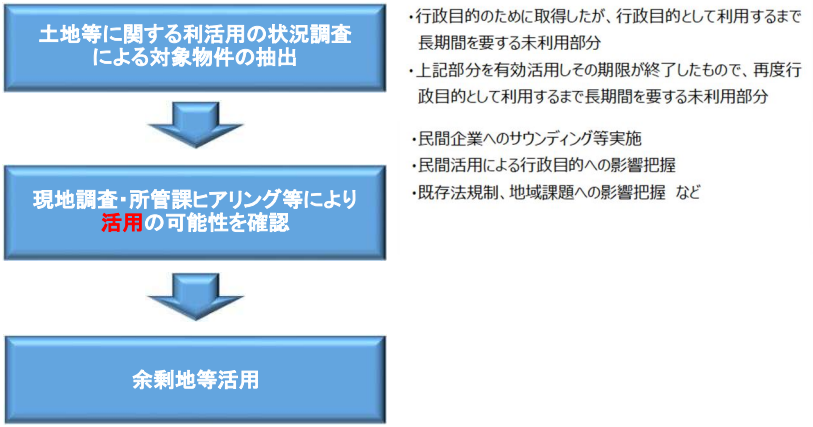
</td><td>軽微な修正</td></tr>
<tr><td>75</td><td>第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容2 各戦略の内容（３）財産の有効活用イ　財産の有効活用の手法・流れ（ウ）庁内における低未利用地・建物の把握</td><td>～～コラム～～
かつての余剰地活用の多くは、行政利用か民間活用（貸付・売却など）の二者択一の考え方が主流でしたが、現在では、PFI事業などで見られるように、公共施設への民間収益施設の合築や民間施設の一部を区分所有する形の公共施設など様々な活用の仕方が可能となっています。
また、公共サービス提供においては、行政以外の多様な担い手による新たな空間の創造や社会的な課題に取り組む活動など、これまでの発想の延長線上ではないサービス提供が行われている事例もあります。
限られた資源や財源を有効に活用し、真に持続可能な社会を構築していくためには、本市が公費を直接的に投入して課題解決を図るだけではなく、民間事業者を含めた多様な主体の発想・アイデアを積極的に取り入れていくことが重要です。</td><td>～～コラム～～
【財産の有効活用の取組事例】
これまでは、横断歩道橋などの施設を対象に募集するネーミングライツを実施してきましたが、令和４年度からは、新たな取組として募集中の施設以外にも事業者等からネーミングライツ導入の提案を受け付ける「提案型ネーミングライツ」を開始しています。
<table><tr><td></td><td>R4</td><td>R５</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>ネーミングライツによる歳入推移</td><td>1,740万円</td><td>1,860万円</td><td>2,742万円</td><td>3,515万円</td></tr></table>
【提案型ネーミングライツの事例】
施設名称：等々力陸上競技場

愛称：
Uvanceとどろきスタジアム by Fujitsu</td><td>財産の有効活用の取組事例をコラムとして新たに掲載しました。</td></tr>
</table>

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
76	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容３ ３つの戦略の関係性	また、「１　第３期取組期間における取組全体の基本的な考え方」の実現には、まず、必要な機能の整備を図るために資産保有の最適化を推進し、その上で、本市が引き続き保有する施設の長寿命化や、本市において未利用となった財産の有効活用を推進する必要があります。 よって、機能重視の考え方に基づき、利用状況や市民ニーズ等を勘案した必要な機能の検討や広域的観点に基づく検討など、資産保有の最適化を起点として検討を行います。その上で、改修が必要なものは施設の長寿命化を行い、行政による未利用部分が見込まれるものは財産の有効活用の検討を行います。 しかしながら、老朽化による施設の長寿命化や、余剰地貸付による事業推進などの財産の有効活用を起点として、資産保有の最適化を検討していく流れも考えられます。 原則は資産保有の最適化が起点となりますが、施設の長寿命化、財産の有効活用が起点となる場合でも、３つの戦略を総合的に検討していくことが重要となります。	また、「１　第３期取組期間における取組全体の基本的な考え方」の実現には、資産保有の最適化を重点的に推進しながら、本市が引き続き保有する施設の長寿命化や、本市において低未利用となった財産の有効活用を推進する必要があります。 よって、機能重視の考え方に基づき、利用状況や市民ニーズ等を勘案した必要な機能の検討や広域的観点に基づく検討などの資産保有の最適化検討を進めるとともに、その検討状況や結果により、既存施設を維持していくものについては、施設の長寿命化を行ってまいります。併せて、これらの取組と整合を図りながら、行政による低未利用部分について財産の有効活用の検討を行ってまいります。	資産保有最適化を起点とした３つの戦略の関係性の見直しに伴い、用語を整理しました。
76	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容３ ３つの戦略の関係性	―	図表３－１－３　３つの戦略に関する検討イメージ（再掲） 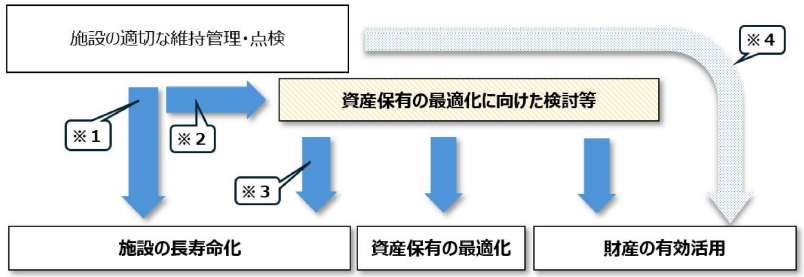 ※１施設の使用年数を延ばす目的で改修等を行う場合は、「施設の長寿命化」に進みます。 ※２施設の大規模改修工事や建替え等のタイミング、又は、資産保有の最適化の検討対象施設となった場合は「資産保有の最適化に向けた検討等」に進みます。 ※３「資産保有の最適化に向けた検討等」の中で、利用状況等を踏まえた施設の多目的化・複合化・利用向上などの方向性を整理した結果、既存施設を継続して利用するものは長寿命化に進みます。 ※４財産の有効活用の取組には、庁舎等の駐車場の有料化やネーミングライツなど、資産保有の最適化に向けた検討等を経ずに実施するものもあります。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
77	第3章 取組全体の基本的な考え方及び各戦略の内容３ ３つの戦略の関係性	図表３－３　３つの戦略の関係性 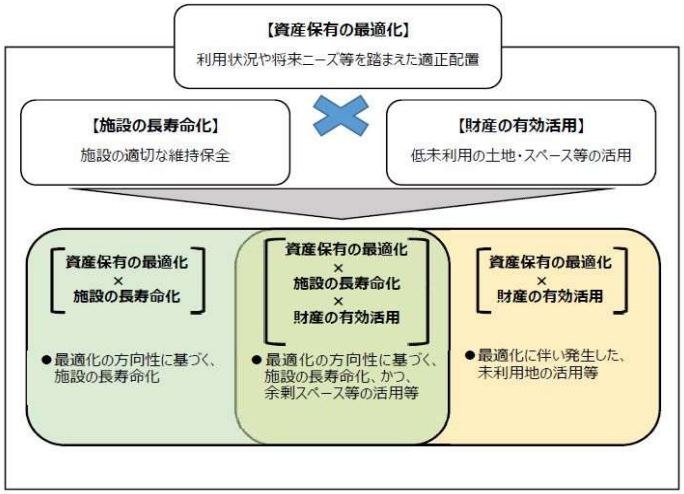	図表３－３　３つの戦略の関係性 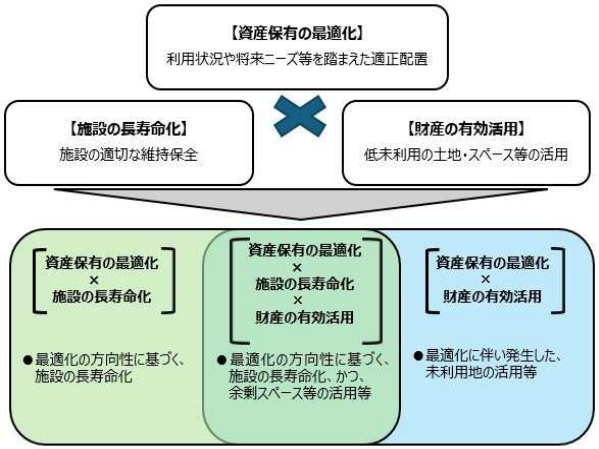	従前の図表は、施設の長寿命化及び財産の有効活用の取組が資産保有の最適化の取組に包含されるように見えるため、図表を見直しました。

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
78	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（１）庁舎施設 【概要】	地方自治法等に基づき、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するため、本庁舎（市役所）、７区役所、２支所・４出張所、６行政サービスコーナーなどが設置されています。また、各区役所道路公園センター、市税事務所など、特定の施設の管理や事務に特化した事務所などが設置されています。	地方自治法等に基づき、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するため、本庁舎（市役所）、７区役所、２支所・４出張所、６行政サービスコーナーなどを設置しています。また、各区役所道路公園センター、市税事務所など、特定の施設の管理や事務に特化した事務所などを設置しています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
78	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（１）庁舎施設 【現状と課題】	市役所の新本庁舎は令和４(2022)年度末の完成を目指して、整備を行っているところであり、その間、民間ビルなどに分散して、事務を行っていますが、完成を機に、早期の移転による本庁機能の集約や新たなワークスタイルへの対応が必要です。また、第３庁舎は新本庁舎への機能移転に合わせて、事務室環境を再整備する必要があり、第４庁舎は新本庁舎の完成から一定期間経過後には、本庁機能を担う必要がなくなる予定です。 川崎区役所、宮前区役所は、支所との再編整備や移転が決定しており、具体化に向けた検討を行っています。	市役所の本庁舎が令和５（2023）年６月に完成したことに伴い、民間ビルなどに分散していた本庁機能について、令和６（2024）年７月までに、本庁舎、南庁舎、川崎御幸ビルの３つの庁舎に集約しました。また、集約により本庁機能を担う必要がなくなった北庁舎について、令和８（2026）年１月に「川崎市役所北庁舎の本格活用について」において本格活用の方向性を取りまとめました。 宮前区役所については、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」において、民間事業者による再開発事業との連携により、鷺沼駅周辺に宮前区役所を移転・整備することが決定しており、基本方針に基づく取組を「宮前区のミライづくりプロジェクト」と名付け、取組を推進しています。 麻生区役所については、「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」において、官民敷地の一体的な活用による大街区化を図り、都市基盤整備と併せて、施設の建替えや駅前の都市機能誘導を同時に進める方向性を示したところです。 川崎区役所大師・田島支所については、「大師地区複合施設・田島地区複合施設整備・運営基本計画」（令和４（2022）年８月）に基づき、コミュニティセンターとの複合化施設の整備を進めているところです。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
78	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（１）庁舎施設 【今後の方向性】	新本庁舎の完成を機に、本庁機能の集約を進め、整備された執務環境の中で新たなワークスタイルへの対応を推進します。また、機能移転に合わせて、第３庁舎でも新たなワークスタイルに応じた執務環境を整備し、第４庁舎は利活用について検討します。 川崎区役所、宮前区役所は、支所との再編整備や移転に向けた取組を着実に進めます。	北庁舎については、本格活用の方向性に基づき、活用に向けた取組を進めます。 宮前区役所については、民間事業者を含む、関係機関との連携を行いながら、移転に向けた取組を進めます。 麻生区役所については、多くの市民へ、より良いサービス提供につながる機能、配置等の検討を進めます。 大師支所については令和10（2028）年3月、田島支所については令和10（2028）年9月の供用開始に向けて、こども文化センター、老人いこいの家が持つ従来の機能を継承しながら、多世代が集うコミュニティ拠点となるよう運営も含めた検討を引き続き進めます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
79	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物 （２）消防施設 【対象】	消防署、消防出張所、消防団器具置場、その他消防施設（公舎ほか）	消防署、消防出張所、消防団器具置場、その他消防施設	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
79	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物 （２）消防施設 【概要】	本市では常備消防で使用する施設が、36署所をはじめ、航空隊庁舎、消防訓練センター主訓練棟、倉庫、公舎など、計45施設設置されています。また、非常備消防（消防団）で使用する施設が54施設（各消防団器具置場54か所）設置されています。その他、消防力の整備方針に基づき、消防ポンプ自動車、救急自動車、はしご自動車などが配備されています。	常備消防で使用する施設について、36署所をはじめ、航空隊庁舎、消防訓練センター屋内訓練所、倉庫、公舎など、計45施設設置しています。また、非常備消防（消防団）で使用する施設について54施設（各消防団器具置場54か所）設置しています。その他、消防力の整備方針に基づき、消防ポンプ自動車、救急自動車、はしご自動車などを配備しています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
79	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物 （２）消防施設 【現状と課題】	消防施設においては、築30年を超える施設が多くあり、各所で老朽化が進んでおり、空調設備やシャッター設備の故障など、活動に支障を来す可能性のある事象も発生しています。また、感染防止対策や女性消防士が活躍できる環境整備などの観点から、消毒洗浄室の設置や仮眠室・浴室の個室化などを進めていく必要があります。 本市の人口は今後減少傾向に転じていく見込みですが、老年人口については増加を続ける見込みであり、更なる救急需要の増加に対応するため、適切な救急体制を整備していく必要があります。	本市の人口は、今後減少傾向に転じていく見込みですが、老年人口については増加を続ける見込みであり、さらなる救急需要の増加に対応するため、適切な救急体制を整備していく必要があります。また、消防施設全般において、築30年を超える施設が多くあり、各施設で老朽化が進んでおり、空調設備やシャッター設備の故障など、活動に支障を来す可能性のある事象も発生しています。さらに、感染防止対策や女性消防士が活躍できる環境整備などの観点から、消毒洗浄室の設置や仮眠室・浴室の個室化などを進めていく必要があります。こうしたことから、令和６（2024）年４月には「消防署所の整備・維持管理の考え方」を策定し、財政状況を考慮しながら計画的に整備を進めています。 消防会館については、築47年を超えており、「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」において、築年数や利用状況などを踏まえ最適化に向けた検討を進めることとしています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
79	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物 （２）消防施設 【今後の方向性】	機能の充足状況や建物・設備の劣化状況など、ソフト・ハード両面における課題を整理し、適正な機能・規模・配置等を検討していきます。その上で、消防施設の整備方針を策定し、時点修正を加えながら、効率的かつ効果的な整備を推進していきます。	安定した消防活動に向けて、建物や設備の老朽化への対応のほか、消防・救急需要の変化を踏まえた必要機能・設備等の確保も念頭に、引き続き計画的に施設整備を進めます。 消防会館については、「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」を踏まえ、施設単体で必要な機能や役割について整理を行った上で、最適化に向けた取組を進めます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
79	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （３）学校施設 【概要】	学校教育法、教育基本法等に基づき、市内に小学校114校、中学校52校、高等学校５校、特別支援学校４校（以下「学校」といいます。）が設置されています（そのうち、川崎高等学校及び附属中学校、子母口小学校・東橘中学校、はるひ野小学校・はるひ野中学校、王禅寺中央小・中学校は、同じ敷地内にそれぞれ異なる学校種の施設を合築して整備しています。）。加えて、市立中学校における学校給食の調理等の業務を一括して行うことを目的とし、学校給食センターが市内３か所に設置されています。 また、これまで設置されていた市立看護短期大学に代わって、令和４年度より、医療の高度化・多様化への的確な対応や地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成していくことを目的として、４年制大学である市立看護大学が設置され、運営が開始されます。	学校教育法、教育基本法等に基づき、市内に小学校115校、中学校52校、高等学校５校、特別支援学校４校（以下「学校」という。）を設置しています（そのうち、川崎高等学校及び附属中学校、子母口小学校・東橘中学校、はるひ野小学校・はるひ野中学校、王禅寺中央小・中学校は、同じ敷地内にそれぞれ異なる学校種の施設を合築して整備しています。）。加えて、市立中学校における学校給食の調理等を行う学校給食センターを市内３か所に設置しています。 また、これまで設置されていた市立看護短期大学に代わり、令和４（2022）年度から、医療の高度化・多様化への対応や地域包括ケアシステムの担い手としての看護師を養成していくことを目的として、４年制大学である市立看護大学を設置し、開学しました。さらに、高度な専門性を有する看護人材の要請に向けて、令和７年度に市立看護大学院を開学しました。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
80	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （３）学校施設 【現状と課題】	本市が設置する学校については、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて整備が集中しており、その多くが築30年を経過しています。こうした状況等を踏まえ、平成26(2014)年３月に「学校施設長期保全計画」を策定し、再生整備と予防保全による長寿命化に取り組んでいるところです。一方で、再生整備に含まれない設備、特に給水管については老朽化による劣化が著しく進行しており、早急な対応が必要な状況となっています。 また、年少人口については今後減少が見込まれるものの、一部の地域においては児童・生徒数の増加が見込まれること、さらに、35人学級化により、学校によっては今後、教室数の不足が見込まれる状況です。	学校については、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて整備が集中しており、その多くが築40年を経過しています。こうした状況等を踏まえ、平成26(2014)年３月に「学校施設長期保全計画」を策定し、再生整備と予防保全による長寿命化に取り組んできましたが、給排水管や給食室等については老朽化による劣化が著しく進行しており、早急な対応が必要な状況となっています。また、年少人口については今後減少が見込まれるものの、一部の地域においては児童・生徒数の増加が見込まれること、さらに、中学校35人学級化により、学校によっては今後、教室数の不足が見込まれる状況です。こうした学校を取り巻く状況の変化を踏まえて令和８(2026)年３月に「学校施設長期保全計画」を改訂しました。学校施設については、学校教育に支障のない範囲で、校庭や体育館、特別教室等を開放し、地域における活動拠点として、市民共有の貴重な財産となっています。しかしながら、校庭や体育館の利用が多い一方で、特別教室等の利用頻度が低いことから、市民アンケート等により、新たな利用ニーズの把握等を行った上で、令和6(2024)年2月に「学校施設の更なる有効活用に向けた実施方針」を策定しました。 また、予想される少子化の進行や高等学校等授業料無償化による公立高等学校離れ、今後の産業構造・就業構造の変化など、社会経済環境が著しく変化している状況を踏まえ、本市が市立高等学校を設置する意義を改めて問い直し、県立高等学校との役割分担も含めて、今後のあるべき姿から検討を行う必要があります。こうした視点に立ち、「新たな市立高等学校改革基本計画」の策定（令和９（2027）年３月策定予定）に向けて検討を進めています。さらに、本市では、研究開発機関の集積に伴い、本市の産業で求められる人材ニーズも変化しており、研究開発職などの、より高度な産業人材が求められるようになってきていることなどから、そうした人材を育成していく機能が求められるようになってきています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
80	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （３）学校施設 【現状と課題】		また、昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や、災害の発生状況等を踏まえ、早期に体育館等への空調設備の整備に向けた取組を進める必要性があります。小学校・中学校・高等学校については、令和８(2026)年3月に「川崎市立学校体育館等空調設備整備方針」を策定したところです。 市立看護大学については、４年制大学化による在学生数や講義の種類・コマ数が増加していること等に伴い、講義室等が不足していることから、教育環境の確保・充実に向け、必要な諸室を確保していく必要があります。また、昨今の気候変動に伴う学生の熱中症対策の必要性の高まりや、災害時における避難所機能の充実が求められていることから、体育館への空調設備の整備に向けた検討を早期に進めていく必要があります。 市立看護大学院については、民間ビルを賃借して講義を実施している状況等を踏まえ、より効率的・効果的な運営に向け、将来的に北庁舎を活用していく方向性とし、北庁舎の改修や移転に向けた必要な検討を進めています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
81	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （３）学校施設 【今後の方向性】	「学校施設長期保全計画」等に基づく施設の長寿命化を引き続き進めるとともに、学校における老朽化した給水管について、今後、優先順位付けを行い、対応を図ります。また、「Kawasaki教室シェアリング」や「みんなの校庭プロジェクト」など、市民ニーズを踏まえた、学校施設の更なる活用に向けた取組を推進します。 35人学級化等による教室数への不足に対しては、多目的教室等の普通教室への転用や通学区域の見直しの可能性を検討した上で、児童・生徒数の推計に基づき不足する教室数・不足する期間を踏まえ、校舎の増築やリースを検討します。	学校については、「学校施設長期保全計画」等に基づく施設の長寿命化を引き続き進めるとともに、老朽化した給排水管や給食室等について、今後、優先順位付けを行い、対応を図ります。また、特別教室等の開放拡大や、予約システム・スマートロックといったＩＣＴを活用した利便性の向上、利用者による相互協力を前提とした持続可能な運営体制への移行支援といった、学校施設のさらなる有効活用に向けた取組を推進します。 35人学級化等による教室数の不足に対しては、多目的教室等の普通教室への転用や通学区域の見直しの可能性を検討した上で、児童・生徒数の推計に基づき不足する教室数・期間を踏まえ、校舎の増築や一定期間のリースの利用などを検討します。 さらに、生徒から選ばれる特色のある高校づくりに取り組むとともに、学校配置・規模の最適化に向けた検討を進めます。また、本市の産業特性を踏まえて次代の産業を担う高度な人材を育成するため、企業や大学と連携し、ともに運営する高等専門学校の設立を目指します。 また、今後、空調設備の整備が未着手の小学校・中学校・高等学校の体育館（155棟）及び武道場等（44室）において、令和11（2029）年度末までの整備に向けた取組を進めるとともに、市立看護大学についても、体育館空調設備の整備に向けた取組を進めます。 市立看護大学及び大学院について、令和13（2031）年度以降に北庁舎の活用を開始していく方向性を踏まえ、北庁舎における講義室、研究室等の必要な諸室の確保に向けた改修や改修後の移転に向けた検討・調整等を進めていきます。　また、市立看護大学の体育館については、早期の空調整備に向け、引き続き、整備手法や時期等について、検討を進めていきます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>81</td><td>第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物 （４）市民活動・社会教育施設【概</td><td>また、施設の設置目的が異なっていても、同じ機能を有していれば、同様に利用できるため、中分類は施設の主な機能を中心にまとめたものとしています。</td><td>また、施設の設置目的が異なっていても、同じ機能を有していれば、同様に利用できるため、中分類は施設の主な機能を中心にまとめたものとしています。

<table><tr><th>中分類</th><th>設置数</th><th>主な施設</th></tr><tr><td>市民活動施設</td><td>32</td><td>教育文化会館、生活文化会館、男女共同参画センターなど</td></tr><tr><td>図書館</td><td>13</td><td>各区に設置する図書館</td></tr><tr><td>体育施設</td><td>27</td><td>とどろきアリーナ、かわさき健康づくりセンターなど</td></tr><tr><td>青少年施設</td><td>4</td><td>子ども夢パーク、青少年の家、黒川青少年野外活動センター、八ケ岳少年自然の家</td></tr><tr><td>文化施設</td><td>17</td><td>市民ミュージアム、川崎能楽堂、川崎シンフォニーホール、岡本太郎美術館、藤子・Ｆ・不二雄ミュージアムなど</td></tr><tr><td>複合施設</td><td>2</td><td>スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）、川崎市民プラザ</td></tr><tr><td>その他社会教育施設</td><td>3</td><td>かわさきエコ暮らし未来館など</td></tr></table></td><td>時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）</td></tr>
</table>

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
82	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（４）市民活動・社会教育施設【現状と課題】	一方で、設置目的が異なっていても同じ機能を持つ施設群の最適配置など、機能面から施設のあり方の見直しを行うことも必要になっています。 　また、新型コロナウイルス感染症の影響による施設の利用制限などがあり、利用者数は以前と比べて減少していますが、今後の動向の見通しは付き難い状況です。 　市民活動施設については、会議室、ホールなどを主な機能として有する施設であり、老朽化した教育文化会館を労働会館に複合化するなどの取組を進めています。また、築年数が40年を超え、老朽化等の課題のある施設や、ホールのあり方検討の対象となる機能を有する施設もあり、こうした施設は今後の方向性の検討が必要な状況です。市民館については、「今後の市民館・図書館のあり方」を令和３(2021)年３月に策定しており、これに基づく取組が必要です。 　図書館については、同様に「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく取組が必要です。	一方で、設置目的が異なる施設であっても、同様の機能を持つ施設群の最適配置など、機能面から施設のあり方の見直しを行うことも必要になっています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で減少していた各施設の利用者数は、令和２（2020）年度以降、概ね回復傾向が見られるものの、令和元（2019）年度を下回っています（令和５（2023）年度時点）。 　市民活動施設については、会議室、ホールなどを主な機能として有する施設であり、築年数が40年を超え、老朽化や利用状況の課題のある施設もあり、こうした施設は今後の方向性の検討が必要な状況です。市民館・図書館については、「今後の市民館・図書館のあり方」（令和３(2021)年３月策定）に基づき、施設運営・施設整備を進めているところです。労働会館及び教育文化会館については、大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として、複合化に向けた大規模改修工事を行ってきましたが、設計図と実際の躯体が異なる部分への対応などのため、工期延長及び工事費の増額等が発生しました。宮前市民館・図書館については、鷺沼駅周辺への移転・整備に向けて、「新しい宮前市民館・図書館基本計画」（令和2（2020）年8月策定）に基づき、実施設計などの取組を進めるとともに、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」（平成31（2019）年策定）に基づき、現施設・用地の利活用に向けた検討を行っています。麻生市民館・図書館については、「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」により、令和８（2026）年３月に取組の方向性を示したところです。生活文化会館については、「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」、男女共同参画センター及び幸市民館・図書館については、同方針及び「公共ホールの最適化に向けた取組方針」により、築年数や利用状況などを踏まえ、最適化に向けた検討を進めることとしています。国際交流センターについては、「行財政改革第４期プログラム」において、「公共ホールの最適化に向けた取組方針」のほか、施設全体の機能のあり方等を踏まえた上で、効率的・効果的な事業実施及び施設活用に向けた取組を推進することとされております。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
82	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （４）市民活動・社会教育施設【現状と課題】	体育施設については、「川崎市スポーツ推進計画」を平成30(2018)年３月に改訂した後、令和４(2022)年３月に改定し、これに基づく取組が必要です。また、「等々力緑地再編整備実施計画」を改定しましたが、等々力緑地内の体育施設については、これに基づく取組が必要になります。 青少年施設については、子ども夢パーク、青少年の家、黒川青少年野外活動センター、八ケ岳少年自然の家が該当しますが、八ケ岳少年自然の家は、築年数が40年を超えた木造の棟もあり、今後の方向性の検討が必要な状況です。 文化施設については、美術館、博物館、音楽・演劇ホールなどが該当しますが、市民ミュージアムは令和元(2019)年の浸水被害により、既存施設を除却し、移転が必要な状況です。また、ホールのあり方検討の対象となる機能を有する施設もあり、こうした施設は今後の方向性の検討が必要な状況です。 複合施設については、様々な機能が複合化した、比較的大規模な施設であり、スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）と川崎市民プラザが該当しますが、川崎市民プラザは築年数が40年を超え、老朽化等の課題があり、また、ホールのあり方検討の対象となる機能を有するなど、今後の方向性の検討が必要な状況です。	体育施設については、令和４(2022)年３月に策定した「第２期川崎市スポーツ推進計画」を踏まえ、身近なスポーツ環境の充実に向けた取組等を進めています。また、等々力緑地内の体育施設については、「等々力緑地再編整備実施計画」（令和４（2022）年２月改定）に基づき取組を進めています。また、かわさき健康づくりセンターについては、当該施設の老朽化や利用状況、また、周辺施設の状況等を踏まえ、市内の「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」に基づき、当該施設の今後のあり方について、検討を進める必要があります。 八ケ岳少年自然の家については、青少年教育施設としての用途を廃止することも含め、「今後の自然教室及び八ケ岳少年自然の家の方向性」を令和８（2026）年３月に策定し、今後の方向性を取りまとめました。 市民ミュージアムについては、令和元(2019)年の浸水被害により、既存施設の除却を決定しており、引き続き「新たなミュージアムに関する基本計画」（令和７（2025）年２月策定）に基づき、新たなミュージアムの整備に向けた取組を進めています。能楽堂については、利用合理性、経済合理性の両面での改善が必要なホールであり、「公共ホールの最適化に向けた取組方針」において、最適化に向けた検討を進めることとしています。 川崎市民プラザについては、これまで果たしてきた役割等を踏まえて取りまとめた「川崎市民プラザ現施設の利用終了に伴う新たな施設整備についての基本的な考え方」（令和７（2025）年11月策定）や、「公共ホールの最適化に向けた取組方針」に基づき、新たな施設整備に向けた取組を進めています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
83	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（４）市民活動・社会教育施設【今後の方向性】	新型コロナウイルス感染症の影響を勘案しつつ、施設の利用状況等を踏まえながら、必要に応じて、施設分類単位等での施設のあり方の見直しを行い、また、ホール機能を持つ施設のあり方検討のように、機能面から施設のあり方の見直しを行い、資産保有の最適化を検討します。 市民活動施設については、老朽化した教育文化会館を労働会館に複合化するなどの取組を進め、また、ホールのあり方検討を踏まえた取組や、老朽化等を踏まえた生活文化会館（てくのかわさき）、男女共同参画センターの今後の方向性、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく取組を検討します。 図書館については、同様に「今後の市民館・図書館のあり方」に基づく取組を検討します。	施設の利用状況等を踏まえながら、必要に応じて、施設分類単位等での施設のあり方を見直すとともに、公共ホールの最適化に向けた取組のように、機能面から施設のあり方を見直し、資産保有の最適化を検討します。 市民館・図書館については、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、引き続き、施設運営・施設整備を進めます。労働会館及び教育文化会館については、令和９年度の供用開始に向けて、引き続き複合化に向けた改修工事を進めるとともに、供用開始後の利用状況などを踏まえたモデル事業として評価・検証を行います。宮前市民館・図書館については、引き続き、鷺沼駅周辺への移転・整備に向けた取組を進めるとともに、現施設・用地の利活用に向けた取組を進めます。麻生市民館・図書館については、「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」に基づき、令和９年度基本計画策定に向けた検討を進めます。生活文化会館及び男女共同参画センターについては、施設全体における必要な機能・規模等の整理を行った上で、「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」のほか「公共ホールの最適化に向けた取組方針」に係る取組状況等も踏まえながら、複合化等を含めた様々な手法により最適化に向けた取組を進めます。幸市民館・図書館については、「川崎市幸市民館・川崎市立幸図書館改修基本計画」（令和６（2024）年８月策定）に基づき、令和８年度工事着手に向けた準備を進めます。また、「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」及び「公共ホールの最適化に向けた取組方針」に係る取組状況、改修後の更新年数も踏まえながら、検討を進めます。国際交流センターについては、「公共ホールの最適化に向けた取組方針」等を踏まえ、本施設のこれまで果たしてきた役割、立地特性、提供が必要なサービス・機能・施設規模などを整理した上で、公共ホールの最適化や施設全体の機能のあり方等の検討を進めます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
83	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（４）市民活動・社会教育施設【今後の方向性】	体育施設については、「スポーツ推進計画」の改定の方向性を踏まえた取組や、改定を行った「等々力緑地再編整備実施計画」を踏まえた取組を検討します。 青少年施設については、八ケ岳少年自然の家の老朽化等を踏まえた今後の方向性を検討するなどの取組を進めます。 文化施設については、市民ミュージアムの移転に向けた取組や、ホールのあり方検討を踏まえた取組を検討します。 複合施設については、川崎市民プラザの老朽化等を踏まえた今後の方向性を検討します。	体育施設については、「第２期スポーツ推進計画」・「等々力緑地再編整備実施計画」を踏まえ、身近なスポーツ環境の充実に向けた取組を進めます。また、これまでの取組と国の法改正等を踏まえ、令和９(2027)年度に「第3期スポーツ推進計画」を策定する予定です。かわさき健康づくりセンターについては、「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」を踏まえ、施設単体で必要機能等の整理を行った上で、整理結果に応じた取組を推進します。 八ケ岳少年自然の家については、「今後の自然教室及び八ケ岳少年自然の家の方向性」に基づき取組を進めるとともに、跡地のあり方についての検討を進めます。 新たなミュージアムについては、「新たなミュージアムに関する基本計画」を踏まえ令和８年度中に策定予定の「新たなミュージアムに関する管理運営・整備計画」に基づき、整備に向けた取組を進めます。能楽堂については、「公共ホールの最適化に向けた取組方針」を踏まえ、文化的側面やこれまで果たしてきた役割、立地特性、提供が必要なサービス・機能・施設規模などを整理した上で、公共ホールの最適化に向けた取組を進めます。 川崎市民プラザについては、「川崎市民プラザ現施設の利用終了に伴う新たな施設整備についての基本的な考え方」に基づき、市民意見を聴取しながら、役割や機能に基づく主な諸室等の整理を進めるとともに、基礎調査等の結果を踏まえ、令和８年度から令和９年度にかけて基本構想（案）を取りまとめます。なお、新たな施設におけるホール機能の取扱いについては、「公共ホールの最適化に向けた取組方針」等との連携・調整を図りながら、上記検討の中で併せて整理します。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
84	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（５）福祉施設【対象】	わくわくプラザ、こども文化センター、地域子育て支援センター、児童相談所、保育園、老人いこいの家・老人福祉・地域交流センター、老人ホーム・福祉住宅、障害者福祉施設	わくわくプラザ、こども文化センター、地域子育て支援センター、児童相談所、保育園、保育園貸付施設、老人いこいの家・老人福祉・地域交流センター、老人ホーム・福祉住宅、その他老人福祉施設、障害者福祉施設、その他福祉施設	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
84	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （５）福祉施設 【概要】	児童福祉法等に基づき、市内にわくわくプラザ114か所、こども文化センター58か所、地域子育て支援センター7か所、児童相談所３か所、公立保育所21か所が設置されています。 また、老人福祉法等に基づき、市内に老人いこいの家48か所、老人福祉センター５か所、老人福祉・地域交流センター２か所、老人ホーム（特別養護老人ホーム・老人ホーム）・福祉住宅が計14か所設置、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき、障害者福祉施設が30か所設置されています。	児童福祉法等に基づき、市内にわくわくプラザ115か所、こども文化センター58か所、地域子育て支援センター7か所、児童相談所３か所、公立保育所21か所、設置しています。 また、老人福祉法等に基づき、市内に老人いこいの家48か所、老人福祉センター５か所、老人福祉・地域交流センター２か所、老人ホーム（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム）・福祉住宅を計8か所設置するとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき、障害者福祉施設を35か所設置しています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
84	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （５）福祉施設 【現状と課題】	わくわくプラザについては、放課後児童健全育成事業に係る面積基準が条例で定められており、条例を遵守した事業を実施するために、適切に対応していく必要があります。 こども文化センターについては、子どもの居場所の一つとして、多くの人との関わりの中で、様々な体験や多様な価値観に触れる機会を提供する役割があるものの、個々のセンターのサービスの質に差異が生じており、利用実態の差や、社会状況の変化に伴う役割を再整理した上で、市民サービスの向上を図る必要があるとともに、多くの施設について、築年数が経過し老朽化が進んでいること、必ずしも単一の施設であることが求められる施設特性ではないことから、施設の多目的化・複合化等の資産保有の最適化に向けて検討する必要があります。 地域子育て支援センターについては、旧幼稚園園舎を活用した単独型「さぎぬま」「すがお」「ふるいちば」「かじがや」「みなみゆりがおか」について、保育・子育て総合支援センターの設置に伴い、施設の効率的・効果的な運営及び資産の有効活用を検討する必要があります。	わくわくプラザについては、登録者数及び利用者数に加え、短時間利用の児童も増加していることから、安全・安心に過ごせる環境を確保するため、プラザ室の過密化を解消する必要があります。また、学年が進むにつれて利用者数が大幅に減少していることを踏まえ、高学年も利用しやすい環境づくりを進める必要があります。 こども文化センターについては、子どもの居場所の一つとして、多くの人との関わりの中で、様々な体験や多様な価値観に触れる機会を提供する役割があるとともに、子どもを取り巻く環境や社会状況の変化を踏まえ、多様化する利用者のニーズに対応した居場所づくりを進めていく必要があります。一方で、多くの施設について、築年数が経過し老朽化が進んでいること、施設が有する機能を提供するための形態は、必ずしも独立した専用施設に限定されるものではないことから、施設の多目的化・複合化等の資産保有の最適化について検討する必要があります。 地域子育て支援センター機能を持つ保育・子育て総合支援センターについては、川崎区、中原区、宮前区に続き市内４か所目となる多摩区保育・子育て総合支援センターを令和６(2024)年度に開設し、センターを利用する保護者からの多様な相談に対し保育士や栄養士等の専門性を活かした支援の実施や、研修の場と実践の場を同じとする質の高い研修を実施する等の取組により、地域に密着した総合的な子育て支援の充実を図りました。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
85	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物（５）福祉施設 【現状と課題】	児童相談所については、児童虐待相談・通告件数の増加に伴い一時保護児童数が増加した際にも確実に対応することができるよう、一時保護所における保護定員を増やすための施設整備が必要な状況となっています。また、児童相談所職員の増員に伴う執務室の狭隘化への対応についても、対応が必要な状況となっています。 公立保育所については、「保育所の運営は民間部門による運営を基本とし、市が直接運営する保育所は、地域における子ども・子育て支援の役割を果たしながら在宅で子育てする家庭を含めた全ての子育て家庭への支援機能の充実を図っていく」ため、民営化を進めてきており、令和３(2021)年４月に完了したところです。	児童相談所については、中部児童相談所の狭隘化に伴い、旧川崎看護専門学校の建物を改修し、令和５（2023）年４月に児童相談所（相談・支援部門）の運営を開始するとともに、既存建物の跡地に児童相談所（一時保護部門）を新設し、令和７（2025）年７月に供用開始しました。その他の児童相談所の体制強化に伴う施設狭隘化対策として、令和５（2023）年２月に北部児童相談所の増築工事、令和７（2025）年５月に南部児童相談所（令和６（2024）年４月に子ども家庭センターから名称変更）の改修工事を実施しました。 公立保育所については、「保育所の運営は民間部門による運営を基本とし、市が直接運営する保育所は、地域における子ども・子育て支援の役割を果たしながら在宅で子育てする家庭を含めた全ての子育て家庭への支援機能の充実を図っていく」ため、民営化を進めてきており、令和３(2021)年４月に完了したところです。また、公立保育所のさらなる機能強化のため、各公立保育所において、空調設備や昇降機等の補修・修繕工事を適切に実施してまいりました。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
85	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物 （５）福祉施設 【現状と課題】	老人いこいの家については、48施設中33施設が築30年以上を超えるなど全体的に老朽化が進んでおり、また、平成25(2013)年度、平成28(2016)年度、令和元(2019)年度において実施した「高齢者実態調査」において、「老人いこいの家等を特に利用したいと思わない」と回答した方が増えている状況です。 特別養護老人ホームについては、民間により質の高いサービスが提供されるようになってきたことから、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第１次実施計画」（平成30(2018)年３月）に基づき、譲渡・貸付・建替えによる民設化を進めています。	老人いこいの家等については、多くの施設が築30年を超えるなど全体的に老朽化が進んでいることや、この間、施設利用の促進に向けて、利便性の向上のための取組や多世代交流をはじめとした地域交流事業の実施を進めているものの、施設利用者数は、十分な利用拡大にはつながっていないこと、また、令和7（2025）年度に実施した「高齢者実態調査」においても、「老人いこいの家等を特に利用したいと思わない」と回答した方が前回調査から増加していること等から、老人いこいの家等に対する、近年の市民ニーズの変化に的確に対応できるよう、施設のあり方やより効果的・効率的な活性化の方策等について検討を進める必要があります。 特別養護老人ホームについては、民間による質の高いサービスが提供されるようになってきており、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第１次実施計画」（平成30（2018）年３月）に基づく、譲渡・貸付・建替えによる民営化を、令和６年度に完了しました。一方で、市が建物を貸付け、民間法人が運営を担っている特別養護老人ホームや、養護老人ホームについては、施設の老朽化への対策が課題となっていることから、老朽化の進行状況や施設の耐用年数なども踏まえながら、計画的な老朽化対策について検討を進める必要があります。 福祉住宅については、住宅確保に困窮する一人暮らし高齢者からの一定のニーズが想定されるものの、建物の築年数の経過等が進み、民間住宅や施設が充実するなど、取り巻く環境も大きく変化していることから、中長期的なあり方や今後の方向性について、更なる検討が必要です。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
85	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物 （５）福祉施設 【現状と課題】	また、障害者福祉施設についても、民間により質の高いサービスが提供されるようになったものについては、当該計画に基づき、民設化を進めています。	障害者福祉施設については、この間、各関連計画等に基づき、指定管理者制度の導入はもとより、可能な施設については、民設民営化等を進めてきました。しかしながら、民設民営化に向けた検討を進めることとしてきた一部の施設については、当該施設だけでなく、周辺施設の状況等も踏まえた検討が必要であることから、引き続き、幅広い視点に基づく検討を進めるとともに、それ以外の施設についても、より効率的・効果的な運営や民間活力の更なる活用等に向けた検討を進める必要があります。また、老朽化や耐用年数が経過している施設については、計画的な老朽化対策についても検討を進める必要があります。柿生学園については、障害者の入所施設であり、切れ目ない利用者支援やサービス提供が必要であること、また、施設の老朽化対策も必要となっている中で、施設の長寿命化、民間活力の導入による一体的な整備・運営等が想定されることから、こうした視点を踏まえながら、引き続き、民設民営化に向けた検討を進めていく必要があります。社会復帰訓練所については、民設民営化を図ることとしていますが、当該施設を利用される方については、その障害特性等から、日常的な通所利用が困難であり、安定した利用実績が見込みにくいといった状況等もあることから、引き続き、民設民営化に向け、実現可能な方法等について検討を進めていく必要があります。身体障害者福祉会館（主に南部（ふじみ園含む）・北部）については、今後の施設のあり方に係る方針決定に向け、必要な機能や諸室等に関する整理・検討を進めてきましたが、昨今の障害者を取り巻く状況や地域ニーズの変化等を踏まえた方針とする必要があり、こうした点を踏まえながら、引き続き、検討を進めていく必要があります。地域福祉施設ちどりについては、当該施設の老朽化や利用状況、また、周辺施設の状況等を踏まえ、市内の「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」に基づき、当該施設の今後のあり方について、検討を進める必要があります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
86	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（５）福祉施設【今後の方向性】	わくわくプラザについては、児童推計等に基づき放課後児童健全育成事業の必要面積を見極め、追加で面積確保が必要になる場合においては、教育委員会等と適切に連携し、余裕教室の活用等を図っていきます。 こども文化センターについては、こども文化センターに求められる役割について、地域特性や、利用者の属性、ニーズ等に基づき再整理する中で、提供するサービス内容や実施手法について、必要に応じた改善・見直しを実施していきます。その上で、築年数が経過し老朽化が進む館や更新時期を迎える館等について、役割面の再整理の状況も踏まえながら、多目的化・複合化等の「資産保有の最適化」を検討していきます。 地域子育て支援センターについては、旧幼稚園園舎を活用した単独型のうち、「さぎぬま」「すがお」については、保育・子育て総合支援センターの設置に伴い、効率的・効果的な運営及び資産の有効活用の開始又は処分を実施します。また、「ふるいちば」「かじがや」「みなみゆりがおか」については、効率的・効果的な運営及び資産の有効活用又は処分に向けた方向性を検討します。 児童相談所については、保護定員を増やすための中部児童相談所一時保護所の改築に向けた取組を進めていきます。また、中部児童相談所、北部児童相談所、こども家庭センター各施設において、児童相談所職員の増員に伴う狭隘化の解消に向けた執務スペースの整備を行います。 公立保育所については、施設の老朽化対策を着実に実施するとともに、就学前児童数の推移や保育ニーズ、地域ごとの特性や状況を踏まえながら、公立保育所の最適化に向け、引き続き検討を進めていきます。 老人いこいの家については、「いこいの家・老人福祉センター活性化計画(IRAP)」(平成31(2019)年３月)等に基づき、地域の方々に幅広く活用してもらえるよう、市民の利用機会の拡大や既存施設の活性化、老朽化対応時の多目的化・複合化などを進めていくとともに、整備について、従来の「中学校区に１か所」という考え方から、他の公共施設や民間施設の活用などによって広くいこいの家機能を展開していく「機能重視」の考え方へと転換し、取組を進めます。また、老人福祉・地域交流センターについては、例えば同センターを基幹型、老人いこいの家を地域型と位置づけるなど、役割の整理に向けた検討を進めていきます。	わくわくプラザについては、利用目的等に応じて児童の活動場所を区分する仕組みを導入し、利用の分散による過密化の解消と、発達段階に応じた環境の確保を図ります。 こども文化センターについては、多様化する利用者ニーズに対応した居場所づくりの取組を進める中で、地域特性や、利用者の属性、ニーズ等に基づき、提供するサービス内容及び施設環境について、必要に応じた改善・見直しを実施していきます。その上で、築年数が経過し老朽化が進む館や更新時期を迎える館等について、役割面の再整理の状況も踏まえながら、多目的化・複合化等の資産保有の最適化を検討します。 地域子育て支援センター機能を持つ保育・子育て総合支援センターについては、令和９(2027)年度に高津区、令和12(2030)年度に幸区、令和13(2031)年度以降に麻生区へ設置し、引き続き各エリアの子育て支援機能の充実を図ってまいります。ふるいちば・かじがや・みなみゆりがおか地域子育て支援センターについては、各保育・子育て総合支援センターの設置により、効率的・効果的な運営を図るとともに、跡地については財産の有効活用を推進します。 児童相談所については、一時保護が長期化するこどもに対しどのように環境を整備していくか、引き続き検討を進めます。 公立保育所については、施設の老朽化対策を着実に実施するとともに、就学前児童数の推移や保育ニーズ、地域ごとの特性や状況を踏まえながら、公立保育所の最適化に向け、引き続き検討を進めます。 老人いこいの家については、地域の方々に幅広く活用してもらえるよう、各関連計画に基づき、市民の利用機会の拡大や既存施設の活性化、老朽化対応時の多目的化・複合化などを進めていくとともに、従来の「中学校区に１か所確保する」という考え方ではなく、他の公共施設や民間施設を活用すること等により、広く「いこいの家機能」を確保・展開していく「機能重視」の考え方に基づき最適化や利用向上等に向けた取組を進めます。また、その中で、「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」における老人いこいの家については、上記の基本的な考え方に加え、他の事業に関する方針等も踏まえながら、必要な取組の検討を進めます。老人福祉・地域交流センターについては、いこいの家との役割の整理に向けた検討を進めます。この他、新たな中原老人福祉センターについては、令和10（2028）年度の運営開始に向け、日本医科大学から施設床の寄贈提案を受けており、官民連携のもと、円滑な運営開始に向けた準備等を進めていきます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
86	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物 （５）福祉施設 【今後の方向性】	特別養護老人ホーム、障害者福祉施設については、引き続き、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第１次実施計画」に基づく民設化の取組を推進します。	特別養護老人ホーム及び養護老人ホームについては、将来にわたり安定的なサービス提供や施設の維持に向け、各関連計画に基づき、施設の老朽化状況や耐用年数等を踏まえながら、計画的かつ必要な対応や支援等を行っていきます。 福祉住宅については、建物の築年数の経過、民間住宅・施設の整備や国の制度等、事業を取り巻く環境の変化等を踏まえた事業の中長期的なあり方について検討します。 障害者福祉施設については、現在、指定管理者制度により運営している施設については、その継続も含め、より効果的・効率的な運営手法や民設民営化の可能性等について検討を進めます。また、指定管理施設や貸付民営化施設、民設民営化施設については、将来にわたり安定的なサービス提供や施設の維持を図るため、各関連計画に基づき、施設の老朽化状況や耐用年数等を踏まえながら、計画的かつ必要な対応や支援等を行っていきます。柿生学園については、老朽化の状況やこれまでの検討の中で見えてきた新たな課題・視点、民間活力の活用に向けた手法・考え方等も踏まえ、関連計画に基づき、引き続き、民設民営化に向けた必要な検討や取組を推進します。社会復帰訓練所については、老朽化の状況や立地、安定的なサービス提供の継続と利用者確保の両立を図ること等を踏まえながら、引き続き、関連計画に基づき、民設民営化に向け、実現可能な手法等について検討を進めます。身体障害者福祉会館（主に南部（ふじみ園含む）・北部）については、施設の利用実態や周辺の障害福祉サービス事業所の分布状況等を踏まえ、当該施設の今後のあり方に係る方針を決定し、決定した方針に基づく調整・取組を推進します。地域福祉施設ちどりについては、「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」を踏まえ、施設単体で必要機能等の整理を行った上で、整理結果に応じた取組を推進します。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
87	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（６）環境衛生施設【対象】	医療施設、墓園・葬祭場、公衆便所、清掃処理施設、その他環境衛生施設	清掃処理施設、公衆便所、医療施設、墓園・葬祭場、その他環境衛生施設	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
87	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（６）環境衛生施設【概要】	医療法、墓地・埋葬等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、市内に医療施設12施設、墓園・葬祭場８施設、公衆便所14施設、清掃処理施設15施設、その他環境衛生施設３施設が設置されています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、医療法、墓地・埋葬等に関する法律等に基づき、市内に清掃処理施設15施設、公衆便所14施設、医療施設12施設、墓園・葬祭場８施設、その他環境衛生施設３施設を設置しています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
87	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物（６）環境衛生施設【現状と課題】	本市が設置する医療施設のうち、休日急患診療所について、多摩休日夜間急患診療所以外はいずれも築35年以上が経過し、中には築40年以上が経過する施設もあるなど、各施設において老朽化が進んでいる状況です。一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、患者数はコロナ前と比較すると大幅に減少しており、今後、運営のあり方についても検討が必要な状況となっています。また、歯科保健センターについては、これまで、川崎市歯科医師会館診療所、中原歯科保健センター、久地歯科保健センター、百合丘歯科保健センターの４診療所体制にて事業を行っていましたが、令和４(2022)年３月末をもって久地歯科保健センターでのサービス提供が終了することとなり、令和４(2022)年４月からは、全体の利用枠を拡充した上で、市内３診療所体制での診療となります。 本市が設置する墓園・葬祭場のうち、墓園について、平成30(2018)年３月策定（令和３(2021)年度改訂）の「川崎市営霊園整備計画」に基づき、持続的で公平な墓所供給及び、無縁化の抑制や墓所の循環利用の促進を図っているところです。また、葬祭場については、かわさき北部斎苑において施設設備の老朽化や将来的な火葬需要の増加、多様な葬儀形態に対応するため、平成24(2012)年度から大規模改修工事を実施し、令和２(2020)年度をもって当該工事が完了したところです。一方、かわさき南部斎苑においても老朽化が進みつつあるため、適切な保全が求められています。 本市が設置する清掃処理施設のうち、ごみ焼却処理施設(以下「処理センター」といいます。)について、平成25(2013)年３月に「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を策定し、市全体で通常、３つの処理センターを稼動し、１処理センターを休止、建設中とする３処理センター体制を構築し、計画的に施設のメンテナンスや基幹的整備を実施することにより、施設の延命化を図っているところです。一方で、処理センターを除く清掃処理施設の一部は使用年数が30年を超える施設があり、今後、計画的な施設整備計画の検討が必要になります。	清掃処理施設のうち、ごみ焼却処理施設(以下「処理センター」という。)について、平成23(2011)年10月に「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を策定し、市全体で４つの敷地において３つの処理センターを稼動、１処理センターを休止・建設中とする３処理センター体制を構築しており、施設のメンテナンスや基幹的整備を実施することで長寿命化に向けて取り組むとともに、定期的に建替えを行っております。令和7（2025）年3月に、同整備方針に代えて策定した、「廃棄物処理施設の中長期的な整備構想」に基づき、安定的な廃棄物処理体制を維持するため、老朽化する資源化処理施設の基幹的整備や施設建設を計画していきます。一方で、清掃処理施設の一部で使用年数が30年を超える施設があり、引き続き、施設整備計画の検討が必要になります。 医療施設のうち、休日急患診療所について、多摩休日夜間急患診療所以外は、いずれも築40年以上が経過し、中には築45年以上が経過する施設もあるなど、各施設において老朽化が進んでいる状況です。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行以降の受療行動の変化などにより、利用者数が減少していることなどから、より効率的・効果的な運営を目指し、令和８（2026）年6月に休日急患診療所の今後の方向性に係る全体方針を取りまとめました。また、歯科保健センターについては、市内３診療所体制での事業を実施していますが、中原歯科保健センター及び百合丘歯科保健センターは、いずれも築40年程度となり、老朽化が進んでいる状況です。 墓園・葬祭場のうち、墓園について、平成30(2018)年３月策定（令和３(2021)年度改訂）の「川崎市営霊園整備計画」に基づき、持続的で公平な墓所供給及び無縁化の抑制や墓所の循環利用の促進を図っているところです。葬祭場については、かわさき北部斎苑において、令和２(2020)年度に大規模改修工事が完了しました。また、かわさき南部斎苑において、供用開始から22年が経過しており、老朽化への対応が必要であることから、令和６（2024）年度から、大規模改修工事を実施しています。今後は、高齢化の進行等に伴う火葬需要の増加が見込まれることから、将来的な需要に適切に対応できるよう、計画的な対策について検討を進める必要があります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
88	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（６）環境衛生施設【今後の方向性】	医療施設のうち、休日急患診療所について、老朽化によって診療運営に支障がでないよう適切な保全対応を行いつつ、今後の利用患者数の動向を見極めながら、状況に応じて集約、複合化等の検討を行っていきます。また、歯科保健センターについては、久地から中原及び百合丘に診療・口腔ケア枠を移行・増設し、人材等を集約化することにより、人材確保の安定化を図っているところですが、今後は、民間の一般歯科診療所や病院との機能分担や連携方法等について整理を行い、歯科保健センターの運営手法等に関する検討を進めていきます。 墓園・葬祭場のうち、墓園について、従来よりも小区画な墓所形式での墓所整備の取組を、緑ヶ丘霊園及び早野聖地公園次期整備区域において進めていきます。また、葬祭場については、かわさき南部斎苑の老朽化対策に向けた調査を令和３(2021)年度に実施したところであり、今後、調査結果等を踏まえ、かわさき南部斎苑の適切な保全対応に取り組んでいきます。 清掃処理施設のうち、処理センター等の廃棄物処理施設については、廃棄物処理事業を長期安定的に運営していくため、老朽化した施設について基幹的整備、建替等を行うとともに、資源化処理施設についてはプラスチック資源循環等の国の動向を踏まえた施設整備計画を進めていきます。	清掃処理施設のうち、処理センター等の廃棄物処理施設については、廃棄物処理事業を長期安定的に運営していくため、老朽化した施設の基幹的整備、建替等を行っていきます。資源化処理施設については、更に資源循環施策等を踏まえて施設整備計画を進めていきます。 医療施設については、老朽化によって診療運営に支障が生じないよう適切な保全対応を行いつつ、休日急患診療所については、「休日急患診療所の今後の方向性に係る全体方針」に基づき、今後の利用実績や地域における救急医療体制等を踏まえるとともに、医療従事者の負担軽減の観点から、再編複合化や輪番制の導入なども含めて、より効率的かつ効果的な運営手法について検討を進めます。また、北庁舎本格活用の決定を踏まえ、令和13（2031）年度の川崎・幸休日急患診療所の北庁舎への移転複合化に向けて調整や整備を進めていきます。麻生休日急患診療所については、「新百合ヶ丘駅北側地区まちづくりの基本的考え方」に基づき、効率化・効果的な再編に向けた検討を進めます。歯科保健センターについては、一般歯科診療所や病院との機能分化や連携方法等について整理を行い、老朽化の状況も踏まえながら、より効率的・効果的な事業実施や歯科保健センターの運営等に向けた必要な見直しを実施していきます。 墓園・葬祭場のうち、墓園について、従来よりも小区画な墓所形式での墓所整備の取組を、緑ヶ丘霊園及び早野聖地公園次期整備区域において進めていきます。葬祭場については、かわさき南部斎苑については、引き続き、大規模改修を実施していきます。また、将来的な火葬需要の増加への対応に向けては、運営体制のあり方や施設整備等について、検討を行っていきます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
88	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（７）市営住宅施設【概要】	本市の市営住宅は、令和３(2021)年４月１日現在、114団地、管理戸数１万7,452戸となっており、区別の管理戸数の状況では、昭和30～40年代前半にかけて集合住宅の大規模開発が行われた幸区（3,862戸）、高津区（4,592戸）、宮前区（4,481戸）に多くが存在し、旧来からの市街地で用地確保が困難であった中原区（696戸）や後発開発地域である麻生区（439戸）での戸数が少なくなっています。	本市の市営住宅は、令和８(2026)年３月31日現在、112団地、管理戸数１万7,340戸となっており、区別の管理戸数の状況では、昭和30～40年代前半にかけて集合住宅の大規模開発が行われた幸区（3,756戸）、高津区（4,647戸）、宮前区（4,342戸）に多くが存在し、従来からの市街地で用地確保が困難であった中原区（697戸）や後発開発地域である麻生区（432戸）での戸数が少なくなっています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
89	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（７）市営住宅施設【現状と課題】	また、昭和45(1970)年前後に建設した住宅が多く、建物の老朽化、設備の陳腐化が進んでいると同時に、令和22(2040)年前後には建替え時期を迎える住宅が集中することから、平成29(2017)年３月に「第４次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」を策定し、建物の長期活用のための改善事業（長寿命化改善）を積極的に推進するとともに、建替え事業量の平準化に向けて計画的に建替え事業を実施しています。一方で、高経年ストックの仕様は現行の標準的な仕様と乖離しており、改善事業では一定の居住水準の確保が難しいことや、単身世帯の増加など入居者の小世帯化が進む中、小規模住戸の割合が少ないことなど、変化する社会ニーズに十分に対応できていないことが課題となっています。	また、昭和45(1970)年前後に建設した住宅が多く、建物の老朽化、設備の陳腐化が進んでいると同時に、令和22(2040)年前後には建替え時期を迎える住宅が集中することから、令和５(2023)年３月に「第５次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」を策定し、長寿命化改善事業により建物の長期活用を図るとともに、建替え事業量の平準化に向けて計画的に建替え事業を実施しています。一方で、高経年ストックの仕様は現行の標準的な仕様と乖離しており、単身世帯の増加など入居世帯の小規模化が進む中、小規模住戸の割合が少ないことなど、変化する社会ニーズに十分に対応できていないことが課題となっています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
89	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（７）市営住宅施設【今後の方向性】	また、引き続き、建替え事業量の平準化に向けた計画的な建替え事業を実施するとともに、変化する社会ニーズに的確に対応する観点から、改善事業の見直しや小規模住戸の割合の拡大、小規模団地の集約再編など、効果的・効率的にストックを最適化する取組を進める中で、総床面積の増加の抑制を図ります。	また、引き続き、建替え事業量の平準化に向けた計画的な建替え事業を実施するとともに、変化する社会ニーズに的確に対応する観点から、改善事業の見直しや小規模住戸の割合の拡大、小規模団地の集約再編など、効果的・効率的にストックの最適化を進め、総床面積の増加抑制を図ります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
89	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （８）商業・産業住宅施設 【概要】	市場は、卸売市場法に基づき、市民への生鮮食料品等の安定的な供給を担う施設として、中央卸売市場北部市場及び地方卸売市場南部市場があります。 また、競輪施設は、昭和24(1949)年に開設して以来、約60年間の長きにわたり本市財政に大きく貢献するとともに、余暇活動の一形態である大衆娯楽としての役割を担ってきた川崎競輪場など２施設あります。 その他、川崎港千鳥町地区、東扇島地区の公共ふ頭などに設置された港湾施設、多数のベンチャー企業等が入居するインキュベーション施設「かわさき新産業創造センター（KBIC）」などの産業振興施設があります。	市場は、卸売市場法に基づき、市民へ生鮮食料品等を安定的に供給する施設として、本市には、中央卸売市場北部市場及び地方卸売市場南部市場があります。 競輪施設は、昭和24(1949)年に開設して以来、長きにわたり本市財政に大きく貢献するとともに、余暇活動の一形態である大衆娯楽としての役割を担ってきた川崎競輪場など２施設あります。 その他、川崎港千鳥町地区や東扇島地区の公共ふ頭などに設置された港湾施設が32施設、多数のスタートアップ企業等が入居するインキュベーション施設「かわさき新産業創造センター（KBIC）」など、産業振興施設が10施設あります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
90	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （８）商業・産業住宅施設 【現状と課題】	北部市場は、開場から39年が経過し、施設の老朽化が進行しており、計画的な修繕を実施しているにも関わらず、設備機器類の不具合の発生が増加しているため、全体的な機能の更新を必要としています。 また、両市場とも、平時はもちろん、有事においても生鮮食料品等の供給を継続するとともに、救援物資集積拠点等の災害対応機能が発揮できるよう、必要な老朽化対応を実施しています。 川崎競輪場は、「富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方（改訂版）」（平成22(2010)年３月）において、富士見公園との調和に配慮しながら、既存バンクを活用し現位置でコンパクト化し、できる限り多目的な活用をめざすこととしています。 港湾施設や産業振興施設においても、築30年を超える老朽化した施設が多数あり、長寿命化などの取組を進めているところです。	北部市場については、開場から43年が経過、南部市場は、開場から81年が経過し、施設の老朽化が進行しており、設備機器類の不具合が増加していることに加え、時代の変化に伴う消費者ニーズの変化への対応なども求められていることから、全体的な機能の更新を必要としています。また、北部市場は、「川崎市中央卸売市場北部市場機能更新に係る基本計画」（令和6(2024)年3月策定）に基づき、PFI手法による機能更新に向けた取組を進めているところです。さらに、両市場とも、生鮮食料品等の供給機能に加え、災害時の支援物資の拠点としての機能も発揮できるよう、必要な老朽化対応を実施しています。 川崎競輪場については、施設・設備の老朽化に対応するため、施設整備基金への安定した積立と、計画的な施設・設備の改修や修繕を進める必要があります。また、地域への貢献に向けて、競輪場施設の多目的利用や、施設を利用した様々なイベントを実施するなど、市民に親しまれる競輪場づくりに向けた取組を積極的に推進しています。 港湾施設や産業振興施設については、築30年を超える老朽化した施設が多数あり、長寿命化などの取組を進めているところです。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
90	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（８）商業・産業住宅施設【今後の方向性】	北部市場は、平成28(2016)年度から令和７(2025)年度までのおおむね10年間における運営方針等を定めた、「川崎市卸売市場経営プラン」（令和元(2019)年6月改訂）に基づき、民間活力導入を視野に入れた機能更新手法や管理運営手法について検討を行い、機能更新に向けた取組を進めます。 川崎競輪場は、「公園との一体感を感じられる空間づくり」、「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」を再整備のメインコンセプトとして、既存バンクを活用しながら、引き続き、コンパクト化の整備を段階的に進めていきます。 港湾施設や産業振興施設においても、建物や設備の劣化状況を踏まえ、効率的かつ効果的な維持更新を進めます。	本市の卸売市場は、「川崎市卸売市場新経営プラン」（令和８（2026）年３月策定）に基づき、持続可能で機能的な市場運営に向けた取組を進めます。 北部市場については、引き続きPFI手法による機能更新に向けた取組等を進めます。 南部市場については、今後の施設整備の方向性、市場機能の規模、整備効果等について詳細な検討を行いながら、基本構想策定に向けた検討を進めていきます。 川崎競輪場については、効率的・効果的な競輪場運営と売上の向上を図り、安定的な収益の確保に努めることで、適切な施設整備基金への積立と、計画的な施設・設備の改修を実施し、持続可能で安定した競輪場運営と、市民に親しまれる競輪場づくりを引き続き推進します。 港湾施設や産業振興施設については、建物や設備の劣化状況を踏まえ、効率的かつ効果的な維持更新を進めます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
90	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（９）駅周辺施設【対象】	駅前広場・通路等（川崎駅東口駅前広場大屋根サンライト、武蔵中原駅周辺昇降施設等）	駅前広場・通路等	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
90	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（９）駅周辺施設【概要】	本市が管理する昇降施設のうち当該施設分類の属するものにはエレベーター55基、エスカレーター44基があり、駅の自由通路や歩道橋等の立体横断施設への移動等を円滑化するために階段とともに設置しています。 駅前広場等に設置されている通路等については、川崎駅や武蔵小杉駅に設置されており、鉄道駅と一体になって機能しています。	本市が管理する昇降施設のうち本分類に該当するものはエレベーター59基、エスカレーター44基です。これらは、駅の自由通路や歩道橋等の立体横断施設への移動等を円滑化するために階段とともに設置しており、付属する建築物を含みます（武蔵中原駅周辺昇降施設等）。 自由通路等については、川崎駅や武蔵小杉駅等に設置しており、鉄道駅と一体となって機能しており、付属する建築物を含みます（川崎駅東口駅前広場大屋根サンライト等）。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
91	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（９）駅周辺施設【現状と課題】	昇降施設は社会環境の変化に伴って、求められる機能・安全性等も年々高まっており、機能向上が求められています。昇降施設は、部品の不具合等が見つかれば早めの対策を実施することで常に安全に利用できる状態を確保するとともに、社会環境の変化による要求レベルの向上へも対応できるように、定期点検による施設の健全度の把握と計画的な更新を実施していく必要があります。 駅前広場等に設置されている通路等については、施設の老朽化による損傷の進行が、第三者被害につながる可能性が高い施設です。また鉄道駅と一体になって機能していることから、劣化が進み、大規模な補修等が必要となった場合、市民生活等への影響が非常に大きいと考えられます。そのため大規模な修繕・更新とならないよう、今後も引き続き、定期点検を実施するとともに、適正な管理水準を設定し、点検結果に基づく計画的な修繕を実施していくことが必要です。	昇降施設は社会環境の変化に伴って、求められる機能・安全性等も年々高まっており、機能向上が求められています。昇降施設は、部品の不具合等が見つかれば早めの対策を実施することで常に安全に利用できる状態を確保するとともに、社会環境の変化による要求水準の向上へも対応できるように、定期点検による施設の健全度の把握と計画的な更新を実施していく必要があります。 自由通路等については、施設の老朽化による損傷の進行が、第三者被害につながる可能性が高い施設です。また鉄道駅と一体となって機能していることから、劣化が進み、大規模な補修等が必要となった場合、市民生活等への影響が非常に大きいと考えられます。今後も引き続き、「川崎市道路維持修繕計画」（令和６（2024）年３月改定）に基づき定期点検を実施するとともに、適正な管理水準を設定し、点検結果に基づく計画的な修繕を実施していくことが必要です。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
91	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（９）駅周辺施設【今後の方向性】	昇降施設については、利用できるだけでなく安心・安全・快適性も求められること、今後の高齢化の進展や昇降施設の安全に係る技術基準の見直しなど、昇降施設を取り巻く環境の変化に伴って機能向上が求められることなどから、１か月に１回の保守点検と１年に１回の定期検査を実施し、施設の状態及び機能向上の必要性などを踏まえて、定期更新型の管理を行います。 駅前広場等に設置されている通路等については、変状等が第三者被害に直結する可能性がある大規模・重要構造物であるため、安全性確保と第三者被害回避の観点から、「川崎市道路維持修繕計画」に基づき定期点検を実施し、予防保全型の管理を行います。	昇降施設については、利用者の視点に立った安心・安全や快適性の確保が求められるとともに、昇降施設の安全に係る技術基準の見直しなど、昇降施設を取り巻く環境の変化に伴って機能向上への対応が必要なことから、１か月に１回の保守点検と１年に１回の定期検査を実施し、施設の状態及び機能向上の必要性などを踏まえて、定期更新型の管理を行います。 自由通路等については、ひび割れ・腐食等の変状等が第三者被害に直結する可能性がある大規模・重要構造物であるため、安全性確保と第三者被害を回避すべく、「川崎市道路維持修繕計画」に基づき定期点検を実施し、予防保全型の管理を行います。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
91	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（10）防災施設【対象】	防災拠点施設、ポンプ場	防災拠点等、ポンプ場	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
91	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （10）防災施設 【概要】	大師河原水防センターは、多摩川の氾濫等により被害を受けた場合に応急復旧活動を行うための拠点として、市と国土交通省が平成19(2009)年に開設した防災拠点施設です。平常時は、施設の一部を環境学習や歴史文化等の情報提供、水防訓練の場所として活用しています。その他の防災拠点施設として、多摩防災センターほか２施設があります。 ポンプ施設は、路面が地表より低く、雨水が流入しやすい構造となっているアンダーパス等に設置し、降雨時に集まった雨水を水中ポンプで外部に排出し、道路の冠水を防止する施設です。建物を有するポンプ場は９施設あります。	大師河原水防センターは、多摩川の氾濫等により被害を受けた場合に応急復旧活動を行うための拠点として、市と国土交通省が平成19(2009)年に開設した防災拠点施設です。平常時は、施設の一部を環境学習や歴史文化等の情報提供、水防訓練の場所として活用しています。その他の防災拠点施設として、多摩防災センター及び西生田中継所があります。 ポンプ施設は、路面が地表より低く、雨水が流入しやすい構造となっているアンダーパス等に設置し、降雨時に集まった雨水を水中ポンプで外部に排出し、道路の冠水を防止する施設です。ポンプ施設のうち、建物を有するものをポンプ場といい、本市に10施設あります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
92	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （10）防災施設 【現状と課題】	防災拠点施設のうち、防災行政無線西生田中継所は、竣工から35年が経過し、建屋の老朽化が進行しており、防災拠点設備としての機能が発揮できるよう、必要な老朽化対応を継続していくことが必要です。 また、ポンプ場については、竣工から40年を経過した建物が２施設、30年を経過した建物が1施設あることから、防災拠点施設同様、継続的に老朽化対策を進めていく必要があります。	西生田中継所については、竣工から40年が経過し、建屋の老朽化が進行しており、防災拠点設備としての機能が発揮できるよう、必要な老朽化対応を継続していくことが必要です。 ポンプ場については、竣工から40年を経過した建物が３施設、30年を経過した建物が３施設あることから、防災拠点施設同様、継続的に老朽化対策を進めていく必要があります。ポンプ施設については、「川崎市道路維持修繕計画実施プログラム（2024年度～2028年度）【ポンプ施設編】」（令和６(2024)年３月）において、令和６(2024)年度から令和10(2028)年度までの５年間の維持修繕が計画されており、定期更新型の管理を基本としています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
92	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （10）防災施設 【今後の方向性】	防災拠点設備については、建物の劣化状況を踏まえながら必要な老朽化対策を進めます。 ポンプ場については、「川崎市道路維持修繕計画　実施プログラム【ポンプ施設編】」（平成31(2019)年３月）において、平成31(2019)年度から令和５(2023)年度までの５年間の維持修繕が計画されており、ポンプ場設備については、「定期更新型」の管理を基本としています。ポンプ場建屋についても劣化状況を踏まえながら必要な老朽化対策を進めます。	防災拠点設備については、建物の劣化状況を踏まえながら必要な老朽化対策を進めます。 ポンプ施設については「川崎市道路維持修繕計画実施プログラム」に基づき引続き状態把握や維持管理に努めるとともに、ポンプ場の建屋については、劣化状況を踏まえながら必要な老朽化対策を進めます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
92	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（11）上下水道施設【対象】	上工水道施設（配水工事事務所、サービスセンター等）、下水道施設（下水道事務所等）	上工水道施設、下水道施設	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
92	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（11）上下水道施設【概要】	市内には、安全・安定した給水の確保と災害時の機能維持のための水道管路等の維持管理と更新を行っている配水工事事務所３施設、水道料金等及び給水装置に関する業務を所管しているサービスセンター３施設、その他長沢浄水場広報施設等の上工水道施設が設置されています。 また、下水道施設として、下水道事務所が４か所設置されており、下水道管きょ等の維持管理や下水道の普及促進、排水設備工事の検査等を行っています。	市内には、安全で安定した給水の確保と災害時の機能維持のために、水道道管路等の維持管理と更新に関する業務を行う配水工事事務所３施設、水道料金等及び給水装置に関する業務を所管しているサービスセンター３施設、その他長沢浄水場広報施設等の上工水道施設が設置されています。 また、下水道施設として、下水道事務所が４か所設置されており、下水道管きょ等の維持管理や下水道の普及促進、排水設備工事の検査等を行っているほか、実際の水処理の状況を見学・体験し、水循環の中での下水道の役割と大切さについて学習できる広報施設として、入江崎水処理センター広報施設（ワクワクアクア）があります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
92	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（11）上下水道施設【現状と課題】	建築年数が30年以上の施設が20施設中15施設あり、老朽化が進行しているため、今後、老朽化に伴う施設の建替を計画的に行っていく必要があります。	築30年以上の施設が20施設中18施設あり、老朽化が進行しているため、今後は各施設の状況を踏まえながら、必要に応じて建替えを実施するなど、計画的な更新を進めていく必要があります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
92	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（11）上下水道施設【今後の方向性】	事務所については、施設の老朽化に伴い、機能の整理をした上で施設の適正配置等について考慮する必要があるため、検討を行います。	事務所については、施設の老朽化に伴い、機能の整理をした上で施設の適正配置等について引き続き検討を進めます。また、入江崎水処理センター広報施設については、下水道事業への理解促進や環境学習の場としての役割を踏まえ、適切な維持管理を行いながら、施設の効果的な活用を図ります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
93	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（12）交通施設【概要】	道路運送法に基づき、公共交通機関として市バスネットワークを形成しており、これを維持することを目的に、塩浜営業所、上平間営業所、井田営業所、鷲ヶ峰営業所、各停留所が設置されています。	道路運送法に基づき、公共交通機関として市バスネットワークを形成しており、これを維持することを目的に、塩浜営業所、上平間営業所、井田営業所、鷲ヶ峰営業所、各停留所246か所（上屋のあるもの）等を設置しています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
93	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物（12）交通施設【現状と課題】	上平間営業所は、更新を行っているところですが、塩浜営業所、井田営業所、鷲ヶ峰営業所は老朽化が進行しており、塩浜営業所、鷲ヶ峰営業所は築50年近くになります。 一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により市バスの乗車人員が減少したことから、収入が大幅に減少し、厳しい経営状況にあり、持続可能な経営基盤の構築に向け、運行計画の見直しなどを行っているところです。 また、営業所の更新に際しては、市バスの運行を継続しながら行う必要があることから、こうした状況を踏まえた検討が必要な状況です。	上平間営業所は、平成31（2019）年１月に建替えを実施しましたが、残る営業所は築40年以上となり、一部は築50年を経過するなど、安定的な輸送サービスを支える施設・設備等の老朽化が進行していること、また、民間整備事業者がさらに減少していくことが想定される中、適切なバス車両の維持管理を行っていく上で、市バス営業所において車検業務が完結する「指定自動車整備事業」の実施に向けた車両整備工場の機能拡充も検討していくことから、計画的な整備を実施していく必要があります。 一方で、市バスの乗車人員は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少し、近年回復傾向にあるものの、令和元（2019）年度の乗車人員まで回復していない状況です。また、脱炭素化に向けた取組や、営業所の建替え整備等で多くの資金が必要となり、厳しい経営状況が見込まれるため、安定した経営基盤の構築に取り組む必要があります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
93	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物 （12） 交通施設 【今後の方向性】	市バスの持続可能な経営基盤の構築に向けた取組などを踏まえた上で、老朽化した営業所の更新時期や規模などを検討します。	令和7（2025）年度に策定した「川崎市バス事業経営計画」に基づき、各営業所の計画的な整備・補修を進めます。 なお、塩浜営業所については、車両整備機能の拡充や次世代自動車の導入拡大を図り、安定的・持続的な輸送サービスの確保に向けて、現在地での建替え整備を進めます。鷲ヶ峰営業所については、関係機関と連携し、事業用地の確保に向けた検討を進めます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
93	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物 （13） 病院施設 【対象】	病院、その他病院施設（職員宿舎ほか）	病院、その他病院施設	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
93	第４章 施設分類ごとの方向性１ 公共建築物 （13） 病院施設 【概要】	市民の健康保持に必要な医療を提供するため、市内に川崎病院(平成10(1998)年築)、井田病院(平成26(2014)年築)、多摩病院(平成17(2005)年築)の３病院、及び職員宿舎(平成22(2010)年築)を設置しています。	市民の健康保持に必要な医療を提供するため、市内に川崎病院(平成12(2000)年開設)、井田病院(平成27(2015)年開設)、多摩病院(平成18(2006)年開設)の３病院、及びその他病院施設として職員宿舎(平成22(2010)年築)を設置しています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
93	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （13）病院施設 【現状と課題】	施設の整備や維持管理については、日常の点検・補修を適切に行っていますが、老朽化が進んでいる設備等については大規模修繕や更新が必要となっています。 川崎病院は、築23年を経過し、不具合や故障する設備が増えており、老朽化した建物や大規模設備の更新時期を迎えています。一方、３次救急も担いながら24時間休みなく高度な医療機能を維持する必要があるとともに、特殊な構造形式となっているため、一般的な建物に比べて拡張性が低く、維持修繕や、改修工事が難しい面があります。 このような状況も踏まえるとともに、浸水対策のため、平成30(2018)年３月に「川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画」を策定しました。この計画にしたがって、新たにエネルギー棟や給水ポンプ棟を整備するとともに、救命救急センター棟の新築や既存棟の改修を行っています。 井田病院は、築７年を経過しており、長期的な視点にたち、日常の点検・補修などとともに、数年周期で訪れる建物、電気・機械設備等の点検や改修を、工期や費用を平準化するための計画を作成する必要があります。 多摩病院は、築16年を経過し、建物の一部や電気・機械設備等の大規模改修や、更新時期を迎えており、最新の機種や実施方法を見極める必要があり、工事ヤードの制約を考慮しながら、工事が輻輳して病院運営に支障が生じないようにするとともに、工期や費用を平準化するための計画を作成する必要があります。	施設の維持管理については、日常の点検・補修を適切に行っていますが、老朽化が進んでいる設備等については計画的な更新・修繕が必要となっています。 川崎病院は、開設から25年が経過し、不具合や設備故障が増えており、建築部位・設備の更新・修繕時期を迎えています。また、高度・特殊・急性期医療のほか、24時間体制で救急医療を提供していることから、改修工事が一般的な建物に比べて困難です。こうした状況や基幹設備の災害による水没等のリスクを回避するため、平成30（2018）年３月に策定した「川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画」に基づき、エネルギー棟などの整備を終え、中央棟については、診察室の増設など改修を進めています。また、劣化が進行し早期に更新・修繕に着手すべき状態の一部の建築部位・設備については、令和7（2025）年1月に「川崎病院改修計画」を策定し、改修を進めています。今後は、その他の設備等について、病院運営に支障が生じないよう配慮しつつ、工期や費用の平準化を図りながら、計画的に保全を進めていく必要があります。 井田病院は、開設から10年が経過しており、建築部位・設備の劣化状況を踏まえて、今後、必要となる更新・修繕を計画的に進める必要があります。 多摩病院は、開設から20年が経過しており、建築部位・設備の更新・修繕時期を迎えています。病院運営に支障が生じないよう必要な更新・修繕を計画的に実施する必要があります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
94	第４章 施設分類ごとの方向性１　公共建築物 （13）病院施設 【今後の方向性】	各施設における維持補修や設備の更新については、標準的な更新時期等に基づいて実施するだけではなく、病院運営への影響や工事の効率性を踏まえながら、各年度の費用負担の平準化を図り、維持管理計画を策定し、計画的に実施します。	川崎病院は、平成30（2018）年３月に策定した「川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画」に基づき、中央棟の改修を引き続き進めます。 また、各施設における維持管理や建築部位・設備の更新・修繕については、令和８（2026）年１月に策定した「病院局４施設保全計画」に基づき、病院運営への影響や工事の効率性に配慮しつつ、各年度の費用負担の平準化を図りながら実施します。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
95	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （１）道路施設 【概要】	平成31(2019)年３月改定の「川崎市道路維持修繕計画」では、本市が管理する道路施設のうち、舗装、ボックスカルバート、トンネル、道路擁壁、自由通路、ペデストリアンデッキ、横断歩道橋、大型標識（門型）、片持ち式標識、小規模附属物（地点名標識、路側式標識、カーブミラー）、道路照明、昇降施設（エレベーター・エスカレーター）、ポンプ施設を対象としています。	舗装、ボックスカルバート、トンネル、道路斜面、自由通路、ペデストリアンデッキ、横断歩道橋、大型標識（門型）、片持ち式標識、小規模附属物（地点名標識、路側式標識、カーブミラー）、冠水表示板、道路照明、昇降施設（エレベーター・エスカレーター）、ポンプ施設	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
95	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （１）道路施設 【現状と課題】	本市が管理する道路は、高度経済成長期に人口増加に伴う市街地の拡大や自動車交通の増加とともに整備されてきましたが、今後、これらの道路施設が更新時期を迎えることから、維持管理費の増大かつ一時期への集中が懸念されています。 道路施設については、効率的で効果的な維持管理を推進し、持続的な道路利用環境を構築することを目的に、「川崎市道路維持修繕計画」に基づき、維持管理を実施していますが、道路にかかる維持管理費が増加傾向にあることから、施設の長寿命化を図るとともに、事業費の平準化などに取り組み、効率的で効果的な維持管理が求められている状況です。	本市が管理する道路は、高度経済成長期に人口増加に伴う市街地の拡大や自動車交通の増加とともに整備されてきましたが、今後、これらの道路施設が更新時期を迎えることから、維持管理費の増大や、更新時期の集中が懸念されています。 道路施設については、効率的で効果的な維持管理を推進し、持続的な道路利用環境を構築することを目的に、「川崎市道路維持修繕計画」（令和６（2024）年３月改定）に基づき、維持管理を実施していますが、道路にかかる維持管理費が増加傾向にあることから、施設の長寿命化を図るとともに、事業費の平準化などに取り組み、効率的で効果的な維持管理が求められている状況です。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
95	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （１）道路施設 【今後の方向性】	持続的な道路利用環境の構築のため、維持管理費が増加傾向にある現状や各施設における課題を踏まえ、「施設特性に応じた管理手法の設定」「管理水準の設定（対策時期の明確化）」「優先順位付け・平準化により事業の実現性を確保」を全施設共通の基本方針として、施設特性に応じた点検方法や施設ごとの管理方針を設定し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの最小化を目指した対策を推進していきます。	持続的な道路利用環境の構築のため、維持管理費が増加傾向にある現状や各施設における課題を踏まえ、「施設特性に応じた管理手法の設定」「管理水準の設定（対策時期の明確化）」「優先順位付け・平準化により事業の実現性を確保」を全施設共通の基本方針として、施設特性に応じた点検方法や施設ごとの管理方針を設定します。また、一部施設においては新技術の活用による維持管理費の縮減を図りながら、施設の長寿命化やライフサイクルコストの最小化を目指した対策を推進していきます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
95	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （２）橋りょう施設【概要】	本市が管理する橋りょうは、令和２(2020)年３月31日時点で、610橋です。	本市が管理する橋りょうは、令和７(2025)年３月31日時点で、608橋です。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
96	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （２）橋りょう施設【現状と課題】	橋りょう施設については、誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、施設の機能確保を図ることを目標に、全ての橋りょうを対象とした近接目視による定期点検（５年に１回）１巡目の分析結果を踏まえ、令和３(2021)年２月に「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」を改定し、全ての橋りょうの管理区分を、ライフサイクルコストの縮減が図れる予防保全型に移行したところです。	橋りょう施設については、誰もが安全かつ安心して道路施設を利用できるよう、施設の機能確保を図ることを目標に、全ての橋りょうを対象とした近接目視による定期点検（５年に１回）１巡目の分析結果を踏まえ、令和３(2021)年２月に「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」を改定し、全ての橋りょうの管理区分を、ライフサイクルコストの縮減が図れる予防保全型に移行しました。 また、令和８年３月には、定期点検２巡目（平成31(2019)年度～令和5(2023)年度）の結果を踏まえ、部材ごとの劣化傾向を分析し、劣化予測に基づく修繕サイクルの再設定、修繕の優先度指標の変更など、既存計画を見直すとともに、橋りょうの「集約・撤去」など、新たな維持管理手法について取り組んでいくことを目的とした「川崎市橋りょう長寿命化修繕計画」を一部改定したところです。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
96	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （３）自転車対策施設【概要】	本市では自転車等駐車場が147か所、自転車等保管所が９か所設置されています。	本市では自転車等駐車場が153か所、自転車等保管所が７か所設置しています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
96	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （３）自転車対策施設【現状と課題】	令和元(2019)年度の実態調査によると、駐輪需要等の変化により、市営駐輪場及び民間施設の利用率が50％を下回っている駅が48駅のうち11駅存在する状況です。（11駅のうち２駅については、民間施設のみが配置されています。） また、市域全体で見ると放置自転車数は年々減少傾向にありますが、鉄道駅によっては、駐輪場が足りない地域や、駐輪場に余裕があるにも関わらず放置自転車が発生している地域もあり、地域によって需給バランスに開きがあります。	令和７(2025)年度の実態調査によると、駐輪需要の変化により、市内51駅及び市外１駅のうち利用率が50％を下回っている駅は4駅となっています。 また、利用状況を踏まえた対応として、収容台数に対し利用台数が上回る駅については、需要に対応した駐輪場の利用環境の改善を行い、一方で需要を満たしている駅については、実態調査や需要推計を踏まえ、再編に向けた取組が必要となっています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
96	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （３）自転車対策施設【今後の方向性】	引き続き、実態調査等により駐輪場の利用状況を適切に把握するとともに、利用者のニーズを踏まえた施設の改変など駐輪需要に応じた取組を進めます。 また、施設・設備の適正な維持管理とともに、利用率・放置自転車の状況、駐輪場利用の状況などを踏まえながら、需給バランスに開きがある地域については、施設の統廃合を含めた適正な規模・配置等を検討していくとともに、引き続き、指定管理者制度等を活用しながら効率的・効果的な維持管理・運営を行っていきます。	自転車活用推進計画（令和８（2026）年３月改定）に基づき、毎年行う実態調査等により駐輪場の利用状況を適切に把握した上で、利用者のニーズを踏まえた駐輪場の利用環境の向上に努めます。 また、駐輪場や保管所については、施設・設備の適正な維持管理を行うとともに、利用率・放置自転車の状況、駐輪場利用の状況などを踏まえ、駐輪場の整備と再編に向けた取組を進め、引き続き、指定管理者制度を活用しながら効率的・効果的な維持管理・運営を行っていきます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
97	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （４）河川施設 【現状と課題】	１時間あたり50㎜の雨を流すための河川改修が完了した区間は全体の81％であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある一方で、改修後の供用年数がおおむね50年以上を超過する施設の割合が約６割あり、施設の老朽化が見られるため、施設の健全度を把握しながら、計画的・効率的な補修や更新が必要となっています。	１時間あたり50㎜の雨を流すための河川改修が完了した区間は全体の89.7％であり、未改修区間の整備を推進していく必要がある一方で、改修後の供用年数がおおむね50年以上を超過する施設の割合が約６割あり、施設の老朽化が見られるため、施設の健全度を把握しながら、計画的・効率的な補修や更新が必要となっています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
97	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （４）河川施設 【今後の方向性】	１時間あたり50㎜の雨を流すための河川改修を計画的に進めます。	河川維持管理計画に基づき、１時間あたり50㎜の雨を流すための河川改修を計画的に進めます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
98	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （５）公園施設 【概要】		市内には令和7(2025)年３月31日時点で、計1,292か所、約775.78haの公園緑地が設置されています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
98	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （５）公園施設 【現状と課題】	市内には令和２(2020)年３月31日時点で、計1,267か所、約759.49haの公園緑地が設置されています。 平成元(1989)年度からの30年間で、開設から30年以上が経過した公園緑地は、箇所数で約10倍(73か所→748か所)、面積では約2.7倍(197.72ha→532.99ha)になっています。また、平成28(2016)年の「川崎市公園施設長寿命化計画」策定時に、国の安全基準等に基づき点検した結果、約27,000施設ある遊具や運動施設などの公園施設のうち3,362施設（全公園施設の約12.5%）が老朽化し、補修・更新が必要となっています。 今後も多くの公園緑地の再整備や公園施設の更新時期が到来することに加え、年数を経て大径木化した樹木の剪定・管理など、公園緑地の適正な維持管理に係る財政負担は、年々大きくなっています。	平成元(1989)年度からの35年間で、開設から30年以上が経過した公園緑地は、箇所数で約11倍(73か所→797か所)、面積では約３倍(197.72ha→631.89ha)になっています。また、平成28(2016)年の「川崎市公園施設長寿命化計画」策定時に、国の安全基準等に基づき点検した結果、約27,000施設ある遊具や運動施設などの公園施設のうち3,362施設（全公園施設の約12.5%）が老朽化し、補修・更新が必要となっています。 今後も多くの公園緑地の再整備や公園施設の更新時期が到来することに加え、年数を経て大径木化した樹木の剪定・管理など、公園緑地の適正な維持管理に係る財政負担は、年々大きくなっています。 また、「パークマネジメント推進方針」（令和３(2021)年３月策定）に基づき、これまでの管理運営手法を見直し、複数公園の包括型管理運営など、多様な管理運営手法の活用・導入により、管理運営のさらなる効率化を図るとともに、収益施設の誘致やネーミングライツ等により、公園緑地における収益性の確保・向上を進め、事業収益の還元により、維持管理水準の維持・向上を進めるなど、持続可能な管理運営の仕組みの構築を進めているところです。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
98	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （５）公園施設 【今後の方向性】	また、パークマネジメント推進方針（令和３(2021)年３月）に基づき、これまでの管理運営手法を見直し、複数公園の包括型管理運営など、多様な管理運営手法の活用・導入により、管理運営のさらなる効率化を図るとともに、収益施設の誘致やネーミングライツ等により、公園緑地における収益性の確保・向上を進め、事業収益の還元により、維持管理水準の維持・向上を進めるなど、持続可能な管理運営の仕組みの構築を進めます。	また、引き続き「パークマネジメント推進方針」に基づき、持続可能な公園管理運営の仕組みの構築を進めます。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
98	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （６）港湾施設 【概要】	川崎港には令和２(2020)年３月31日時点で、市が法定の維持管理計画に基づき管理する港湾施設は238施設あります。	川崎港には令和８(2026)年３月31日時点で、港湾法により策定が求められている維持管理計画に基づき市が管理する港湾施設は272施設あります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
99	第４章 施設分類ごとの方向性２ インフラ施設 （６）港湾施設 【現状と課題】	平成20(2008)年度より策定を開始し、令和２(2020)年度時点で237施設の計画が策定されています。策定した維持管理計画を基に、各施設の維持管理・更新に関する優先度等を定め、費用の平準化を図ることを旨とした川崎港全体の予防保全計画を国と共同で策定しています。	平成20(2008)年度より策定を開始し、令和８(2026)年３月31日時点で264施設の計画が策定されています。策定した維持管理計画を基に、各施設の維持管理・更新に関する優先度等を定め、事業費の平準化を図るため、川崎港全体の予防保全計画を国と共同で策定しています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
99	第４章　施設分類ごとの方向性　２　インフラ施設（７）上下水道施設【概要】	また、下水道施設は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的に設置しています。	また、下水道施設は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的に設置しています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
99	第４章　施設分類ごとの方向性　２　インフラ施設（７）上下水道施設【現状と課題】	送・配水管などの管路は、水道については昭和40年代、工業用水道については昭和30年代に布設されたものが多くあり、これらの管路は、令和２(2020)年度末時点において法定耐用年数40年を超過しています。法定耐用年数40年を超過する水道管路は、総延長約2,500kmのうち、約28％となっており、工業用水道管路は、総延長約100kmのうち、約90％となっています。 　浄水場等の施設については、水道については浄水施設の更新が完了し、配水池・配水塔の建設年度の古い施設の更新がおおむね完了しています。一方で、工業用水道については長沢浄水場の浄水施設が建設後約70年を経過しているなど、施設の老朽化が課題となっています。 　下水道については、昭和50年代から平成初期に集中的に管きょの整備を進めてきており、今後、それらの管きょが順次法定耐用年数を迎えるため、老朽管きょの急増が見込まれます。令和2(2020)年度末における法定耐用年数50年を経過する本市の管きょは、総延長約3,150kmのうち約８％となっており、布設時期の古い入江崎処理区が中心ですが、今後は他の処理区の管きょが急激に増加する見込みです。 　水処理センター・ポンプ場については、下水道整備を始めてから既に90年以上が経過しており、建設年度の古い施設では老朽化が課題となっています。	送・配水管などの管路は、水道については昭和40年代、工業用水道については昭和30年代に布設されたものが多くあり、これらの管路は、令和８(2026)年３月31日時点において法定耐用年数40年を超過しています。法定耐用年数40年を超過する水道管路は、総延長約2,550kmのうち、約27％となっており、工業用水道管路は、総延長約100kmのうち、約86％となっています。 　浄水場等の施設については、水道については浄水施設の更新が完了し、配水池・配水塔の建設年度の古い施設の更新がおおむね完了しています。一方で、工業用水道については長沢浄水場の浄水施設が建設後約70年を経過しているなど、施設の老朽化が課題となっています。 　下水道については、昭和50年代から平成初期に集中的に管きょの整備を進めてきており、今後、標準耐用年数50年を迎える下水管きょ（以下、老朽管きょという。）が急増します。令和７（2025）年度末における本市の老朽管きょは、総延長約3,173kmのうち約12％であり、布設時期の古い入江崎処理区及び加瀬処理区の一部に集中しています。今後は他の処理区の老朽管きょが急激に増加し、10年後(令和17（2035）年度)の老朽管きょの割合は約34％となる見込みです。 　水処理センター・ポンプ場については、整備を始めてから既に90年以上が経過しており、建物や設備の老朽化が課題となっています。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）
100	第４章　施設分類ごとの方向性　２　インフラ施設（７）上下水道施設【今後の方向性】	水道・工業用水道の施設や管路について、中長期的な視点から、重要度や経年度を考慮し、施設・管路の更新の優先度を定めるとともに、運転管理や点検調査及び修繕の実績等も考慮した適切な使用年数での更新を進めます。また、将来の需要動向を踏まえた施設配置や施設規模など、更新等に向けての検討を進めます。 　下水道の管きょ・施設について、蓄積した維持管理情報から施設の健全度を把握し、重要度を考慮したリスク評価を行います。さらに、それらの情報に基づき、中長期的なリスクとコストのバランスを考慮した老朽化対策（施設の長寿命化、再整備、再構築）を推進します。	上下水道施設については、「川崎市上下水道ビジョン」に基づく取組を進めます。具体的には、水道・工業用水道の施設や管路について、アセットマネジメントの考えに基づき、中長期的な視点から、重要度、耐震性、老朽度などを考慮し、施設・管路の更新の優先度を定めるとともに、ＤＸなどの新技術を活用した運転管理や点検調査及び修繕の実績等も考慮した適切な使用年数での更新を進めます。また、将来の需要動向を踏まえた施設配置や施設規模など、更新等に向けての検討を進めます。 　下水道については、施設の老朽化が進行すると、道路陥没や設備故障による下水道機能の停止リスクがあるため、点検・調査を通して状況を的確に把握し、維持管理情報及び施設管理情報を起点とした、中長期的なリスクとコストのバランスを踏まえた老朽化対策を推進するとともに、アセットマネジメントにより計画的に適切な下水道施設の維持管理や更新を行います。また、下水道施設の機能を持続させるため、ＤＸの推進などにより、維持管理や更新の高度化・効率化を図ります。	時点更新（施設所管局の取組内容を更新しました。）

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
101	第５章　第３期実施方針の推進体制等１　推進体制	図表５－１－１　第３期実施方針の推進体制 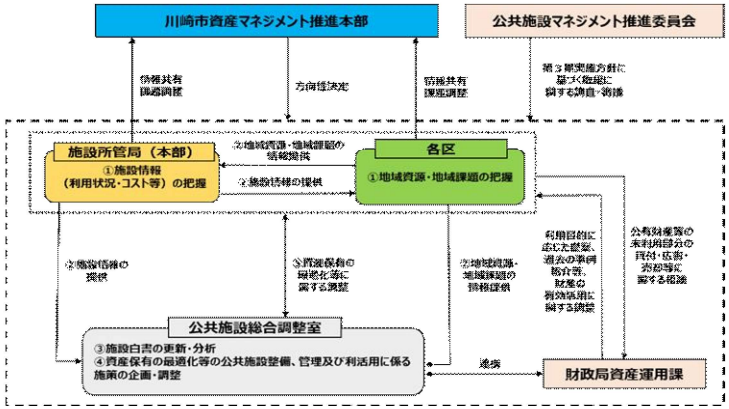	図表５－１－１　第３期実施方針の推進体制 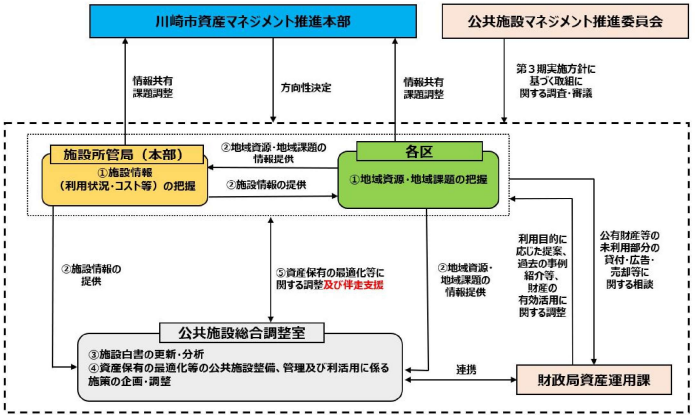	公共施設総合調整室の役割として、最適化に向けた取組を進める上で施設所管局の取組に対する「伴走支援」が必要となることから、当該文言を追加しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
101	第５章　第３期実施方針の推進体制等１　推進体制 （１）庁内における推進体制	施設所管局(本部)は、施設の情報（利用状況・コスト等）を把握するとともに、当該情報について各区及び公共施設総合調整室へ提供します。また、施設が所在する各区は、地域資源・地域課題の情報を把握するとともに、施設所管局(本部)へ情報提供します。 公共施設総合調整室は、把握した情報を基に施設白書の更新・分析を行うとともに、資産保有の最適化等の公共施設整備、管理及び利活用に係る施策の企画を行い、施設所管局(本部)及び各区と資産保有の最適化等に関する調整を行います。また、施設所管局(本部)及び各区に対し、白書の分析を踏まえた調整や第３期実施方針に基づく資産マネジメントの考え方の説明を行うことにより、庁内における資産保有の最適化等に関する考え方の浸透を図ります。 財政局資産運用課は、施設所管局(本部)及び各区から、公有財産等の未利用部分の貸付・広告・売却等に関する相談を受け、利用目的に応じた提案、過去の事例紹介等、財産の有効活用に関する調整を行います。 加えて、本市では資産マネジメントの取組を全庁横断的かつ円滑に推進することを目的として、市長を本部長とする「川崎市資産マネジメント推進本部」（以下、「推進本部」といいます。）を設置しており、推進本部において、各局区等が課題調整・情報共有を実施しながら取組を推進します。 なお、個別の土地利用方針の策定等については、政策・調整会議又は公有地総合調整会議等に諮って決定します。 こうした全庁的な体制により、資産保有の最適化等の取組を推進するとともに、分野別計画等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容を踏まえた取組、大規模自然災害に対する取組、脱炭素社会に向けた取組、社会のデジタル化に向けた取組等、本市を取り巻く環境の変化に対する取組を推進します。	施設所管局(本部)は、施設の情報（利用状況・コスト等）を把握するとともに、当該情報について各区及び公共施設総合調整室へ提供します。また、施設が所在する各区は、地域資源・地域課題の情報を把握するとともに、施設所管局(本部)へ情報提供します。 公共施設総合調整室は、把握した情報を基に施設白書の更新・分析を行うとともに、資産保有の最適化等の公共施設整備、管理及び利活用に係る施策の企画を行い、取組の主体である施設所管局(本部)及び各区と資産保有の最適化等に関する調整及び伴走支援を行います。また、施設所管局(本部)及び各区に対し、白書の分析を踏まえた調整や第３期実施方針に基づく資産マネジメントの考え方の説明を行うことにより、庁内における資産保有の最適化等に関する考え方の浸透を図ります。 財政局資産運用課は、施設所管局(本部)及び各区から、公有財産等の低未利用部分の貸付・広告・売却等に関する相談を受け、利用目的に応じた提案、過去の事例紹介等、財産の有効活用に関する調整を行います。 加えて、本市では資産マネジメントの取組を全庁横断的かつ円滑に推進することを目的として、市長を本部長とする「川崎市資産マネジメント推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置しており、推進本部において、各局区等が課題調整・情報共有を実施しながら取組を推進します。 なお、個別の土地利用方針の策定等については、政策・調整会議又は公有地総合調整会議等に諮って決定します。 こうした全庁的な体制により、資産保有の最適化等の取組を推進するとともに、個別の計画等も踏まえ、少子高齢化や人口減少の進行、社会のデジタル化の加速など、本市を取り巻く環境の変化に対する取組を推進します。	公共施設総合調整室の役割として、最適化に向けた取組を進める上で施設所管局の取組に対する「伴走支援」が必要となることから、当該文言を追加しました。その他、第４期実施計画を踏まえ、用語の整理を行いました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
102	第５章　第３期実施方針の推進体制等１　推進体制 （２）附属機関(川崎市公共施設マネジメント推進委員会)による調査・審議	本市では令和３(2021)年度、これまでの「川崎市資産改革検討懇談会」に代わり、附属機関として「川崎市公共施設マネジメント推進委員会」（以下「委員会」といいます。）を新たに設置し、有識者５名・本市公共施設に関わる市民２名による、第３期実施方針策定に関する調査・審議を進めてきました。 また、ホールの検討においては、有識者４名・団体代表２名・市民１名による「ホールのあり方検討専門部会」を委員会に設置しており、その他の機能別検討に際しても必要に応じて部会を設置し、調査・審議を進めていきます。 第３期実施方針に基づく取組においても、有識者による専門的視点及び市民目線からの調査・審議を行うことにより、より効果的な取組を推進します。	本市では、これまでの「川崎市資産改革検討懇談会」に代わり、令和３(2021)年度に附属機関として「川崎市公共施設マネジメント推進委員会」（以下「委員会」という。）を新たに設置し、有識者５名・本市公共施設に関わる市民２名による、第３期実施方針策定に関する調査・審議を進めてきました。 第３期実施方針に基づく取組において、有識者による専門的視点及び市民目線からの調査・審議を行うことにより、今後も引続き、より効果的な取組を推進します。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
103	第５章　第３期実施方針の推進体制等２　市民への理解促進の取組	２　市民への理解促進の取組	２　市民等への理解促進の取組	軽微な修正
103	第５章　第３期実施方針の推進体制等２　市民への理解促進の取組	今後、新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底した上で、ワークショップや出前講座等の取組を実施するとともに、市民が集まる様々なイベントや会議の場において市民に資産マネジメントの必要性や第３期実施方針の内容等についてわかりやすく説明する取組を推進します。また、地域ごとの資産保有の最適化を推進する際に、こうした資産マネジメントの説明に加え、白書を活用し地域における施設の状況を説明することで、市民が地域における公共施設の配置等について理解を深める取組を推進します。	こうしたことから、ワークショップや出前講座等の取組を実施するとともに、市民が集まる様々なイベントや会議の場において市民に資産マネジメントの必要性や第３期実施方針の内容等についてわかりやすく説明する取組を推進します。また、地域ごとの資産保有の最適化などを推進する際に、こうした資産マネジメントの説明に加え、白書を活用し地域における施設の状況を説明することで、市民が地域における公共施設の配置等について理解を深める取組を推進します。	軽微な修正
	第５章　第３期実施方針の推進体制等２　市民への理解促進の取組	施設の多目的化・複合化等の資産保有の最適化については、本市の状況も踏まえ、今後構築する資産マネジメントゲームを基に、ゲーム形式によりその内容や効果を市民が実感し、理解を深める取組を推進します。 資産マネジメントゲームについては、令和３(2021)年12月に「みんなで試そう！カワサキ公共施設の未来体験ゲーム」のワークショップを計３回、70名の本市職員向けに実施し、参加した職員からは、 ・ゲームを通じて多目的化・複合化等の資産保有の最適化について理解できた。 ・今後の人口減少や厳しい財政環境等の将来直面する課題を身近に感じ、今のうちから資産保有の最適化の取組を進める必要性を感じた。 といった趣旨の感想があったところです。 今後、地域ごとの最適化を推進するにあたっては、これからの公共施設のより良い形を、行政だけでなく、市民と一緒に考えることが必要です。 そのために、こうした市民への理解促進の取組を推進するとともに、施設利用者や地域の住民の方からの意見聴取を行いながら、市民と行政が一体となった取組を推進します。	（削除）	市民への理解促進の取組を示すため、短期的期間でのゲームの活用や説明会の実績の紹介を主とした内容に修正しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
	第５章　第３期実施方針の推進体制等２　市民への理解促進の取組	図表５－１－２　資産マネジメントゲームのイメージ  	（削除）	市民への理解促進の取組を示すため、短期的期間でのゲームの活用や説明会の実績の紹介を主とした内容に修正しました。
103	第５章　第３期実施方針の推進体制等２　市民への理解促進の取組（１）「公共施設の未来体験ゲーム ～カワタン～」について	―	（１）「公共施設の未来体験ゲーム ～カワタン～」について	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
103	第５章　第３期実施方針の推進体制等２　市民への理解促進の取組（１）「公共施設の未来体験ゲーム ～カワタン～」について	―	資産保有の最適化（施設の複合化や多目的化など）について、ゲーム形式で楽しみながら理解を深めてもらうことを目的として、ボードゲームを令和３年度に製作しました。 これまで取組方針策定に向けたワークショップや市民向けの出前講座等で、ゲームの体験会を実施してきました。また、最適化検討対象施設や区役所など関係部署の職員向けの研修も行うことで、資産マネジメントの考え方の市民への理解促進を図っています。令和３年度のカワタン作成時から令和８年９月末までに、合計３５回、約５００名がゲームを体験し、参加者からは、「公共施設の有効活用の必要性を理解できた」等の感想をいただいています。   	市民への理解促進の取組を示すため、短期的期間でのゲームの活用や説明会の実績の紹介を主とした内容に修正しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
103	第５章　第３期実施方針の推進体制等２　市民への理解促進の取組（１）「公共施設の未来体験ゲーム ～カワタン～」について	―	カワタンの活用事例＜地域の公共施設の未来を考えるワークショップでの活用＞ 令和７年度の「モデル４地域における資産保有の最適化に向けた取組方針」の策定に向けて、幅広い市民ニーズ等を把握するため、「地域の公共施設の未来を考えるワークショップ」を開催しました。ワークショップでは、カワタンを活用しながら参加者の皆様に資産マネジメントの考え方を御理解いただいた上で、白書を活用し地域における施設の状況を説明し、地域の公共施設に必要な機能等について御意見をいただきました。  令和５・６年度地域の公共施設の未来を考えるワークショップ カワタン実施後アンケート 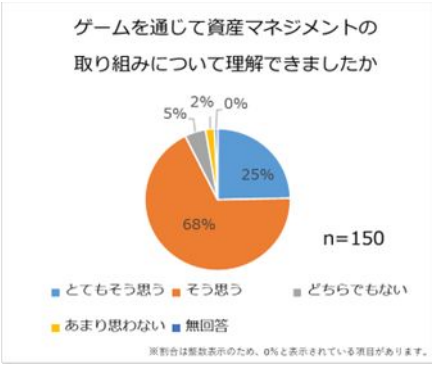 	市民への理解促進の取組を示すため、短期的期間でのゲームの活用や説明会の実績の紹介を主とした内容に修正しました。
105	第５章　第３期実施方針の推進体制等２　市民への理解促進の取組（２）オープンハウス型説明会・検討状況説明会	―	（２）オープンハウス型説明会・検討状況説明会	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
105	第５章　第３期実施方針の推進体制等２　市民への理解促進の取組（２）オープンハウス型説明会・検討状況説明会	―	資産マネジメントの考え方や公共施設の未来を考える取組について、区民祭等でパネル展示やチラシ配布を行いました。ワークショップの成果報告や取組の検討状況の中間報告について、各会場でパネル展示や職員が質問に答える検討状況説明会を実施しました。 【オープンハウス型説明会来場者数（令和６（2024）年度・令和７（2025）年度時点）】 ・川崎区　約500名　・幸区　約500名　・麻生区　約400名　合計約1,400名 ［配布チラシ］  ［パネル］  ［説明会の様子］  	市民への理解促進の取組を示すため、短期的期間でのゲームの活用や説明会の実績の紹介を主とした内容に修正しました。

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
106	資料編１ 公共建築物等の内訳	「第４章 施設分類ごとの方向性」に記載した公共建築物（借受施設を含む）の内訳について、令和２(2020)年度版の白書を基に、以下のとおり掲載します。	「第４章 施設分類ごとの方向性」に記載した公共建築物（借受施設を含む）の内訳について、令和６(2024)年度版の白書を基に、以下のとおり掲載します。	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
106	資料編１ 公共建築物等の内訳（１）庁舎施設 ア　本庁舎	川崎市役所第2庁舎 川崎市役所（川崎フロンティアビル） 川崎市役所（川崎駅前タワー・リバーク） 川崎市役所（砂子平沼ビル） 川崎市役所（パレール三井ビル） 川崎市役所（明治安田生命川崎ビル） 川崎市役所（ソリッドスクエア）	（削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
106	資料編１ 公共建築物等の内訳（１）庁舎施設 ウ　支所・出張所	― ― ― 川崎区役所大師分室 生田出張所仮庁舎	川崎区役所大師支所仮庁舎 川崎区役所田島支所仮庁舎 多摩区役所生田出張所 （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
107	資料編１ 公共建築物等の内訳（１）庁舎施設 エ　事務所・事業所	― ― 羽田連絡道路建設事務所 東京事務所	幸区役所道路公園センター倉庫 振り仮名センター（川崎フロンティアビル） （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
107	資料編１ 公共建築物等の内訳（１）庁舎施設 オ　その他庁舎施設	川崎市市民ミュージアム仮設現場事務所 国際交流員住宅 教員宿舎（ストーンリバーⅡ） 教員宿舎（ニックアーバンスピリッツ川崎） 教員宿舎（サンパレス） 教員宿舎（エスペランサ日景） 教員宿舎（グリーンスクウェア） 教員宿舎（サニーサイド） 教員宿舎（マ・ピエス生田7-B） 教員宿舎（コーポラス　カル） 教員宿舎（ロータスガーデン） 教員宿舎（ルリオン新百合ヶ丘）	（削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
110	資料編１ 公共建築物等の内訳（３）学校施設 ア　小学校	― ― ― ― ― 高津小学校仮設体育倉庫等 久地小学校（借受部分） 菅生小学校（借受部分）	新小倉小学校 東小倉小学校（借受部分） 鷺沼小学校仮設校舎等 宮前平小学校増築校舎等 東生田小学校増築校舎等 （削除） （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
114	資料編１ 公共建築物等の内訳（３）学校施設 カ　その他学校	― ― 看護短期大学 川崎看護専門学校	看護大学 看護大学大学院（川崎フロンティアビル） （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
114	資料編１ 公共建築物等の内訳（３）学校施設 ク　その他学校施設	ゆうゆう広場たかつ　（総合教育センター幼児教育センター） ゆうゆう広場たま（適応指導教室）	ゆうゆう広場たかつ ゆうゆう広場たま	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
115	資料編１ 公共建築物等の内訳（４） 市民活動施設ア 市民活動施設	総合自治会館跡地等活用事業予定地 ― ―	（削除） 介護老人福祉施設すみよし地域交流館（国際交流センター別棟） 踊場ポンプ場　集会所	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
115	資料編１ 公共建築物等の内訳（４） 市民活動施設ウ 体育施設	― ― ― ― 弓道場（富士見公園） 庭球場クラブハウス（富士見公園）	パークセンター（富士見公園） 児童プール管理棟（大師公園） 児童プール管理棟（小倉西公園） 児童プール管理棟（平間公園） （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
116	資料編１ 公共建築物等の内訳（４） 市民活動施設オ 文化施設	― 市民ミュージアム	川崎市市民ミュージアム仮設施設 旧市民ミュージアム	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
117	資料編１ 公共建築物等の内訳（４） 市民活動施設キ その他社会教育施設	― 橘リサイクルコミュニティセンター	南河原埋蔵文化財収蔵施設 （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
117	資料編１ 公共建築物等の内訳（５） 福祉施設 ア　わくわくプラザ	― 宮前平小学校わくわくプラザ倉庫棟	新小倉小学校わくわくプラザ （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
120	資料編１ 公共建築物等の内訳（５） 福祉施設 ウ　地域子育て支援センター・児童相談所・その他児童福祉施設	― ― ― ― ― ― 地域子育て支援センターふじさき こども家庭センター 地域子育て支援センターふじさき（藤崎保育園仮設園舎） 幸区4丁目貸家	宮前区保育・子育て総合支援センター（事業所共用部・事務室部分） 宮前区保育・子育て総合支援センター（地域子育て支援センターつちはし部分） 多摩区保育・子育て総合支援センター（事業所共用部・事務室部分） 多摩区保育・子育て総合支援センター（地域子育て支援センターつちぶち部分） 南部児童相談所 高津区内仮設施設 （削除） （削除） （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
121	資料編１ 公共建築物等の内訳（５） 福祉施設 エ　保育園	― ― ― ― 南河原保育園 平間保育園 平間乳児保育園 西高津津保育園 土橋保育園 有馬保育園 平保育園 土渕保育園 にじのそら虹ヶ丘保育園 藤崎保育園仮設園舎 北加瀬保育園仮設園舎 鹿島田田駅周辺地区再開発事業用地内仮設園舎 西宮内保育園仮設園舎	宮前区保育・子育て総合支援センター（土橋保育園部分） 多摩区保育・子育て総合支援センター（土渕保育園部分） 土渕保育園仮設園舎 河原町保育園仮設園舎 （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
121	資料編１ 公共建築物等の内訳（５） 福祉施設 オ 保育園 貸付施設	― ―	たいら虹保育園 にじのそら虹ヶ丘保育園	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
122	資料編１ 公共建築物等の内訳（５） 福祉施設 カ 老人いこいの家・老人福祉・地域交流センター	高津老人福祉センター	高津老人福祉・地域交流センター	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
123	資料編１ 公共建築物等の内訳（５） 福祉施設 キ 老人ホーム・福祉住宅	特別養護老人ホーム夢見ヶ崎 特別養護老人ホームこだなか 特別養護老人ホームすみよし 特別養護老人ホーム陽だまりの園 特別養護老人ホームしゅくがわら 特別養護老人ホーム長沢壮寿の里	（削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
123	資料編１ 公共建築物等の内訳（５） 福祉施設 ク その他老人福祉施設	高齢社会福祉総合センター	（削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
123	資料編１ 公共建築物等の内訳（５） 福祉施設 ケ 障害者福祉施設	― ― ― ― ― ― ― 北部リハビリテ―ションセンター― 身体障害者療護施設（れいんぼう川崎）わ―くす大師 リハビリテ―ション福祉センター―体育館 更生相談所（南部地域支援室） リハビリテ―ション福祉センター―高津分舎 総合研修センター―	北部日中活動センター 複合福祉センターふくふく（共用部） 中部リハビリテーションセンター井田体育館 北部在宅支援室 南部地域支援室 百合丘就労援助センター 北部地域生活支援センター 北部リハビリテーションセンター（共用部） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
124	資料編１ 公共建築物等の内訳（５） 福祉施設 コ その他福祉施設	― 生活自立・仕事相談センター	総合研修センター 生活自立・仕事相談センター（川崎フロンティアビル）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
124	資料編１ 公共建築物等の内訳（６） 環境衛生施設	ア 医療施設	ア 清掃処理施設	軽微な修正
124	資料編１ 公共建築物等の内訳（６） 環境衛生施設	イ 墓園・葬祭場	イ 公衆便所	軽微な修正

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
124	資料編１公共建築物等の内訳（６）環境衛生施設ア 医療施設	久地歯科保健センター	旧久地歯科保健センター	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
125	資料編１公共建築物等の内訳（６）環境衛生施設	ウ 公衆便所	ウ 医療施設	軽微な修正
125	資料編１公共建築物等の内訳（６）環境衛生施設	エ 清掃処理施設	エ 墓園・葬祭場	軽微な修正
127	資料編１公共建築物等の内訳（７）市営住宅施設ア 市営住宅等	借上市営住宅（ソレイユ生田） 仮設住宅等（6号棟） 仮設住宅等（6号棟増築棟） 仮設住宅等（7号棟Ⅰ期） 仮設住宅等（7号棟Ⅱ期） 仮設住宅等（8号棟） 仮設住宅等（9号棟） 仮設住宅等（10号棟） 仮設住宅等（12号棟） 仮設住宅等（13号棟） 仮設住宅等（14号棟）	（削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除） （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
128	資料編１ 公共建築物等の内訳（８） 商業・産業施設ウ 港湾施設	― ちどり公園内公衆便所	川崎港コンテナターミナル管理小屋 （削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
130	資料編１ 公共建築物等の内訳（11） 上下水道施設イ　下水道施設	―	入江崎水処理センター広報施設（ワクワクアクア）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
130	資料編１ 公共建築物等の内訳（12） 交通施設 ア　営業所	菅生営業所	（削除）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
130	資料編１ 公共建築物等の内訳（12） 交通施設 イ　その他交通施設	停留所上屋（259か所）	停留所（249箇所ほか）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
131	資料編１ 公共建築物等の内訳（13） 病院施設 イ　その他病院施設	職員宿舎（川崎区新川通） カルテ保管庫（トランクルーム）	― ―	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>132</td><td>資料編２
インフラ施設の内訳</td><td>「第４章　施設分類ごとの方向性」に記載したインフラ施設の内訳について、令和２(2020)年度版の白書を基に、以下のとおり掲載します。</td><td>「第４章　施設分類ごとの方向性」に記載したインフラ施設の内訳について、令和６(2024)年度版の白書を基に、以下のとおり掲載します。</td><td>時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）</td></tr>
<tr><td>132</td><td>資料編２
インフラ施設の内訳（１）道路施設
ア　種類別の整備状況</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">種類</th><th colspan="2">道路</th><th colspan="2">舗装</th></tr>
<tr><th>延長(m)</th><th>面積(㎡)</th><th>延長(m)</th><th>面積(㎡)</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般県道</td><td>指定区間内</td><td>23,979</td><td>703,589</td><td>23,979</td><td>703,589</td></tr>
<tr><td>指定区間外</td><td>17,718</td><td>345,210</td><td>17,718</td><td>345,210</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>41,697</td><td>1,048,799</td><td>41,697</td><td>1,048,799</td></tr>
<tr><td rowspan="3">県道</td><td>主要地方道</td><td>54,273</td><td>978,979</td><td>54,273</td><td>978,979</td></tr>
<tr><td>一般県道</td><td>19,534</td><td>330,340</td><td>19,534</td><td>330,340</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>73,807</td><td>1,309,319</td><td>73,807</td><td>1,309,319</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市道</td><td>主要地方道</td><td>22,590</td><td>293,144</td><td>22,590</td><td>293,144</td></tr>
<tr><td>一般県道</td><td>2,362,820</td><td>14,470,637</td><td>2,129,813</td><td>13,937,918</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>2,385,410</td><td>14,763,781</td><td>2,152,403</td><td>14,231,062</td></tr>
<tr><td colspan="2">市管理道路計</td><td>2,476,935</td><td>16,418,310</td><td>2,243,928</td><td>15,885,591</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>2,500,914</td><td>17,121,899</td><td>2,267,907</td><td>16,589,180</td></tr>
</table>
（注１）延長＝実延長、面積＝道路部面積
（注２）一般国道（指定区間内）は国管理道路、一般国道（指定区間外）は市管理道路です。
（注３）市道で主要地方道の指定は２路線ありますが、幸多摩線は認定路線、野川菅生線は指定のみの路線です。

（出典：「川崎市道路統計書」令和２(2020)年４月１日現在）</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">種類</th><th colspan="2">道路</th><th colspan="2">舗装</th></tr>
<tr><th>延長(m)</th><th>面積(㎡)</th><th>延長(m)</th><th>面積(㎡)</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一般国道</td><td>指定区間内</td><td>23,979</td><td>703,589</td><td>23,979</td><td>703,589</td></tr>
<tr><td>指定区間外</td><td>17,718</td><td>345,210</td><td>17,718</td><td>345,210</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>41,697</td><td>1,048,799</td><td>41,697</td><td>1,048,799</td></tr>
<tr><td rowspan="3">県道</td><td>主要地方道</td><td>54,272</td><td>993,463</td><td>54,272</td><td>993,463</td></tr>
<tr><td>一般県道</td><td>19,533</td><td>330,372</td><td>19,533</td><td>330,372</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>73,805</td><td>1,323,835</td><td>73,805</td><td>1,323,835</td></tr>
<tr><td rowspan="3">市道</td><td>主要地方道</td><td>22,590</td><td>293,144</td><td>22,590</td><td>293,144</td></tr>
<tr><td>一般市道</td><td>2,366,965</td><td>14,527,007</td><td>2,138,548</td><td>14,004,509</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>2,389,555</td><td>14,820,151</td><td>2,161,138</td><td>14,297,653</td></tr>
<tr><td colspan="2">市管理道路計</td><td>2,481,078</td><td>16,489,196</td><td>2,252,661</td><td>15,966,698</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>2,505,057</td><td>17,192,785</td><td>2,276,640</td><td>16,670,287</td></tr>
</table>
（注１）延長＝実延長、面積＝道路部面積
（注２）一般国道（指定区間内）は国管理道路、一般国道（指定区間外）は市管理道路です。
（注３）市道で主要地方道の指定は２路線ありますが、幸多摩線は認定路線、野川菅生線は指定のみの路線です。

（出典：「川崎市道路統計書」令和６(2024)年４月１日現在）</td><td>時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>132</td><td>資料編２インフラ施設の内訳（１）道路施設対象施設と数量</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">道路施設</th><th>数量</th></tr>
<tr><td colspan="2">舗装</td><td>2,476km</td></tr>
<tr><td colspan="2">ボックスカルバート</td><td>15か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">トンネル</td><td>5か所（7本）</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路擁壁</td><td>約580箇所</td></tr>
<tr><td colspan="2">自由通路</td><td>6か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペデストリアンデッキ</td><td>9か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">横断歩道橋</td><td>112橋</td></tr>
<tr><td colspan="2">大型標識（門型）</td><td>12基</td></tr>
<tr><td colspan="2">片持ち式標識</td><td>約700基</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小規模附属物</td><td>地点名標識</td><td>約 1,800 基</td></tr>
<tr><td>路側式標識</td><td>約 1,500 基</td></tr>
<tr><td>カーブミラー</td><td>約 7,100 基</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路照明</td><td>約 12,000 基</td></tr>
<tr><td rowspan="2">昇降施設</td><td>エレベーター</td><td>55 基</td></tr>
<tr><td>エスカレーター</td><td>44 基</td></tr>
<tr><td colspan="2">ポンプ施設</td><td>18 か所</td></tr>
</table>
（令和３(2021)年３月31日現在）
</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">道路施設</th><th>数量</th></tr>
<tr><td colspan="2">ボックスカルバート</td><td>16か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">トンネル</td><td>6か所（8本）</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路斜面</td><td>約1,900箇所</td></tr>
<tr><td colspan="2">自由通路</td><td>8か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペデストリアンデッキ</td><td>10か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">横断歩道橋</td><td>112橋</td></tr>
<tr><td colspan="2">大型標識（門型）</td><td>12基</td></tr>
<tr><td colspan="2">片持ち式標識</td><td>約740基</td></tr>
<tr><td rowspan="3">小規模附属物</td><td>地点名標識</td><td>約 1,890 基</td></tr>
<tr><td>路側式標識</td><td>約 2,410 基</td></tr>
<tr><td>カーブミラー</td><td>約 7,940 基</td></tr>
<tr><td colspan="2">道路照明</td><td>約 12,000 基</td></tr>
<tr><td rowspan="2">昇降施設</td><td>エレベーター</td><td>59 基</td></tr>
<tr><td>エスカレーター</td><td>44 基</td></tr>
<tr><td colspan="2">ポンプ施設</td><td>19 か所</td></tr>
</table>
（令和７(2025)年３月31日現在）
</td><td>時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）</td></tr>
<tr><td>133</td><td>資料編２インフラ施設の内訳（２）橋りょう施設ア橋長別の橋りょう数</td><td>
<table>
<tr><th>橋長</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>2～15m</td><td>485 橋</td></tr>
<tr><td>15～50m</td><td>96 橋</td></tr>
<tr><td>50～100m</td><td>11 橋</td></tr>
<tr><td>100m以上</td><td>18 橋</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>610 橋</td></tr>
</table>
（令和３(2021)年３月31日現在）
</td><td>
<table>
<tr><th>橋長</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>2～15m</td><td>481 橋</td></tr>
<tr><td>15～50m</td><td>97 橋</td></tr>
<tr><td>50～100m</td><td>11 橋</td></tr>
<tr><td>100m以上</td><td>19 橋</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>608 橋</td></tr>
</table>
（令和７(2025)年３月31日現在）
</td><td>時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>133</td><td>資料編２
インフラ施設の内訳（２）
橋りょう施設イ
橋種別の橋りょう数</td><td>
<table>
<tr><th>橋種別</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>鉄筋コンクリート橋</td><td>312 橋</td></tr>
<tr><td>プレストレストコンクリート橋</td><td>196 橋</td></tr>
<tr><td>鋼橋</td><td>90 橋</td></tr>
<tr><td>混合橋</td><td>6 橋</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>6 橋</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>610 橋</td></tr>
</table>
（令和３(2021)年３月31日現在）
</td><td>
<table>
<tr><th>橋種別</th><th>数量</th></tr>
<tr><td>鉄筋コンクリート橋</td><td>309 橋</td></tr>
<tr><td>プレストレストコンクリート橋</td><td>196 橋</td></tr>
<tr><td>鋼橋</td><td>91 橋</td></tr>
<tr><td>混合橋</td><td>6 橋</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>6 橋</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>608 橋</td></tr>
</table>
（令和７(2025)年３月31日現在）
</td><td>時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）</td></tr>
<tr><td>133</td><td>資料編２
インフラ施設の内訳（３）
自転車対策施設ア
自転車等駐輪場</td><td>八丁畷駅周辺自転車等駐車場第３施設
―
―
―
産業道路駅周辺自転車等駐車場第１施設
産業道路駅周辺自転車等駐車場第２施設
産業道路駅周辺自転車等駐車場第３施設
―
平間駅周辺自転車等駐車場第５施設
―
―
向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第３施設
向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場第６施設
―</td><td>（削除）
大師橋駅周辺自転車等駐車場第１施設
大師橋駅周辺自転車等駐車場第２施設
大師橋駅周辺自転車等駐車場第３施設
（削除）
（削除）
（削除）
川崎駅東口周辺自転車等駐車場第12施設
（削除）
武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場第７施設
宮崎台駅周辺自転車等駐車場第７施設
（削除）
（削除）
若葉台駅周辺自転車等駐車場第１施設</td><td>時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）</td></tr>
<tr><td>136</td><td>資料編２
インフラ施設の内訳（３）
自転車対策施設イ
自転車等保管所</td><td>柳町自転車等保管所
二子自転車等保管所
（令和３(2021)年３月31日現在）</td><td>（削除）
（削除）
（令和７(2025)年３月31日現在）</td><td>時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）</td></tr>
</table>

本編ページ	項目	修正前	修正後	理由
137	資料編２ インフラ施設の内訳（４） 河川施設	（令和３（2021）年３月31日現在）	（令和７（2025）年３月31日現在）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）
137	資料編２ インフラ施設の内訳（５） 公園施設	令和３（2021）年３月３１日現在　（面積単位：ha） 区別 / 公園種別 ／ 川崎区 ／ 幸区 ／ 中原区 ／ 高津区 ／ 宮前区 ／ 多摩区 ／ 麻生区 ／ 合計（各 箇所・面積） 基幹公園 住区基幹 街区公園 123 24.36 95 11.13 99 9.04 126 12.99 200 23.94 130 13.53 242 26.58 1,015 121.57 近隣公園 4 7.73 2 3.94 1 1.57 3 5.10 5 7.41 3 4.29 15 28.09 33 58.15 地区公園 2 11.61 2 9.53 1 4.07 0 0.00 0 0.00 1 3.15 0 0.00 6 28.36 小計 129 43.70 99 24.59 101 14.69 129 18.10 205 31.36 134 20.97 257 54.67 1,054 208.08 都市基幹 総合公園 1 17.05 0 0.00 1 43.59 0 0.00 0 36.92 1 93.30 1 10.47 4 201.33 運動公園 0 7.23 0 13.19 1 31.75 0 29.28 0 0.00 1 3.26 0 0.00 2 84.71 小計 1 24.28 0 13.19 2 75.34 0 29.28 0 36.92 2 96.56 1 10.47 6 286.04 特殊公園 風致公園 0 0.00 0 0.00 0 0.00 0 0.00 1 12.98 0 0.00 0 0.00 1 12.98 植物園 0 0.00 0 0.00 0 0.00 0 0.00 0 0.00 1 1.24 0 0.00 1 1.24 広場公園 0 0.00 0 0.00 1 0.11 0 0.00 0 0.00 0 0.00 0 0.00 1 0.11 墓園 0 0.00 0 0.00 0 0.00 1 49.52 0 0.00 0 0.62 1 31.37 2 81.51 小計 0 0.00 0 0.00 1 0.11 1 49.52 1 12.98 1 1.86 1 31.37 5 95.83 都市林 0 0.00 0 0.00 3 2.30 12 12.82 8 4.77 9 20.25 39 66.67 71 106.82 緑道 6 2.48 4 2.78 6 1.90 2 0.65 0 0.00 0 0.00 2 0.94 20 8.75 都市緑地 18 4.50 8 0.79 2 0.75 15 1.17 8 11.05 16 8.62 48 25.82 115 52.70 合計 154 74.96 111 41.36 115 95.09 159 111.54 222 97.09 162 148.25 348 189.94 1,271 758.22 市民一人あたりの公園面積（㎡） 3.22 2.42 3.59 4.76 4.15 6.66 10.49 4.92 人口(R3.3.31) 232,360 170,871 264,684 234,436 233,842 222,510 181,043 1,539,946 （注１）複数の区にまたがっている公園（生田緑地、多摩川緑地、緑ヶ丘霊園等）は、面積の一番大きい区で１箇所とした。 （注２）市民一人あたりの公園面積は、平方メートルです。 （注３）面積は㎡で集計し、haに換算後に四捨五入しています。そのため、小計、合計と内訳とが一致しない場合があります。 （注４）記載の公園施設は、次のとおりです。 １　川崎市が、何らかの施設をもって設置若しくは管理する公園又は緑地、およびその建設予定地施設。 ２　都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく都市公園で、国や県等が設置若しくは管理する公園。	令和７（２０２５）年３月３１日現在　（面積単位：ha） 区別 / 公園種別 ／ 川崎区 ／ 幸区 ／ 中原区 ／ 高津区 ／ 宮前区 ／ 多摩区 ／ 麻生区 ／ 合計（各 箇所・面積） 基幹公園 住区基幹 街区公園 123 24.37 95 11.24 99 9.04 130 13.09 203 24.06 134 13.94 247 26.67 1,031 122.40 近隣公園 4 7.87 2 3.94 1 1.57 3 5.14 6 9.91 3 4.29 15 28.10 34 60.82 地区公園 2 11.61 2 9.53 1 4.07 0 0.00 0 0.00 1 3.15 0 0.00 6 28.36 小計 129 43.84 99 24.71 101 14.69 133 18.23 209 33.97 138 21.39 262 54.77 1,071 211.58 都市基幹 総合公園 1 17.22 0 0.00 1 43.59 0 0.00 0 36.92 1 93.30 1 10.47 4 201.50 運動公園 0 7.24 0 13.19 1 32.94 0 29.42 0 0.00 1 3.26 0 0.00 2 86.05 小計 1 24.46 0 13.19 2 76.53 0 29.42 0 36.92 2 96.56 1 10.47 6 287.54 特殊公園 風致公園 0 0.00 0 0.00 0 0.00 0 0.00 1 13.09 0 0.00 0 0.00 1 13.09 歴史公園 0 0.00 0 0.00 0 0.00 1 0.31 0 0.00 0 0.00 0 0.00 1 0.31 植物園 0 0.00 0 0.00 0 0.00 0 0.00 0 0.00 1 1.24 0 0.00 1 1.24 広場公園 0 0.00 0 0.00 1 0.11 0 0.00 0 0.00 0 0.00 0 0.00 1 0.11 墓園 0 0.00 0 0.00 0 0.00 1 49.52 0 0.00 0 0.65 1 31.81 2 81.98 小計 0 0.00 0 0.00 1 0.11 2 49.83 1 13.09 1 1.89 1 31.81 6 96.72 都市林 0 0.00 0 0.00 3 2.30 12 13.86 7 4.98 10 22.36 42 74.77 74 118.27 緑道 7 2.58 4 2.78 6 1.90 2 0.65 0 0.00 0 0.00 2 0.94 21 8.84 都市緑地 18 4.73 8 0.79 2 0.75 14 1.00 8 11.11 16 8.62 48 25.82 114 52.83 合計 155 75.61 111 41.47 115 96.27 163 112.99 225 100.06 167 150.81 356 198.57 1,292 775.78 市民一人あたりの公園面積（㎡） 3.25 2.37 3.59 4.79 4.27 6.61 11.04 4.99 人口(R7.3.31) 232,453 174,733 268,527 235,930 234,355 228,018 179,904 1,553,920 （注１）複数の区にまたがっている公園（生田緑地、多摩川緑地、緑ヶ丘霊園等）は、面積の一番大きい区で１箇所とした （注２）面積については平方メートル（㎡）で集計し、ヘクタール（ha）に換算後、四捨五入しているため、小計・合計と内訳が一致しない場合がある （注３）「市民一人あたり公園面積」の単位は平方メートル（㎡）	時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>136</td><td>資料編２インフラ施設の内訳（６）港湾施設</td><td>
<table>
<tr><th>施設名称</th><th colspan="2">施設の内訳</th><th>数量</th></tr>
<tr><td rowspan="11">港湾施設</td><td colspan="2">水域施設</td><td>28か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">外郭施設</td><td>20か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">係留施設</td><td>40か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨港交通施設</td><td>95か所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">荷さばき施設</td><td>荷さばき地</td><td>612,954㎡</td></tr>
<tr><td>軌道走行式荷役機械</td><td>9基</td></tr>
<tr><td colspan="2">船舶役務用施設</td><td>4か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">港湾環境整備施設</td><td>11か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">港湾施設用地</td><td>2,799,976㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>事務所附帯施設</td><td>4か所</td></tr>
<tr><td>電気施設</td><td>285基</td></tr>
</table>
（令和３(2021)年３月31日現在）
</td><td>
<table>
<tr><th>施設名称</th><th colspan="2">施設の内訳</th><th>数量</th></tr>
<tr><td rowspan="11">港湾施設</td><td colspan="2">水域施設</td><td>28か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">外郭施設</td><td>22か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">係留施設</td><td>33か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨港交通施設</td><td>94か所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">荷さばき施設</td><td>荷さばき地</td><td>627,275㎡</td></tr>
<tr><td>軌道走行式荷役機械</td><td>9基</td></tr>
<tr><td colspan="2">船舶役務用施設</td><td>2か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">港湾環境整備施設</td><td>10か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">港湾施設用地</td><td>2,792,082㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>事務所附帯施設</td><td>6か所</td></tr>
<tr><td>電気施設</td><td>294基</td></tr>
</table>
（令和７(2025)年３月31日現在）
</td><td>時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）</td></tr>
<tr><td>138</td><td>資料編２インフラ施設の内訳（７）上下水道施設ア 上水道施設</td><td>
<table>
<tr><th>施設名称</th><th>施設の内訳</th><th>数量</th></tr>
<tr><td rowspan="4">上水道施設</td><td>浄水場</td><td>1か所</td></tr>
<tr><td>配水池</td><td>7か所</td></tr>
<tr><td>配水塔</td><td>5か所</td></tr>
<tr><td>水道管路総延長</td><td>約2,500km</td></tr>
</table>
（令和３(2021)年３月31日現在）
</td><td>
<table>
<tr><th>施設名称</th><th>施設の内訳</th><th>数量</th></tr>
<tr><td rowspan="4">上水道施設</td><td>浄水場</td><td>1か所</td></tr>
<tr><td>配水池</td><td>7か所</td></tr>
<tr><td>配水塔</td><td>5か所</td></tr>
<tr><td>水道管路総延長</td><td>約2,557km</td></tr>
</table>
（令和７(2025)年３月31日現在）
</td><td>時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）</td></tr>
<tr><td>138</td><td>資料編２インフラ施設の内訳（７）上下水道施設イ 工業用水道施設</td><td>
<table>
<tr><th>施設名称</th><th>施設の内訳</th><th>数量</th></tr>
<tr><td rowspan="4">工業用水道施設</td><td>取水施設</td><td>7か所</td></tr>
<tr><td>浄水場</td><td>2か所</td></tr>
<tr><td>調整池</td><td>3か所</td></tr>
<tr><td>工業用水道管路総延長</td><td>約100km</td></tr>
</table>
（令和３(2021)年３月31日現在）
</td><td>
<table>
<tr><th>施設名称</th><th>施設の内訳</th><th>数量</th></tr>
<tr><td rowspan="4">工業用水道施設</td><td>取水施設</td><td>7か所</td></tr>
<tr><td>浄水場</td><td>2か所</td></tr>
<tr><td>調整池</td><td>3か所</td></tr>
<tr><td>工業用水道管路総延長</td><td>約103km</td></tr>
</table>
（令和７(2025)年３月31日現在）
</td><td>時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>修正前</th><th>修正後</th><th>理由</th></tr>
<tr>
<td>138</td>
<td>資料編２
インフラ施設の内訳（７）
上下水道施設ウ 下水道施設</td>
<td>
<table>
<tr><th>施設名称</th><th>施設の内訳</th><th>数量</th></tr>
<tr><td rowspan="3">下水道施設</td><td>処理場、スラッジセンター</td><td>5か所</td></tr>
<tr><td>ポンプ場、雨水滞水池施設</td><td>23か所</td></tr>
<tr><td>管路総延長</td><td>約3,150㎞</td></tr>
</table>
（令和３(2021)年３月31日現在）
</td>
<td>
<table>
<tr><th>施設名称</th><th>施設の内訳</th><th>数量</th></tr>
<tr><td rowspan="3">下水道施設</td><td>処理場、スラッジセンター</td><td>5か所</td></tr>
<tr><td>ポンプ場、雨水滞水池施設</td><td>23か所</td></tr>
<tr><td>管路総延長</td><td>約3,167㎞</td></tr>
</table>
（令和７(2025)年３月31日現在）
</td>
<td>時点更新（令和６（2024）年度版公共施設白書の内容を反映しました。）</td>
</tr>
</table>

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
139	資料編３ 中長期的な経費見込みの試算根拠	Ｐ30の「第２章２（３）公共施設の維持管理・更新に係る中長期的な経費見込」については、以下の試算条件に基づき算出しています。	Ｐ.33の「第２章２（３）公共施設の維持管理・更新に係る中長期的な経費見込み」については、以下の試算条件に基づき算出しています。	軽微な修正
139	資料編３ 中長期的な経費見込みの試算根拠	一方、過去５年間の決算額の平均については、以下の「維持補修費」と「普通建設事業費（更新整備分（推計値））」の合計値を使用し、算出しています。	一方、策定時直近５年間（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）及び中間見直し時直近５年間（令和２（2020）年度～令和６（2024）年度）の決算額の平均については、以下の「維持補修費」と「普通建設事業費（更新整備分（推計値））」の合計値を使用し、算出しています。	中間見直し時直近５年間の決算額平均の説明を追記しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
	資料編４ 収支フレーム（令和8～11(2026～2029)年度）【事業費ベース】		（削除）	本編に掲載するため、資料編からは削除します。

収支均衡に向けて、令和4～8(2022～2026)年度の5年間を「収支フレーム」と位置付け、その後の令和9～13(2027～2031)年度の5年間の「収支見通し」も視野に置きながら、財政運営を行います。

＊歳入は、国の経済見通しの「ベースラインケース」による見込みを基本としています。

＊歳入・歳出とも、過去の減債基金借入金を除いています。

（単位 億円）

	収支フレーム						収支見通し				
	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）	R6（2024）	R7（2025）	R8（2026）	R9（2027）	R10（2028）	R11（2029）	R12（2030）	R13（2031）
市税	3,457	3,675	3,735	3,752	3,806	3,836	3,855	3,887	3,917	3,936	3,956
地方消費税交付金	329	325	328	321	335	349	340	342	344	335	346
地方譲与税・その他の県交付金	125	145	143	144	144	145	145	145	146	146	146
普通交付税・臨時財政対策債	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通交付税	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨時財政対策債	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他一般財源	132	106	106	106	105	104	104	103	102	103	104
退職手当債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政改革推進債	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	30
歳入合計	4,155	4,321	4,382	4,393	4,460	4,504	4,514	4,547	4,579	4,590	4,582
減債基金借入金 返済	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20
投資的経費	238	315	295	251	241	240	244	234	271	264	246
未定枠	0	0	0	0	0	0	0	0	50	50	50
大規模な投資的経費（新規分）	1	2	5	7	7	8	10	9	14	13	12
大規模な投資的経費（継続分）	69	153	110	58	41	40	47	41	35	39	30
基礎的な投資的経費	168	160	180	186	193	192	187	184	172	162	154
一部の社会保障関連経費	1,062	1,100	1,132	1,149	1,175	1,195	1,205	1,215	1,226	1,236	1,244
高齢者福祉	332	348	355	358	365	374	382	389	398	406	411
障害者福祉	237	244	253	253	258	258	260	263	265	267	270
生活保護	142	143	143	143	143	143	143	143	143	143	143
保育事業（待機児童対策）	311	325	341	355	369	380	380	380	380	380	380
小児医療費助成	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
公債費（諸費を除く）	680	691	698	695	685	666	660	660	640	657	653
管理的経費・政策的経費	2,461	2,454	2,463	2,418	2,408	2,393	2,397	2,400	2,407	2,396	2,402
職員給与費	1,249	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252	1,252
管理的経費	502	497	495	467	463	467	466	463	462	461	464
政策的経費(中学校給食(PFI分)含む)	710	705	716	699	693	674	679	685	693	683	686
歳出合計	4,441	4,560	4,588	4,513	4,509	4,494	4,506	4,529	4,564	4,573	4,565
収支	▲ 286	▲ 239	▲ 206	▲ 120	▲ 49	10	8	18	15	17	17
減債基金からの借入残高	813	1,052	1,258	1,378	1,427	1,427	1,427	1,407	1,387	1,367	1,347

決算見込ベース

減債基金からの新規借入（返済は△表記）	*129*	*194*	*161*	*75*	*4*	*△ 55*	*△ 53*	*△ 83*	*△ 80*	*△ 82*	*△ 82*
減債基金からの借入残高	*656*	*850*	*1,011*	*1,086*	*1,090*	*1,035*	*982*	*899*	*819*	*737*	*655*

※決算における収支改善を見込む（年45億円H24-R2平均・R3はR4.3月補正後の現計予算）

※退職手当債・行政改革推進債を一般財源として扱っています。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
141	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例	５　資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例	４　資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例	軽微な修正
141	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例	～川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備～	（１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備	軽微な修正
141	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備ア　背景	平成20(2008)年３月に策定された「富士見周辺地区整備基本計画」においては、「大ホール機能は、改築後の体育館（現川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき））に機能移転すること、会議室、学習室等の市民館機能は現位置で改築することを基本」とされ、「立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と、庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図る」こととしていました。 「富士見周辺地区整備基本計画」は策定から約10年が経過し、社会状況等の変化に対応するため見直しを行い、平成30(2018)年３月に「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を取りまとめ、川崎区における市民館機能は、川崎市立労働会館（以下「労働会館」といいます。）の建物の一部に、移転することが決定しました。	平成20(2008)年３月に策定された「富士見周辺地区整備基本計画」においては、「大ホール機能は、改築後の体育館（現川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき））に機能移転すること、会議室、学習室等の市民館機能は現位置で改築することを基本」とし、「立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と、庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図る」こととしていました。 「富士見周辺地区整備基本計画」は策定から約10年が経過し、社会状況等の変化に対応するため見直しを行い、平成30(2018)年３月に「川崎区における市民館機能のあり方について～再編整備の方向性～」を取りまとめ、川崎区における市民館機能は、川崎市立労働会館（以下「労働会館」という。）の建物の一部に、移転することが決定しました。	軽微な修正

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
142	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備イ　再編整備の概要	―	 川崎市民館･労働会館の外観イメージ （出典：「令和８年２月文教委員会資料」）	軽微な修正
143	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備イ　再編整備の概要	【整備手法】 構造躯体は適切な施設・設備の改修を前提として、令和元（2019）年度から77年間利用可能との評価結果であること、耐震補強に伴うスケルトン改修を契機とし、設備等の更新を実施することが効率的・効果的であること、大規模改修により改築同程度の機能改善が見込まれること、長寿命化は改築と比べ一層の脱炭素化への貢献が実現できること等を踏まえ、本市の資産マネジメントの考え方に基づく大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として、大規模改修や予防保全等による施設・設備の改修を計画的に実施することにより、今後60年程度の施設利用を目指します。	【整備手法】 平成31年（2019）年３月に「川崎市教育文化会館及び川崎市立労働会館の再編整備に関する基本構想」を策定し、労働会館内の１階から３階に市民館機能を配置するとともに、ホール及び４階・５階に労働会館機能を配置し、必要な諸室を整備することなどを整理しました。 また、令和３（2021）年１月に策定した「川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館再編整備基本計画」において、構造躯体は適切な施設・設備の改修を前提として、令和元（2019）年度から77年間利用可能との評価結果であること、耐震補強に伴うスケルトン改修を契機とし、設備等の更新を実施することが効率的・効果的であること、大規模改修により改築同程度の機能改善が見込まれること、長寿命化は改築と比べ一層の脱炭素化への貢献が実現できること等を踏まえ、本市の資産マネジメントの考え方に基づく大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業として、耐震補強を含むスケルトン改修や予防保全等による施設・設備の改修を計画的に実施することにより、今後60年程度の施設利用を目指すこととしました。	川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備に関する中間的な検証から、主な検証項目について抜粋しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
143	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備ウ　本事業に係る中間検証	―	ウ　本事業に係る中間検証	軽微な修正
143	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備ウ　改修工事の検証状況	―	令和３（2021）年５月から実施設計及び工事発注に向けた手続きを進め、令和５年（2023）年３月の入札不調を受けた再発注や、実施設計などを経て、令和６年度より工事に着手しましたが、新築時に設置したと思われるシートパイルが残置されており除却等が必要となったことや、内装を解体したところ、設計図と躯体の状況が異なっており、構造計算のやり直しや設備配管ルート等の設計変更が必要となったことなどから、工期延長や工事費の増加を伴う契約変更により、供用開始が遅れ、利用団体等において代替施設の確保や活動場所の変更を余儀なくされるなどの負担が生じました。 こうしたことから、令和８（2026）年11月現在、工事中ではあるものの、これらの要因は、特に難易度の高い大規模改修工事（構造計画・設備計画の再構築を伴うスケルトン改修工事）に起因するものであると考えられることから、今回の整備手法の判断経過や事前調査の妥当性・重要性などを検証し、特に難易度の高い大規模改修工事を検討するうえでの留意事項を整理するため、中間検証を行いました。 【検証項目】 中間検証では、下表のア～カについて検証を行いました。また、オ～コについては、供用開始後１年を目途に、最終検証として実施することとしました。	川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備に関する中間的な検証から、主な検証項目について抜粋しました。

<table>
<tr><th>本編ページ</th><th>項目</th><th>改定前</th><th>改定後</th><th>理由</th></tr>
<tr><td>143</td><td>資料編４
資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例
（１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備ウ　改修工事の検証状況</td><td>―</td><td><table>
<tr><th colspan="2">検証項目</th><th>検証時期</th></tr>
<tr><td>ア</td><td>計画立案段階での判断</td><td>中間</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>基本計画・実施設計での施設状況の把握</td><td>中間</td></tr>
<tr><td>ウ</td><td>実施設計段階での増額原因</td><td>中間</td></tr>
<tr><td>エ</td><td>建築工事の入札不調による増額や工期延長の原因</td><td>中間</td></tr>
<tr><td>オ</td><td>特に難易度の高い大規模改修工事のリスク</td><td>中間・最終</td></tr>
<tr><td>カ</td><td>労働会館改修工事を踏まえた今後の対応</td><td>中間・最終</td></tr>
<tr><td>キ</td><td>大規模改修による機能改善</td><td>最終</td></tr>
<tr><td>ク</td><td>改修と改築の脱炭素化効果の比較</td><td>最終</td></tr>
<tr><td>ケ</td><td>完成した施設の利用者への意見聴取</td><td>最終</td></tr>
<tr><td>コ</td><td>「資産マネジメントの考え方に基づく大規模施設の複合化・長寿命化のモデル事業」としての評価</td><td>最終</td></tr>
</table></td><td>労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備に関する中間的な検証から、主な検証項目について抜粋しました。</td></tr>
<tr><td>144</td><td>資料編４
資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例
（１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備ウ　本事業に係る中間検証</td><td>―</td><td>【中間検証結果】
ア　計画立案段階での判断
　本事業に係る意思決定に当たっては、所定の庁内手続、市民意見の聴取及び議会報告等を経ながら、段階的に検討及び決定を行いました。
躯体については、令和元（2019）年時点で77年間の利用が可能との評価結果が示されていたことに加え、大規模改修により改築と同程度の機能改善が見込まれること、改築と比較して費用面で有利であること、さらには脱炭素への貢献が期待できることなどを踏まえ、本事業を進める判断を行いました。これらの判断は、その時点で得られていた調査結果や検討資料に基づいて行われたものであり、当時としては合理性を有していたものと考えます。
一方で、竣工図と現況との整合性確認、既存建物に係る事前調査の範囲や手法などについて留意すべきであったと考えます。</td><td>川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備に関する中間的な検証から、主な検証項目について抜粋しました。</td></tr>
</table>

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
144	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備ウ　本事業に係る中間検証	―	イ　基本計画・実施設計での施設状況の把握 　本工事では杭の新設施工が必要となりましたが、地中埋設物との干渉を想定した事前調査は実施していませんでした。また、実施設計段階においては、新築時の設計図を基に設計を進めており、現地調査は、施設運営をしながら実施していたことから、一部内装解体した上での躯体や設備配管等の事前確認は制限があったため、壁や天井の点検口から目視で確認していました。そのため、設計図と実際の躯体が異なる部分への対応等により、工期の延長と工事費の増額となりました。 　工事を円滑に実施するには、施設の休館を伴う場合であっても、干渉リスクを事前に確認するための地中埋設物調査の実施、一部内装解体した上で躯体状況や配管ルート等を事前に確認する調査についても、費用対効果を踏まえながら、検討していく必要があったと考えます。	川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備に関する中間的な検証から、主な検証項目について抜粋しました。
144	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備ウ　本事業に係る中間検証	―	ウ 実施設計段階での増額原因 　基本計画では、類似事例の平均工事費を基本に、専門業者の知見に基づく必要費用を考慮しながら概算工事費を算出しました。 　その後、実施設計では、諸室の配置や、機能・仕様等の確定を行ったほか、更に、より一層の防災・ＢＣＰ対策として設備棟を新設することとしため、工事費は約12.3億円の増額となりました。 　一般的には、計画立案段階から設計段階に進むにつれて、計画や金額の精度が高まり、工事費の増減が生じることがあり、本事業についても同様でした。	川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備に関する中間的な検証から、主な検証項目について抜粋しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
144	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備ウ　本事業に係る中間検証	―	エ　建設工事の入札不調による増額や工期延長の原因 　再発注にあたっては、令和５年７月に改訂された工事単価等を反映するとともに、建設市場の動向をより的確に把握するため、複数の業者に条件を詳細に説明した上で、最新の見積書を再徴取しました。 　また、建設業者などへのヒアリングにより、当初設定した18か月では施工が困難であるとの意見があったことから、工期を18か月から21か月に見直しました。 　これらの対応により、工事期間は３か月の延長となり、工事費は約10.0億円の増額となりました。 　設計段階において、建設業者等へのヒアリングなどを通じ、工期やコストに係る妥当性確認などの精度を高める必要があります。 オ　特に難易度の高い大規模改修工事のリスク 　本工事は、竣工図が存在しないこと、建物の構造が複雑であったこと、耐震補強に伴う控え壁や杭の新設が必要であったこと、配管貫通孔の位置が不明確であったこと、水回りを含む抜本的な施設全体レイアウトの変更を行うことなど、複数の要因から、設計図と実際の躯体が異なる部分への対応の難易度が高くなり、検討に相当の時間を要しました。 　本工事は、本市で初めての特に難易度の高い大規模改修工事であり、工事着手後に顕在化するリスクが予見できませんでした。	川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備に関する中間的な検証から、主な検証項目について抜粋しました。
145	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備ウ　本事業に係る中間検証	―	カ　労働会館改修工事を踏まえた今後の対応 　今後、特に難易度の高い大規模改修を選択する可能性がある事業については、基本構想や基本計画などの計画立案段階、設計段階、工事段階の各段階において、事業所管部署と設計・工事発注部署であるまちづくり局施設整備部のほか、資産マネジメントを推進する総務企画局公共施設総合調整室など関係部署が緊密に連携し、リスクの把握や情報共有を行いながら、工事内容の実現性を踏まえた計画や設計の精度を高めていくことが必要となります。	川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備に関する中間的な検証から、主な検証項目について抜粋しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
145	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （１）川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備ウ　本事業に係る中間検証	―	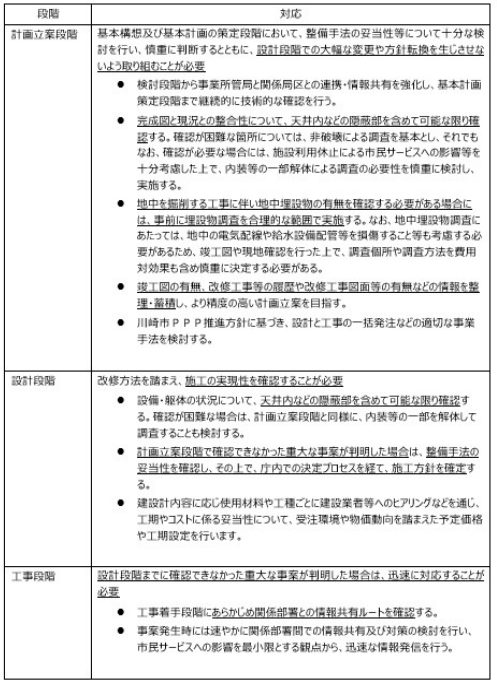 ※労働会館の中間検証を踏まえ、P.69 図表 3-2-21「施設の長寿命化等の取組フロー」において、大規模改修と建替えを判断する際の主な留意事項として記載しています。	川崎市立労働会館及び川崎市教育文化会館の再編整備に関する中間的な検証から、主な検証項目について抜粋しました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
147	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例	―	（２）大師地区複合施設・田島地区複合施設整備	新たに取組事例を掲載することに伴い、項目を追加しました。
147	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （２）大師地区複合施設・田島地区複合施設整備ア　背景	―	ア　背景	新たに取組事例を掲載することに伴い、項目を追加しました。
147	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （２）大師地区複合施設・田島地区複合施設整備ア　背景	―	大師支所・田島支所は、昭和27（1952）年に設置され、昭和47（1972）年の政令指定都市移行後も、川崎区役所の支所として、地域住民の身近な行政サービスの拠点の役割を担ってきました。 一方で、両支所庁舎ともに築40年以上が経過し、全体的な劣化が進行していることや、組織改編や業務内容の変化に伴い、諸室配置や使い勝手等に課題を抱えておりました。 また、大師地区は古くからの門前町としての歴史を有し、田島地区は臨海部の企業とともに発展してきた地区ですが、近年では大規模マンションの建設等により、新しい住民や子育て世帯が増加するなど、地域を取り巻く状況が変化しています。 こうした川崎区におけるさまざまな状況の変化や困難な課題に的確に対応するために、支所を含めた川崎区全体の機能・体制や支所庁舎等の整備について検討を進め、支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化し（機能再編）、支所は「共に支え合う地域づくりを推進する身近な地域の拠点」として、近隣のこども文化センターや老人いこいの家の機能を複合化し建て替えることとしました。	資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例として、新たに大師地区複合施設・田島地区複合施設整備の事例を取り上げることとしました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
147	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （２）大師地区複合施設・田島地区複合施設整備イ　再編整備の概要	―	イ　再編整備の概要	新たに取組事例を掲載することに伴い、項目を追加しました。
147	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （２）大師地区複合施設・田島地区複合施設整備イ　再編整備の概要	―	【再編整備の狙い】 　支所、こども文化センター、老人いこいの家の機能を複合化することで、各施設が従来から持つ機能を継承した上で、新施設の「身近な活動の場機能」、「地域の居場所機能」を充実させる取組を地域と関係局区が連携して実施します。 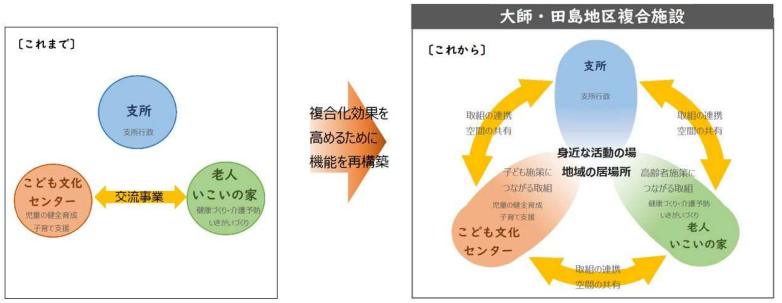 出典：「大師地区複合施設･田島地区複合施設　整備･運営基本計画」（令和４（2022）年８月）	資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例として、新たに大師地区複合施設・田島地区複合施設整備の事例を取り上げることとしました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
148	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （２）大師地区複合施設・田島地区複合施設整備イ　再編整備の概要	―	【再編整備の内容】 　新たに整備する施設は、大師地区複合施設及び田島地区複合施設とし、支所行政機能と市民利用機能の２つの機能を設定します。 　「これまで」は、支所では「支所行政」、こども文化センターでは「児童の健全育成」と「子育て支援」、老人いこいの家では「健康づくり・介護予防」と「いきがいづくり」をそれぞれ行い、こども文化センターと老人いこいの家は交流事業を行ってきました。複合化整備にあたり、複合化効果を高めるために機能を再構築し（「新施設の機能」として設定）、「これから」は、支所、こども文化センター、老人いこいの家が従来からもつ機能を満たすことはもちろん、同じ建物内で空間を共有し、新施設の「身近な活動の場機能」、「地域の居場所機能」を充実させる取組を連携して実施することにより、子ども施策や高齢者施策の拡充にもつながっていくことを示しています。 　整備にあたっては、機能を確保した上で、使いやすさを考慮しながら施設全体のコンパクト化を図ります。 　また、必要な空間のうち、地域の居場所機能となる共用スペースと一体的に整備することにより機能の充実が図られる空間を、「まちのリビング」として整備します。	資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例として、新たに大師地区複合施設・田島地区複合施設整備の事例を取り上げることとしました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
148	資料編４ 資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例 （２）大師地区複合施設・田島地区複合施設整備イ　再編整備の概要	―	【整備手法】 本事業は、効果的・効率的なサービスの提供を目的として、「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に基づき検討を進めました。 その結果、設計から建設、保守管理までを一体的に実施することで、民間事業者が有するノウハウや創意工夫を活用でき、施設の高品質化やライフサイクルコストの縮減等が期待できます。また、施設整備と維持管理を一体的に計画することで、 長期的な視点に立った施設運営が可能となります。 一方、運営業務については、サウンディング調査において、施設整備業務に携わる事業者からは、運営業務のリスクまで一体的に負うことは困難、運営に携わる事業者からは、施設特性から運営を一括発注に含めてもコスト削減は見込めないなどの意見があったことも踏まえ、施設の品質や運営業務の質確保、施設整備事業者・運営事業者双方の参画機会確保の観点から、運営業務は設計・建設の一括発注の範囲には含めないこととしました。 従って、「BTM+O方式」（Build-Transfer-Maintenance＋Operationの略）を採用し、現支所庁舎の解体、新施設の設計・建設・維持管理を一体的に進めるとともに、運営業務は別途発注としました。  大師地区複合施設の外観イメージ 出典：文教委員会資料（令和７（2025）年２月）  田島地区複合施設の外観イメージ 出典：文教委員会資料（令和７（2025）年８月）	資産保有の最適化に係るこれまでの取組事例として、新たに大師地区複合施設・田島地区複合施設整備の事例を取り上げることとしました。

本編ページ	項目	改定前	改定後	理由
149	資料編５ かわさき市民アンケートによる調査（１）かわさき市民アンケート調査概要	資料編 6	資料編 5	軽微な修正
151	資料編５ かわさき市民アンケートによる調査（１）かわさき市民アンケート調査概要	川崎市における将来の人口動向（2030年以降人口減少見込）等を踏まえ、公共施設の数や面積を削減していかなくてはならなくなった場合、あなたはどのような施設について優先的に削減していく必要があると考えますか。	川崎市における将来の人口動向（2030年以降人口減少見込み）等を踏まえ、公共施設の数や面積を削減していかなくてはならなくなった場合、あなたはどのような施設について優先的に削減していく必要があると考えますか。	軽微な修正